

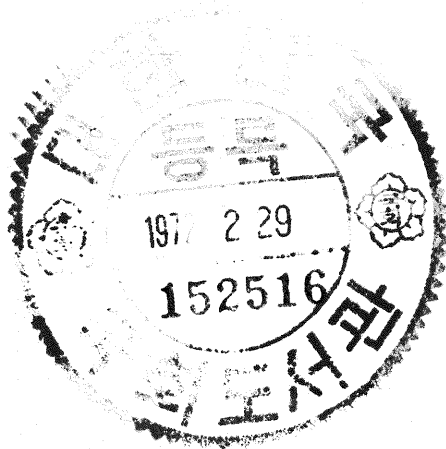
WF
Su
2
1
9

朝鮮の水産業

朝鮮總督府

凡例

- 一 本書は朝鮮水産業の變遷竝本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂したるものなり。
- 二 統計表は記事に對し引例に供するを目的とし據るべき統計なきものゝ外明治四十三年以降昭和元年迄の分を掲記せり。
- 三 統計表に掲げたる指數は初年分(明治四十三年未詳なるものは明治四十四年分)を百とし増減の割合を示したり。



朝鮮の水産業

目次

第一章	總說	一頁
第二章	漁業	五
第一節	漁場	五
第二節	漁業の種類	六
第三節	漁船漁具	八
第四節	漁獲物の處理運搬	三
第五節	販賣機關	二四
第六節	漁港	一六
第七節	漁業資金	二
第八節	移住漁民	三三
第九節	漁家の副業	二四

第十節 漁業處分及取締……………二六

第三章 養殖業……………二八

第四章 製造業……………三〇

第五章 輸移出……………三四

第六章 試驗調查……………三七

第七章 指導教育……………三九

第八章 水產團體……………四〇

第一節 水產會……………四〇

第二節 漁業組合……………四二

附表

第一表 水產業生產高、戶口、船舶數表……………一

第二表 漁獲高、漁業者戶口、漁船數表……………二

第三表 製造高、製造業者戶口、船舶數表……………三

第四表 種類別漁獲高累年比較表……………五

第五表	種類別製造高累年比較表.....	一四
第六表	種類別養殖高累年比較表.....	一八
第七表	漁獲高道別累年比較表.....	二〇
第八表	製造高道別累年比較表.....	二二
第九表	養殖高道別累年比較表.....	二四
第十表	漁業別漁獲高表.....	二五
第十一表	漁船累年比較表.....	二五
第十二表	仕向地別鮮魚輸出額累年比較表.....	二七
第十三表	仕向地別水產製品輸出額累年比較表.....	二七
第十四表	漁業處分件數累年比較表.....	二九
第十五表	漁業組合設立狀況表.....	三〇
第十六表	地方費水產業費累年比較表.....	三〇
第十七表	漁期、漁場及漁具.....	三二

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて四千三百九十五里（九千三百二十五哩）の長きに亙り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港錨地に適するもの少く、然も沿岸に併行せる金剛山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩慢なり、之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎に達し、廣漠なる干潟を成し且概ね遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず、又釜山港より珍島附近に、至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅棋布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、統營、馬山、鎮海、三千浦、彌助、羅老島、麗水其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東、西兩海岸の中間に位す、而して暖流たる對島海流の一派は、

朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流を遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を経て黄海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海洲に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端、竹邊附近より東方に轉じ、再び南海岸に現れ迂回して西海岸に出で黄海に入るものゝ如し、之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝屈曲、島嶼の散在、寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに日韓併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ、且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の智識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、漁村の健全なる發達を促進せしめむことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水産製品検査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水産會の施設を助長して水産業の改良發達を促進し、又斯業の獎勵、漁民の教養に關しては實地に之を指導する等、中央、地方相呼應して或は國費を支出し、或は地方費を支出し以て朝鮮水産業の發達進歩の爲力を臻せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と

區別	數		內地に對する 朝鮮の割合
	內	朝鮮	
沿岸里數	七、〇四〇 _里	四、三九五 _里	六・二四 _割
漁場面積	九六、〇〇〇 _{平方里}	五〇、〇〇〇 _{平方里}	五・二一
漁船數	三五〇、九四三 _隻	三三、〇〇七 _隻	・九四
漁業者戶數	五五五、七一二 _戶	九七、〇三八 _戶	一・七四
漁業者人口	一、二一四、九九三 _人	三八六、九四八 _人	三・一八
漁獲高	二四四、五七三、一六六 _圓	五六、二二四、九八六 _圓	二・二九

相距ること尙甚だ遠きもの少からずと雖、而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、大正十五年昭和元年に於て漁獲高五千六百二十二萬圓、製造高三千四百十二萬圓に達し漁獲高に於て八倍三分、製造高に於て十二倍三分の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、大正十五年昭和元年に於て漁獲高二億四千四百五十七萬圓、製造高一億八千三百二十萬圓となり漁獲高に於て三倍一分、製造高に於て四倍八分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべく、尙沿岸里數其他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。(大正十五年の統計に據る)

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内朝鮮に在りては東海岸は百尋線内西南兩海岸は距岸平均約六十哩以内の水面積なり

前表に依り更に沿岸里數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸里數一里に對する

漁場面積		漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
平方里 一四	平方里 一一	隻 五三	隻 八	戶 九	戶 三三	人 一七三	人 八八	匁 四七四〇	匁 二二二六

(ロ) 漁場面積一平方哩に對する

漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
隻 三六	隻 〇七	戶 五八	戶 一九	人 三三六	人 七七	匁 二五八	匁 一〇〇四

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄なるを見るべく、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁業の前途縮々たる餘裕の存するを見るべく、尙將來養殖適地の廣大なること及沿海州竝支那海方面に雄飛する餘地少からざること等に想到せば其の前途の益洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規たる漁業令は明治四十四年の制定に係り、明治四十五年四月一日より之を施行せられたり、本法に於て漁業權の設定は行政官廳の免許に依ることとし相續、讓渡、共有、抵當又は貸付の場合に限り之を權利の目的と爲すことを得せしめたるれども、相續の場合を除くの外讓渡、共有、抵當、貸付に付ては孰れも行政官廳の許可を要することとし、内鮮人の間には何等規定上の區別を設けざることとし、免許漁業は分て第一種乃至第六種と爲す、第一種免許漁業は内地の定置漁業、第二種は區畫漁業、第三種乃至第五種は特別漁業、第六種は水面専用漁業に該當す、漁業權の存續期間は十年以内とし漁業權者の申請に依り之を更新し得ることを認め、又財産權として相當の保護を爲すと共に水産動植物の蕃殖保護、軍事上其他公益上に支障なからしむるが爲に免許したる漁業を制限し、停止し又は免許を取消すことを得る場合を規定せり、又許可漁業は之を十一種に分類し、第一種捕鯨業、第二種「トロール」漁業、第三種潛水器漁業に付ては朝鮮總督、第四種以下の許可漁業に付ては地方長官の許可を受くることを要し、届出漁業は之を三種に分類し府尹、郡守、島司の處分に屬せしめ又漁業組合及水産組合に關する規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

ける蛸釣及鱸網船網漁業、咸南に於ける鱒舉網漁業、平南、平北に於ける蝦中船漁業、全南に於ける蝦弓船漁業、江原、咸南、咸北に於ける鯖舉揮羅網漁業、逐魚網漁業及鮭刺網漁業等稍見るべきものあり。然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間の鯧地曳網、同權現網、鱒流網、鯛延繩、鱈延繩、鯖一本釣、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改締に依り、朝鮮全沿岸に互り内地人の漁業を認めらるゝや、通漁盛んとなり之れと共に移住者亦漸次其の數を増し來れり、亞て四十二、三年日韓併合前後より内地人各種の漁業急に發展し就中巾着網、縛網、大敷網、角網、柵網等内地式漁業盛況を來し、鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來漁業は稍其の面目を一新するに至れり、殊に鯧地曳網漁業、延繩漁業等の如きは内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲並其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり、斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試験、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具漁船の給與、或は其の補助等各般に互り指導獎勵の方法を講じ夫れ々、相當の成績を挙げたり、是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮海漁業の發達に貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して、大正十五年昭和元年に於ては約百五十種の多きに達し其の漁業別漁獲高百萬圓以上のものを見るに、機船巾着網五百二十五萬圓、船曳網四百四萬圓、鮫鱈網三百八十一萬圓、捕介採藻三百二十三萬圓、打瀬網二百七十四萬圓、雜延繩二百三十二萬圓、流網

二百十一萬圓、巾着網百八十七萬圓、地曳網百六十五萬圓、機船手繰網百二十七萬圓、柵網百二十四萬圓、潜水器百十七萬圓、鯖流網百十萬圓、鯛延繩百十萬圓、明太魚刺網百一萬圓、明太魚延繩百一萬圓の十六種なり、又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを舉ぐれば鱸八百九十三萬圓、鯖六百九十五萬圓、石首魚三百五十一萬圓、明太魚二百七十六萬圓、鰺百九十四萬圓、鯛百八十一萬圓、鱈百六十七萬圓、太刀魚百四十七萬圓、鱒百四十六萬圓、鰈百四十萬圓、蝦百三十四萬圓、鮪百三十二萬圓、鰻百十五萬圓、和布百八萬圓の十四種なり。

第三節 漁船漁具

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船は日本型及朝鮮型にして、其の他多少の西洋型及支那戎克船等あり、日本型漁船は日露戦争前後より内地人漁業者の刺戟に依り鮮人の之を使用するもの漸く増加し、始政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたり、各道は鮮人間に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付並船匠講習等を施行せり、右施設に依り購入したる漁船六百七隻に達し又講習を終了したるもの四十名なり、斯くて日本型漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して^{大正十五年}昭和元年には一萬五千百九十九隻に達し、漁船總數の四割六歩に當れり、然れども其の船質を見るに打瀬網漁船の如く稍大形にして相當作業力を有するものは少く概ね一本釣、延繩及手繰網船等の小形漁船に止まるを遺憾とす、朝鮮型漁船は明

治四十四年其の數九千七百七十隻なりしものは亦漁業の發展と共に増加し、大正十五年昭和一五年には一萬七千九十九隻に達し漁船總數の五割二歩に當れり、元來朝鮮型漁船は其の構造の牢否、技工の巧拙並使用上の便否日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず、南海岸に於ては既に年々減少の傾あるを見る、本府水産試驗場に於ては之れが改良を研究し實地建造したるものを使用せしめ成績見るべきものあり、西洋型漁船として明治四十二年頃鯖、鱈流網汽船一、二隻ありしも中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船三隻を見たるに始まり大正十五年昭和一五年には實に三百八十五隻を數ふるに至り今後沖合漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込みなり、以上の外平北、平南、黃海等の如き特殊の海面を有する各道に於ては支那戎克船を使用するものあり其の數詳ならざるも大正十五年昭和一五年に於ては約三百隻に迫りたるものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの大正十五年昭和一五年には三萬三千七隻に達せりと雖、朝鮮海漁場の現況よりすれば尙其の數甚だ少く船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と、質の向上とを圖ることを要す、而して朝鮮型漁船及戎克船の外は造船材料の產出乏しきと、船匠人員不足にして其の技工亦概して不充分なるとに因り多くは内地人より移入を仰ぐの現況なれども、造船費の三分の一以上を占むる職工及人夫の勞賃の如きは之を内地に比し概して低廉なるべきを以て材料の一部は之を内地に仰ぐとするも、鮮内の造船事業は經濟上必ずしも不利益にあらざるべく、殊に修繕工事に於て最も其の必要なるを見るなり。朝鮮舊來の

漁業は主として港灣入江等に行はれたる結果其の漁具は防簾、魚箭、魚張、舉網、柱木等の定置漁具及地曳網、中船、弓船、刺網等の運用漁具に過ぎず、其の構造亦概ね粗笨なりしが内地式漁業の盛大となるに従ひ鮮人之之を模倣するもの尠からず、且本府に於ては鮫鱈網の試験を實施し、又各道に於ては漁具購入資金補助及貸付、漁具の給與、漁具製作及其の使用法の傳習等を施行し以て優良漁具の普及を圖れり。

右の施設に依り一本釣、延繩、流網及鮫鱈網等小漁具の増加を來したると共に、一方漁業の大勢に順應して近年大小各種の漁具大に増加せり、今之を列舉すれば左の如し。

(一) 抄網類

抄網類に屬する漁具は鱸焚寄網、蝦叉手網、鱒抄網、カジキリ網等にして明治四十四年其の數四百二十七統なりしもの昭和元年には總數四千四百二十四統に達せり。

(二) 刺網類

刺網類には古來明太魚、鰈、鱈、鯖、鯨、鮫、石首魚、蟹等の底刺網ありしのみにして明治四十四年其の數四千六十一統なりしもの近年鱒、鰈、鱈、鯨等の底刺網及鯖、鱈、鱈等の流網増加し、昭和元年には一萬六千八百二十統の多きに達せり。

(三) 建網類

建網類には朝鮮古來の漁具として杖矢、斐矢、舉網、曲建網、中船、柱木、弓船等あり、又内地人

は大謀網、角網、壺網等を使用し明治四十四年其の數二千二百十四統なりしもの更に八角網、小臺網等漸次増加し、昭和元年には一萬八千五百五統に達せり。

(四) 曳網類

朝鮮古來の曳網類は地曳網の一種なる揮羅網、忽致網のみなりしが其の後權現網、打瀬網、手繰網、五智網等を使用する内地人増加し明治四十四年其の數一千五百五十四統なりしもの、昭和元年には一萬四百五十六統に達せり。

(五) 旋網類

朝鮮古來の旋網類は逐魚網、網船網、舉揮羅網の三種にして内地人は旋刺網、揚操網、巾着網、縛網等を使用し明治四十四年其の數百二十二統なりしもの、昭和元年には二千四百五十二統に達せり。

(六) 掩網類

朝鮮には掩網類に屬するもの從來之を見ず現今使用する投網は内地より移入せしものにして明治四十四年其の數二百二十六統なりしもの、昭和元年には二千九百五統に達せり。

(七) 敷網類

朝鮮在來の敷網類は鯨敷網のみなりしが内地人鱈、鯨焚寄敷網を使用せし以來鮮人間にも之を使

用するものあるに至りしも其の数は尙極めて少數なり。

(八) 延繩類

明太魚延繩の外は凡て内地より傳來せるもの、如く鯛、鱧、海鰻、鱧、鱈、鱈等の延繩を主とし其の種類二十餘種に及び其の數明治四十四年一萬八千三百十六鉢なりしもの、昭和元年には十四萬二千五百鉢に達せり。

(九) 一本釣類

朝鮮には明太魚、鯰、太刀魚、石首魚、蛸釣等數種の一本釣ありしが内地人通漁以來鱈、鱈、鯛、鱈、赤魚、黑鯛、柔魚其の他の一本釣を移入し是亦現今二十餘種に及び其の數明治四十四年一萬六千六百十個なりしもの、昭和元年には四萬四千八十三個に達せり。

(一〇) 雜漁具類

茲に雜漁具と稱するは前記の九種に屬せざる各種漁具の總稱にして大は防簾、羽瀬より小は銚、碇、貝搔等に及び其の種類多く明治四十四年其の數一千八百二十九個なりしもの近年著しく増加し、昭和元年には三十三萬一千三百六十八個に達せり。

斯の如く各種の漁具大に増加し明治四十四年の總數四萬五百六十九なりしもの、大正十五年には五十七萬の多きに上れり。然れども是等漁具は朝鮮古來のものたるか若は内地にて使用せるものを其の儘

移し來りたるものに過ぎざるを以て、將來尙改良の餘地に乏しからざるべく大正十五年昭和元年中内地より移入せる漁網及網地は其の數量百四十三萬斤、價額百九十九萬圓に比し、朝鮮内に於ける漁網生産高は漸く百六萬圓に過ぎざるを以て、將來朝鮮紡績業の發達と官廳の施設とに依り斯業の改良發達を圖らんとす。

第四節 漁獲物の處理運搬

漁獲物は其種類、漁獲時の狀況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す、鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外、近時冷藏船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり、鹽魚は吠、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す、其の内地仕向に在りて漁業者又は運搬業者に依り汽船又は發動機船を以て下關其の他の地方に運搬販賣せらる、大正十五年昭和元年に於ける内地仕向運搬數量一億五千六百八十六萬斤、價額二千三百餘萬圓に及べり、運搬船は汽船四隻、石油發動機船百八十九隻、帆船日本型千三百八十六隻、朝鮮型千七百九十隻其の他百九十四隻合計三千五百六十三隻にして朝鮮内地間鮮魚の運搬を主として汽船及石油發動機船に依れり。

鮮魚の處理運搬に要する氷は一箇年約十八萬噸内外に達し之が供給は鮮内約十萬噸、内地約八萬噸とす、而して鮮内の供給は人造氷約五萬噸、天然氷約五萬噸にして内地よりの移入數量八萬噸は下關を

主とし全量の七割五歩、其の他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割五歩とし内地に往來せる鮮魚運搬船之を積載移入す、是等は内地出帆の都度氷と積載して適當の荷足と爲し、航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て、鮮魚の市場變更せざる限り、縦令朝鮮産氷の供給數量豊富となり、其の全量に對する供給力あるに至るも、將來俄かに内地製氷の供給を杜絶せしめて之れに代り得べきに非ず、然れども内地製氷に依れる結果尠からざる不利不便を招くのみならず、漸次鐵道輸送に依るもの増加すべきを以て、氷の自給自足を圖るは亦等閑に附すべからざる處なるを以て、昭和二年度以降製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ふこととし、以て斯業の開發促進に資することとせり。又朝鮮沿海の魚價は、南鮮方面に於ては逐年内地の市價に接近する傾向ありて、下關の市價は其の一倍半乃至二倍を普通とするに至りたるも、東西兩海岸の交通不便なる地方に於ては、漁業資金比較的多額を要するに拘らず往時に甚しき徑庭を見ず、故に將來漁業者の共同運搬の奨勵、又は最近勃興の氣運に在る冷凍船又は冷蔵庫の利用、其の他漁獲物處理を有利ならしむる方法を講じ漁業經濟の向上を圖るの要あり。

第五節 販賣機關

從來水産物競賣市場は専ら私人の營利事業として經營せられ、而も之が監督の法備はらず、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすること尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て

市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營並營業に付ては許可を要することとせしが、爾來其の經營許可を受けたるもの、昭和元年末調査に於て私人二十七、公共團體五(附三)合計三十二、營業許可を受けたるもの會社二十七、個人二十二、組合一合計五十に達せり、而して其の販賣には躰賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手数料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二歩、鹽乾魚三歩乃至七歩を徵收し、更に其の一割五歩内外を仲買人に歩戻金として交付す、荷主に對しては其の販賣代金中より、手数料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す、又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも、地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり、通常仲買人より身元保證金を徵收す、而して昭和元年の取扱高數量七百六十萬九千二百一貫、價額七百二十七萬二千七百五十二圓を算せり。

水産物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水産物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし、之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す、客主(又は旅閣)は漁業者又は荷主の委託を受けて、仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便にし、又荷主の爲に貨物保管に任ずる機關にして、地方に依り古來一種と株と成れるを以て、新に該營業を開始せむとする場合には、賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は

受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣と折衝し其の値段を決定す。

近時漁業組合の普及發達に伴ひ、其の施設事業として組合員漁獲物の共同販賣を施行するもの漸く多きは加へつゝあり、其の販賣品の設備、仲買人、競賣の方法、手数料、歩戻等に至りては魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るものにして、魚市場の存在せざる地方に於ては組合員の漁獲物販賣上の利益甚大なるものあり、昭和元年度末漁業組合總數百四十四中、共同販賣を施行するもの百七組合其の取扱高七百九十萬五千圓に迫べり。

此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり、本業者は主として下關其他内地に根據を有し、漁業者の要求に應じ相當の漁業資金を貸付し、之が償還條件として其の漁獲物を引渡すの契約に依り、漁期中常に運搬船を漁場に回航し漁獲物の引渡しを受け、又は特に買收して之を内地に運搬販賣しつゝあり、又は金融上相當の便宜あるも其の漁獲物は市價に比し安價に引取らるゝ爲め、漁業者の不利益尠からず。

第六節 漁港

朝鮮沿海の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ港灣約三百個所を有せども、其の多數は天然の形成に放任して絶

て人工を加へず、是れ蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繋、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、今や港灣の不良に因る漁船の遭難甚だ多く、年々二百隻乃至五百隻に達し其の死傷人員百人以上五百人、損害高三萬圓乃至四十萬圓を算する状態にして、漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も漸次増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、漁船の改良等に關し相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事に屬せり、故に大正元年以降地方費、府、面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し、緊要なる箇所より漸次完成に努めつゝありたるも、其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは漸く大正十一年度以降の事に屬す、其の漁港修築の實績を概記すれば左の如し。

(一) 國費にて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	工事概要	工費	事業主體
慶尙南道	鎮海港	大正十一年度	突堤長幅 四間 二六間 棧橋長幅 二間 二間	一五、四〇〇	國
同	同	大正十三年度	突堤長幅 四間 埋立 二、七五〇坪	一〇〇、三〇〇	同

(二) 國庫補助に依り修築したるもの (△印は施行中)

道名	港灣名	施行年度	工事概要	總工費	國庫補助	事業主體	備考
全羅北道	於青島港	自大正二元年度 至大正二元年度	防波堤延長 異間	五、七〇〇 [△]	三、三〇〇 [△]	地方費	
全羅南道	濟州港 別刀港	自大正五年年度 至大正六年年度	岩切取除 突堤築造 防波堤築造 天幅 九尺 一元間 一元間	六、三〇〇	二、三〇〇	同	
同	鞞子港	自大正七年度 至大正七年度	防波堤延長 三間	六、三二八	三、三〇〇	同	
慶尙北道	浦項港	自大正七年度 至大正九年度	左岸導水堤 一元間 右岸導水堤 一元間 制水工 深 六ヶ所 三、四四坪	二、三〇〇	六、三〇〇	同	
同	同	自大正十一年度 至大正十二年年度	制水工	四、八〇〇	三、四〇〇	同	
同	江口港	自大正三年度 至大正三年度	防波堤切開 三間	七、六二五	四、〇〇〇	同	
同	九龍浦港	自大正十一年度 至大正十一年度	防波堤 一元間	三、〇〇〇	一、〇〇〇	滄洲面	豫算額ヲ示ス
慶尙南道	彌勒港	自大正四年度 至大正五年度	埋立 防波堤 一元間 一、九七坪	六、三三三	一、三〇〇	南浦 漁業組合	
江原道	汀羅港	自大正四年度 至大正五年度	護岸 防波堤 一元間 四、七四坪	四、七四三	二、三〇〇	地方費	
同	大浦港	大正七年度	防波堤 空間	八、〇〇〇	一、三〇〇	同	

(三) 公共團體等に於て修築したるものにして主要なるもの

△江原道	△同	△慶尙南道	△同	△同	△慶尙北道	△全羅南道	咸鏡北道	同
汀羅港	大岡壑	方魚津港	浦項港	江口港	甘浦港	山地港	清津東漁港	注文津港
自昭和四年度 至昭和四年度	自昭和四年度 至昭和四年度	自大正十二年度 至昭和四年度	自昭和四年度 至昭和四年度	自大正十五年度 至昭和四年度	自大正十五年度 至昭和四年度	自大正十五年度 至昭和四年度	自大正四年度 至大正五年度	自大正十二年度 至大正十四年度
南防波堤 北防波堤 縮切堤 農務課管理 二二〇米 一五〇米 一三〇米 九〇米	掘鑿延長 底幅一〇間 深サ千湖面下 六尺 天間 一〇間	防波堤 一四間	左岸導水堤 右岸導水堤 二四米 二六米	縮切堤 右岸導水堤 埋立一八六四平方 米 四〇〇平方 米	防波堤 九五間	防波堤 二〇間	南北防波堤 空間	東防波堤 西防波堤 導水堤 九二間 七二間 四二間
一四〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
四,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	八〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六,〇〇〇	一五,〇〇〇	五,〇〇〇	八,〇〇〇
同	同	同	同	地方費	陽北面	濟州面	清津府	同
		豫算額ヲ示ス			内三〇,〇〇〇圓ハ 災害ノ爲減耗ス			豫算額ヲ示ス

道名	港灣名	施行年度	工事概要	工費	事業主體	備考
江原道	瓮津港	自大正十八年度 至大正二十一年度	防波堤延長 防波堤修理 三〇間	六〇〇〇	道川面	
同	龍湖島港	大正十四年度	突堤石造 木造棧橋 附屬護岸 三間 三間 三間	三、九〇〇	同	
黄海道	龍塘浦港	大正十一年度	海面埋立物揚場等 三、〇〇〇坪	一、九七五〇	同	
同	同	昭和二年度	鐵筋コンクリート 棧橋長 五三米 浮棧橋長 八八米 取合棧橋長 二〇米 二米	三、〇〇〇	同	豫算額ヲ示ス
同	三千浦港	大正十五年 昭和元年度	防波堤延長 天幅 三間 二間	一四、三〇〇	同	
同	船所里港	大正十五年	防波堤延長 天幅 二間	四、〇〇〇	同	
慶尙南道	統營港	大正十五年	荷揚場修理 荷揚場新設 五ヶ所 四ヶ所	八、〇〇〇	地方費	
同	琴瑟浦港	大正十五年	護岸道路 防波堤 荷揚場 二五間 五七間 二二坪 二六坪	三、三二〇	大靜面	
全羅南道	西歸浦港	大正十四年度	防波堤延長 二二間	一五、〇〇〇	右面	
忠清南道	仙掌港	大正十年度	荷揚場改築 延長 二〇間 七間 二間	四、六〇〇	仙掌面	

同	汀羅港	大正十一年度	防波堤延長	六間	四、五〇〇	三 陟 面
咸鏡北道	西水羅港	大正十三年度	防波堤延長	三間	六〇〇	芦 西 面

第七節 漁業資金

朝鮮在住漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖、統計其他の材料を基礎とし之を推算するに、漁船九百十五萬圓、漁具千二百三十萬圓、運轉資金六百四十四萬圓、合計二千七百八十九萬圓の巨額に達せり、而して右投資額中經營者自身の投資額を占むべきものは、大體千百十六萬圓に過ぎずして、他の千六百七十三萬圓は之を借入に據れり、其の借入金中二百九萬一千圓は朝鮮殖産銀行、二十萬五千圓は東洋拓殖株式會社、十九萬五千圓は金融組合聯合會、七十九萬八千圓は金融組合、四十萬圓は朝鮮内魚市場の貸出に係り、之等は低利の資金たるを失はずと雖、其の他の千三百四萬一千圓は地方金貸業者又は魚問屋業者、或は主として内地に根據を有する魚類運搬業者の貸出に係り、少とも年三割以上の高利を以て借入るゝか、又は無利を標榜するも債務者が漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして、常に市價に比し安價に引取らるゝが故に事實に於て高利に相當し、漁利の大部分は之等金貸業者に壟斷せられつゝあり、翻つて漁業の状態を見るに近時動力付漁船に依る稍大規模の漁業勃興し、之が漁業者は多少の資力を有するか、然らずとするも

運轉資金の融通比較的容易に行はれつゝありと雖、漁業の全體より通觀するときは尙沿岸小漁業者大部を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱なる無産階級に屬し、前述の如く高利の借入金に依り辛ふじて漁業に従事するを以て、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる狀況に在り、之に對し低利なる資金の融通を圖り、漁利を漁民の手に收むるの方途を講ずるは、漁業の發展と漁業者の福祉を増進する上に於て最も喫要なる事項にして、右に關しては漁業組合に於て資金の造成に努め、之を以て組合員に低利貸付を行ひ、或は銀行其の他の金融機關より起債を爲し資金融通の途を講じ、良好なる成績を擧げつゝあるものあるも、組合設立日尙淺く基礎鞏固ならざるものありて未だ全般に互り之が施設の徹底を見るに至らず、組合に對しては現に國庫及地方費の補助に依り、極力共同施設の獎勵に努めつゝあるを以て、將來漸を追ふて相當金融の圓滑を期することを得べし。

第八節 移住漁民

内地漁民の移住は遠く朝鮮の開港貿易に其の端を發し明治三十八年の戰捷、同四十一年韓國漁業法發布、同四十三年の日韓併合等の機會に際し著しく増加し同四十四年に至りては三千百七十二戸、一萬一千四百三十六人を算するに至り、爾來多少の消長ありしも未だ著しき進歩を見ず、大正十五年には三千七百九十六戸、一萬九千九百五十人に達せり、現在移住漁民の分布は沿海十二道に互り最多數なるは慶尙南道にして一千九百八十九戸、八千八百二十人、全羅南道之に次ぎ最少きは忠清南道にして二

十六戸、百七十一人、之に次ぐを平安北道とす。

以上各道移住漁民に依り昭和元年末迄に設置したる漁業組合三、組合員二百十九人、移住漁民と朝鮮漁民との合同に依り設置したる組合四十六、組合員内地人一千五百九人、朝鮮人一萬三千七百三十四人あり、該移住漁民中には、任意に移住したるものと、府縣の獎勵に基きたるものと、元朝鮮水産組合の獎勵並經營に依るものと、東洋拓殖株式會社と移民契約を爲せるもの等の別あれども其の過半は任意の移民に屬せり、是等移住漁民中堅實なる發達を遂げ移住後の成績良好と認むべきは、慶尙南道統營郡山陽面岡山村、同道泗川郡三千浦面愛媛村、同道統營郡長木面松眞浦、同道昌原郡鎮海面鎮海漁浦等を數ふべく、就中岡山村は明治四十年同縣水産組合の經營に係り、大正十四年末に於て六十四戸、二百六十三人の移住民あり、鯛、鱧、海鰻延繩、發動手繰等の漁業を經營す、同村には漁業組合を設置し同組合に於て六千三百餘圓を投じて漁港の修築及海岸の埋立を行ひ、大正十三年には總工費四千圓を投じ一千五百坪の蝦蕃養場を築設し、又移住民共同して年賦償還に依り東洋拓殖株式會社より田畑十餘町歩の貸付を受け之を耕作し、學校を設置して移住民の子弟を教育し、其の他植林、頼母子講、青年團の設置、副業の施設等漁村としての內容充實し村民の生計裕なり。又愛媛村は明治四十年同縣西外海遠洋漁業同盟組合の經營に係り、大正十四年末戸數三十二戸、人口百七十三人の移住民あり、鯖巾着網二統を有す漁民各自出資して共同經營と爲す、毎年の収益は之を土地の購入に充つるを以て、

今や數十町歩の田畑を所有し各戸の生計安固にして相當の資金を有するもの尠からず、松眞浦及鎮海漁浦は大正元年朝鮮水産組合に於て、海軍省及朝鮮總督府より土地建物及物件の貸付を受け内地二府、二十一縣と移住經營協議會を開きて之が協定を爲し、大正二年より移住者を收容したるに、同年末には松眞浦移住民は山口、廣島、兵庫、福岡の各縣を合して二十五戸、百二十五人鎮海漁浦移住民は大阪、三重、福岡、徳島の各縣を合して二十九戸、百二十九人に達したり、漁業は一本釣、延繩、手繰、打瀬、船曳、地曳、鮫鱈網等にして、家族は土地の耕作に従事す、松眞浦には漁業組合あり、鎮海漁浦には漁業組合及貯金會あり、以上兩漁浦の移住漁民は素質の選擇に留意したるを以て勤勉力行其の成績概して良好なり。

以上の如く漁民の移住に關して從來施設したる事項は、内地府縣、朝鮮水産組合及東洋拓殖株式會社の移民經營に係り、本府は間接に之が奨勵保護を爲したるに止まるも、由來朝鮮漁業の開發は内地漁業者、殊に移住漁民に負ふ所尠からず、蓋し鮮人漁業者は日常接觸する間に於て、漁船漁具の精巧にして漁利多きを目撃し、或は從業者となりて親しく其の使用法を會得し之を模倣するに至りしに因る而かも内地移住漁民は、朝鮮人漁業者の約二十四分の一に過ぎずして、敢て朝鮮漁業者の漁利を損することなくして却て朝鮮人漁業の啓發に資する所多きを認むべし。

第九節 漁家の副業

朝鮮に於ける漁業は、一般に幼稚にして概して小規模の地先沿岸漁業に従事するに止まるを以て、比較的閑散期を有すると共に其の收益亦寡く、殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷期に際し流水を見る地方に在りては、全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上、本業のみにては生計を支持し難く、従て副業を營む者比較的多く、且其の種類亦多種に互れり、而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上、農業に従事する者大部分を占めたりしが、併合以來各種産業上の施設奨勵に伴ひ漁家の副業にも自から變遷を見るに至れり、即ち新に養蠶の如き、器械製網の如き副業を生じ、又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に回漕業を兼營する者を生じたるが如き之なり、内地人に在りては當初漁業を目的として移住し、主力を之に傾注せるが故に、鮮人漁業者に比し漁獲高遙に高く副業を營む者比較的少かりしも、近時漁閑期を利用し、之に従事せむとする者漸次増加の傾向を來せり、漁家の副業に付ては最近調査の據るべきものなしと雖も、大正十年中の調査に依れば、漁家副業の種類は内地人、朝鮮人共に約十八種に迫り共通のもの多く、其の主なるものを擧ぐれば水産製造、漁獲物及製品の販賣、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鶏、雜貨販賣等あり、副業を營む漁家の數は、各其の總數に對し内地人は百分の四十、朝鮮人は百分の六十七に相當し、副業の收益は詳ならざるも内鮮人を合して約百八十萬圓に達し、在住内鮮人漁獲高三千五百三十五萬圓に對し約五歩一厘に相當す、漁家の副業に就ては從來自然の發達に委し、何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行

の美風を涵養する爲緊要なるを以て、有利適切なる副業を調査選定して益之が普及を圖るの要あり。

第十節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て、漁業法及附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て、明治四十四年六月制令第六號を以て、新に漁業令を制定公布し、同時に府令を以て、漁業令施行規則其の他の附屬法規を發布し同四十五年四月一日より之を施行せり、新法令に於ては免許漁業を六種、許可漁業を十一種、届出漁業を三種とせり、免許漁業は總て朝鮮總督の免許を受くることとなしたるが、中途事務の簡捷並地方分權の主義に則り、漁業令施行規則に改正を加へ、其の一部を地方長官の處分權限に移せり、從つて目下朝鮮總督府の權限に保留せるは、第六種專用漁業の免許及第二種養殖業免許の一部に限らる、許可漁業中捕鯨漁業、「トロール」漁業、潜水器漁業の三種は朝鮮總督、其の他の八種は地方長官の許可を受くるを要し、届出漁業は府尹、郡守、島司に届出で鑑札の交付を受くるを要することとせり、免許漁業の出願處分は獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係を有するを以て、漁業令施行以來努めて其の處分を慎重にし、實際の漁業者に免許するの方針を採れる爲、漁業の經營漸次眞摯に赴けるは、漁業改發の爲喜ぶべきことなりと謂ふべし、今明治四十二年以降昭和元年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願三萬六千七百二件中、免許件數一萬四千百三十三件、許可漁業出願十萬七千四百八十四件中、許可件數九萬八千百十二件、届出漁業十

五萬八百二十七件に達せり。

水産物の蕃殖保護に就ては、漁業令と同時に府令を以て漁業取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法を禁止し、重要にして且濫獲の虞ある魚介類に付ては漁場、漁期又は其の體長等に關し採捕上一定の制限を加へたり、又有毒物、爆發物若は電流を使用する漁業は、魚族の蕃殖を害し且正當漁業者の操業を妨害すること甚しきを以て、大正元年、同二年、同三年及十五年漁業取締規則を改正し、漸次違反者の制裁を嚴にせるも、昭和二年十二月現在配置警備船は、汽船五隻、發動機船十七隻に過ぎずして、之を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業取締に當らしむることとせるも取締上遺憾とする所尠からざるを以て、昭和二年度に漁業取締船を建造し以て取締の完璧を期することとせり、又漁業取締規則に規定せるもの、外、之が取締を必要とするものあると、一地方特殊のものにして、其の方面に限り蕃殖保護を圖らしむる必要あるとに依り、大正六年五月該取締規則を改正し、同時に各道をして其の道特殊の取締規則を制定せしめて、之が取締を適實周到ならしめたり、就中捕鯨業に就ては、明治四十年韓國政府に於て捕鯨管理法を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限せるが、亞で之を廢止し現行漁業令及漁業取締規則中に特に之に關する規定を設けたり、大正十年四月捕鯨の禁止期間に關する規定を削除し斯業の發達に資し、尙捕鯨船數を十二隻に制限せり、「トロール」漁業に就ては大正元年及同二年に漁業取締規則を改正して禁止區域を擴張し、今尙朝鮮に於ては不許

可の方針を持續し機船底曳網漁業に就ては其許可に當りて船數を制限し禁止區域を定め沿岸漁業者との衝突を防ぎ、蕃殖保護を圖る處ありしも、禁止區域は之を漁業取締規則中に設け周知せしむるの必要あるを以て、昭和三年三月同規則を改正し之に明記することとせり、潜水器漁業に就ては全沿岸を三海區に分ち、各其の操業臺數を定め漁利の保持に努めたり、又明治四十二年以來西朝鮮海に出沒する支那密漁船の取締を嚴にしたる結果漸く其の跡を絶つに至れり。

第三章 養殖業

朝鮮に於ける在來の養殖業としては、全羅南道莞島、光陽及慶尙南道河東の海苔養殖にして、何れも百數十年前の創始に係ると雖、之に對する何等文獻の徵すべきもなく漸次附近に普及せるものゝ如きも其の區域、廣袤、産額等の如き全く不明に屬す。

其の後日清、日露兩戰役前後より移住者及通漁者の増加に伴ひて、養殖業の有望なるに着目する者あるに至り、明治四十三年以來咸鏡南道の牡蠣、忠清南道、京畿道の干潟地に於ける蠣、全羅南道、慶尙南道の海苔、牡蠣、灰貝、藻貝等の養殖を企圖する者續出したるが、其の多くは内地に於けると同様の養殖法に依りしと氣候、風土の關係上所期の成績を發揚するに至らずして、中途廢業したる者少からざる狀況なりき、又之と同時に本府及地方廳に於ても、淡水竝鹹水の各種養殖試験を開始し、本

府にては咸鏡南道高原に於ける鮭、鱒の孵化放流、慶尙南道密陽に於ける鯉、鱒及全羅南道康津に於ける牡蠣養殖試験及河川、干潟の利用重要魚介類の産卵期、鮑の成長に關する調査を爲し尙養殖試験の傍鯉、鱒、鮭の種苗を配付せり。

地方廳としては咸鏡北道に於て牡蠣及鯉、江原道に於て鱒の人工孵化放流、慶尙北道に於て鯉、慶尙南道に於て海苔、淺蜆、全羅南道に於て海苔、全羅北道及忠清南道に於て鯉、牡蠣、京畿道、黃海道に於て鱒、牡蠣、淺蜆、平安南道に於て鯉、鮭、鱒等の養殖試験並之に關する指導を爲せり。

以上の施設經營は其の實行に於て徹底せざるものありて、顯著なる効果を舉げ得ざりしも、全羅南道、慶尙南道に於ける海苔の如きは、兩道の適切なる指導獎勵に依りて、養殖區域の擴張並内地式漉製に改良せられたる爲著しく産額の増加を來せり、又咸鏡南北道の牡蠣、全羅南道の灰貝、慶尙南道の牡蠣、鰻の養殖等あり、今其の主要なるものに付之が概要を舉ぐれば左の如し。

一、海苔養殖は全羅南道、慶尙南道の二道にのみ行はれ、乾海苔の製法内地向に改良せられて以來著しく販路を擴張するに及び、其の原料たる海苔養殖益勃興して年々産額を増進し、大正十五年 昭和元年には二百十八萬圓に達し、南鮮に於ける重要産業となるに至れり、其の販路は内地を主とし、鮮内は勿論

滿洲に迨び、其の主産地は全羅南道莞島、光陽、長興、高興、康津、海南、麗水、珍島の八郡及慶尙南道河東、東萊の二郡なり。

二、牡蠣養殖は咸鏡南北道並全羅南道地方に行はるゝものは、何れも粗放的の養殖方法にして其の主産地たる咸鏡南道永興灣、咸鏡北道黃魚浦に於ては常時水面下に養殖せられ、其の他全羅南道海蒼灣、蟾津江は内地に行はるゝと同様干潟地を利用せり、慶尙南道加德灣、辰橋灣等に於て集約的の養殖を爲せるものあるも、未だ規模小なるも南鮮沿岸は本府水産試験場の試験の結果其の有望なるを認めたるに依り昭和二年度より本府は地方費に對し國庫より補助金を交付し、海苔と共に之か増殖の奨励を爲しつゝあり。

是等の養殖業に従事するものは^{大正十五年}昭和元年五萬六千七百八十人、養殖水面積約千八百萬坪、之が收獲高約百五十五萬貫、價額二百四十八萬圓にして、近時内鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるの傾向あるは喜ぶべき現象なり、且干潟、淺海其の他池沼、堤堰の如き到る所養殖に利用すべき水面に富み、之が開拓の餘地綽々たるものあり、又水源の涵養、河川の修築、山野、干潟地の開墾、灌漑用貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活の向上等文化の進展に伴ひ多々益有利恰好の狀勢に向ふべきは疑なき所なるを以て、將來適當の施設を爲し之が奨励に努むるに於ては、其の收獲高現在の數百倍に達せしむるは蓋し難きにあらざるべし。

第四章 製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾明太魚を除きては、大概其の規模小に製品の種類も亦明太魚、鱈、鯧、章魚、鱈、鱈、玉筋魚、鮑、和布、海苔の素乾品、石首魚、鮫の鹽乾品、石首魚、太刀魚、鱈、鱈、鮫、明太魚卵の鹽藏品、蝦の鹽辛等主として鮮内向のものに屬し、且品質粗雜にして見るに足るもの少かりき、然るに内地漁民の移住増加に伴ひ、製品の種類産額を増し煮乾鮫、鱈、鱈、明太魚、海參、開蟹、鹽鮑、淡菜、乾牡蠣、乾玉筋魚、貝柱、鮑罐詰等主に輸移出向のものを製出するに至れると共に、一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初めとし、續て連年玉珓貝、柔魚、貽貝、北寄貝、小蝦、魚鱈、支那向鹽魚並鹽乾魚、米國向鹽鮑、明太魚卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、鮑及海鼠に就き歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降各種の傳習、講習を、又大正四年以降各種の試験を行ひたり、即ち京畿道の乾蝦、平安北道の白魚其の他の罐詰、黃海道の臘子、平安南道及忠清南道の乾石首魚、全羅北道の鹽石首魚、慶尙南道及全羅南道の乾海苔、江原道の開明太魚、咸鏡南道の鹽明太魚卵及明太魚肝油、咸鏡北道の乾和布等各種製造試験並之に關する指導を爲せり、又大正三年海藻検査規則を發布し、當時輸移出水産物中の重要品として産額多きに拘はらず、製法不良の爲め品質を損じて聲價地に墜ちたる石花菜、海蘿、銀杏草、櫻草、小凝草、礎草の六種に就き品質検査を勵行して其の改善を圖り、續て移出向水産肥料及輸出海參、乾鮑等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水産製品検査規則を

發布し、食用品中海參外十九種、海藻中石花菜外六種並各種肥料等、主なる輸移出品に付税關をして検査を行はしむることとし、亞で大正九年六月検査品目を追加し包装重量等に關する規定を改正し、更に昭和二年四月全部抽出検査に改め、乾海苔の荷造に小包郵便の途を開き、検査品中乾蝦外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に互り改正し、大正十三年十二月検査品目中に乾海苔を加ふると共に、食用品中新に罐詰外六種に對し等級制を採用し、以て製品々位の向上と商取引の便に資せり。

以上各種施設の結果として一般製造業改善の端を開き、特に製品検査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き糊料海藻類、特に石花菜、海蘿、銀杏草の如きは調製方法矯正せられ、包装亦漸く整ひて取引先の信用順に加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、從來荷受者より品傷、目切れ等を口實として被りたる損害を免かれ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり、検査以外の製品に在りても概して技術進歩の跡あり就中煮乾鱈、寒天、蒲鉾等は内地品に比し殆ど遜色なし、殊に從來朝鮮人のみ製造したる素乾明太魚、鹽藏明太魚卵及蝦、蟹(鹽辛)等を内地人製品中に交ふるに至れると共に朝鮮人亦開鱈、煮乾玉筋魚、明鮑、乾海苔等の輸移出品の製造を爲すもの多きを加ふるの趨勢となる等頗る面目を一新せり、斯くて朝鮮の水産製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百餘人、製造高二

百六十五萬餘圓なりしもの、大正十五年昭和元年に於ては戸數一萬五千四百四十五戸、人口四萬八千九百二十一人製造高三千四百十二萬餘圓に達し、且一種十萬圓以上の産額あるもの約三十八種の多きを算するの現況となれり、尙今後漁業及養殖業の發達に伴ひ、其の原料豊富となり大市場として隣邦支那を有する等其の前途益多望なりと謂ふべし。

尙製造上最重要なる鹽の消費狀況を見るに、鮮内には未だ工業頗る幼稚の爲、其の消費は主として食料用に屬するも、其の消費額は最近數個年間に於て多大の増加を來し、大正三年二億斤に過ぎざりしもの、大正十五年昭和元年には約五億斤に達するの狀勢を示し、其の内漁獲物處理及製造用として五千五百萬斤を使用す、然るに大正十五年昭和元年に於ける鮮内の生産高は、官鹽八千九百九十九萬斤、在來鹽五千六十萬斤、合計一億三千五百六十萬斤にして需要量の約三割四歩を充すに過ぎずして輸移入高實に二億二千四百十六萬餘斤に達せり、斯くの如きは生産上看過すべきにあらざるを以つて、之が必要量の配給を圖る爲、專賣局に於ては大正九年以降九箇年繼續事業として、二千六百町歩の鹽田擴張の計畫を樹て、既に一千二百四十一町歩を竣成したるも、爾餘の一千三百五十九町歩に對しては、關東地方震災の爲め經費緊縮の結果、事業中止の已むなきに至れり、而して現在官設鹽田總面積は二千四百四十六町歩なり。

第五章 輸移出

朝鮮より内地又は支那其他に移輸出せらるゝ鮮魚及製造品は、近時年々二千四百萬圓以上の多きに上り主要なる朝鮮貿易品たり、而して鮮魚は從來主として、内地人漁業者の漁獲せしものを仲買人の手に依り漁場に於て買取られ、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接内地に輸送せられたるもの多く、從て其の數量、價額等數字の調査は明瞭を缺くも、其の各開港地を經由したるものにて見るに、明治四十三年に於て數量二百萬斤、價額十七萬圓、仕向地は内地、支那、露領亞細亞にして、魚種は鯛、鯖、鱈等の數種に過ぎざる狀況に在り、然れども實際は如上開港地を經由せざるもの多きを以て、當時既に相當の移輸出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及鮮人の採取に係る海藻を主とし、其の他には肥料あるに止まりて其の輸移出額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一千八百萬斤、價額八十六萬圓にして而も殆ど其の大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに因り、其の包裝頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり、又製品の輸送に就ても朝鮮内地間に定期航路開けず、

支那に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり、即ち^{大正十五}昭和元年に於ける鮮魚の輸移出數量は八千六百三十萬斤、價額九百八萬圓を算し、之を明治四十三年に比すれば、數量に於て約六十一倍、價額に於て約七十倍の劇増にして、朝鮮水產物總輸移出額二千五百六十五萬圓に對し三割五分を占め、其の種類の如きも内地向は鯛、鱒、鱒、鱒、鱒、鱒、鱒、鱒等の如き比較的高價品の移出を見、支那向は從來支那密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ふて跡を絶ち、今は内鮮人の手に依り石首魚、鱒、火魚、太刀魚、魴、河豚、鮠、鰻等の如き安價品の輸出大に増加せり、又製品としては其の種類乾魚、海藻、鹽魚、乾貝、肥料、海參、罐詰、乾蝦、沃度灰、明太魚卵等を始め四十餘種、數量約四千六百二十八萬斤、價額一千六百五十六萬圓にして之を明治四十三年に比すれば價額に於て十四倍の劇増を示せり、而して其の仕向地別輸移出額の割合は内地九割、支那約一割にして其他露領亞細亞、英領香港等に輸出せられ更に南洋新嘉坡方面、廣東其他支那方面に再輸出せらるゝを以て該地方も亦將來樞要の仕向地たるに至るべく、露領亞細亞に仕向けらるゝものは主に内鮮移住者の需要に供するに過ぎず、又内地移出品中沃度灰、肥料、海藻、明太魚卵等を除くの外は長崎、神戸、下關、大阪等に於ける貿易商の手を経て更に支那に輸出せらるゝもの少からず、其の價額は詳ならざるも約三百萬圓を下らざるべきを以て、支那輸出總額は五百五十萬圓

に達すと謂ふも大過なきが如し。

運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て内地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、海上方面は朝鮮郵船株式會社の創立に依り漸次新開の航路加はり其の現在補助命令に屬する釜山、上海線（年十八回）仁川、山東線（年二十四回）清津、敦賀線（月四回）釜山、浦鹽、關門、大阪線（年三十回）雄基、關門、阪神線（月三回）新義州、阪神線（月三回）釜山、濟州、關門、阪神線（月二回）及北陸汽船株式會社の伏木、七尾、浦鹽線の清津、城津、元山寄港（年二十回）關東廳及朝鮮總督府の命令航路たる阿波國共同株式會社の芝罘、大連、仁川線（月四回）並大阪商船株式會社及朝鮮郵船株式會社の朝鮮、長崎、大連線（月二回）を初め最近又嶋谷汽船會社の朝鮮、北海道、大連線（年二十回）の就航を見ると共に之に對應して沿岸航路漸次増加し取引の促進に益する所大なると共に昔日の如き製品出廻季に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるゝに至れり。

而して水産製品の販路は、現在は勿論將來に於ても地理的關係上之を支那市場に求めざるべからず、然るに從來支那に於ける最大需要地たる中部及南部には全く直通航路なき爲、上海に輸出せむとするものに在りても、一旦長崎又は門司に於て支那航路の船に積換へて輸出せざるべからざるが爲、運送に多大の時日を要するは勿論運賃高み荷傷、缺斤、荷爲替取組の困難並商機を逸する等甚大なる不便

不利ありしが、大正十三年度より前述の朝鮮上海間の直通航路開始せられ、製品輸出上多大の便宜を得るに至れり雖、種々の事情に依り尙之が利用完からざるを遺憾とす。

第六章 試験調査

大正元年總督府水産課に臨時職員として技手二名を配置し、水産試験に關する事務に従事せしめたるを以て本府に於ける水産試験機關特設の嚆矢となす、爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し、以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時其の設備としては、漁撈試験に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試驗船一隻を購入し、海岸調査に在りては、大正六年に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては、咸鏡南道高原郡高原に鮭人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹼水養殖場の設置あり、又製造試験に在りては、大正四年度に大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設け、尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三個所に魚窖の設置を爲したるに過ぎず、將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産の實狀に照して、適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はむとするには、到底此の如き不完全なる組織と設立とを以て之を遂行をること能はざるのみならず、比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み設備、内容共に充實せる、水産試験機關の設置は緊急已むべからざるの

要務なりと認め、大正九年度豫算に於て水産試驗場設置の計畫を立て、帝國議會の協賛を経て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、初めて茲に全鮮水産試驗の中樞機關たる水産試驗場の確立を見るに至れり、依て敷地を釜山絶影島に卜し、約九千坪を得て大正十年度に於ては、漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、同十一年度に於ては、養殖に關すを職員及設備を充實し、爾來漁撈部に在りては、漁場調査、明太魚漁業試験、石首魚漁業試験、漁船調査、機械試験、漁具材料調査、製造部に在りては、鹹水冷凍に依る鮮魚貯藏試験、魚肉内臟利用試験、鮮魚清淨試験、網地防腐劑試験、乾明太魚製造試験、養殖部に在りては、水棲動植物種の査定及分布調査、重要魚類生活史の研究、池沼堤堰利用養殖試験、干潟地利用養殖試験、活魚輸送試験等を施行するの外海洋調査及海洋觀測を行ひつゝあり、而して是等の試験調査中漁船試験に於ては、既に全沿岸の調査を完了し、東海岸に就ては其の結果を發表すると共に、之に基きて考案したる延繩、流網に適する改良漁船を建造し實地に試験の結果成績良好なりしを以て漁民の之に倣ふもの尠からず、尙鮮魚貯藏試験に於ては既に相當の成果を收め得たるを以て之が第一報を公刊し、海洋調査及觀測に關しては其の結果に付第一號及第二號を刊行せり、此の外全羅南道、慶尙北道、黃海道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の六道には地方費を以て水産試驗場を設置し、各地方適切な事項を選び夫々之が調査試験を行ひつゝあり。

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓合併と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖財源の缺乏、人員の寡少等に依り概ね隔靴搔痒の歎を免かれざるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の狀況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ひつゝあり、昭和元年度迄に於ける傳習生總數は七千八百十六名、同修了者七千五百四十一名にして一道平均六百二十八名の多きに達したり、而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業の中堅たらしむることに努めたる結果概して良好の成績を擧げ、地方に於ける模範漁民として推奨するに足るべきもの尠からず。

水産教育機關としては現在全羅北道群山港に於ける群山公立水産學校、全羅南道麗水港に於ける麗水公立水産學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水産學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水産學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島水産補習學校の五校にして、何れも地方費又は學校費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし、其の修業年限は麗水校の三箇年其の他は二箇年とす、教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實業時間に重きを置けり、而して創立以來の卒業者は五校を合し三百十九名に達し、内水産業に従事する者九十三名、官公署及銀行會社等に奉職するもの百五十六名、死亡其の他七十名にして、官公署奉職者は主として水産關係勤務者なるを以て、結局卒業者總數の八割は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり、殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鮫鱈網漁業を唱導し、自ら進むで斯業に従事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす、又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、従つて水産技術者を要すること甚だ多きを以て、同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして、概して孰れも良好の成績を揚げつゝあるもの如し。

第八章 水産團體

第一節 水産會

從來朝鮮一圓を區域とする朝鮮水産組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く舊韓國時代に於ける、内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合會に濫觴し、爾來幾多の變遷を経て大正七年中、之を朝鮮水産組合と改稱し、本部を釜山に置き支部を各道樞要の地に置き以て水産業の改良發達、内鮮人漁業者の遭難救濟、施療、紛議仲裁、漁業出願の代辨、郵便物の取扱、漁業者の移住獎勵等に努力し、其の成績見るべきものありしと雖、漸次漁民の増加するに伴ひ其の地區廣濶に失し、且組合員の自覺に乏しく従て組合財政の基礎薄弱なるのみならず、法令の保護亦十分ならざりし爲其の目的を達成し難き憂ありしを以て、大正十二年一月新に朝鮮水産會令を發布し同年四月一日より之を實施せり、本令に依る水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級とし、本令實施と共に各道一齊に道水産會を設立し、同時に朝鮮水産組合は之を解散し、亞で朝鮮水産會の設立を見るに至れり、水産會は水産業者の自治的機關たる公共團體にして、政府と當業者との間に介在し、公共の見地より水産業の改良發達を圖るを目的とし、一面國家水産行政の補助機關たるの機能を有するものにして之が健實なる發展は朝鮮に於ける水産業の將來に貢獻する所以なるを認め、從來朝鮮水産組合に補助し來りたる三萬圓（大正十四年度以降は二萬四千圓）を朝鮮水産會に補助し以て其の助長發達を期せり、而して同會は更に各道水産會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し勉めて其の會員の負擔を輕減し、會の着實穩健なる發達を圖り以て所期の目的發成に努めつゝありと雖、設立日尙淺く

諸般の施設計畫未だ其の緒に就きたるに過ぎず、成績の特に見るべきもの尠なきも、道水産會に在りては漁民の遭難救済、醫療施藥、漁村調査等は各道一律に之を施行し、其の他更に地方の狀況に鑑み各種の試験調査、水産製品検査、漁獲物共同運搬、水産物共進會、品評會の開催其他各般の指導獎勵等を爲しつゝあり、又朝鮮水産會に於ても機關雜誌の發行(月刊)、漁業組合理事者の講習、水産物の海外販路調査、又は各種水産統計の作成、其の他水産業の改良發達に關する指導獎勵に當り何れも着々實效を收めつゝあり。

第二節 漁業組合

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は、古來朝鮮の富豪又は兩班に於て之を占有し、高率なる採取料を徵收しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ、且其の漁利を永遠に保持する方法を講せしむる必要あり、又漁村の健全なる發達を促進せしむるは、漁民共同の施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年二月漁業令及漁業組合規則を發布し漁業組合に關する規定を設け、爾來之が設立を獎勵せり。

組合の設立 漁村の發達は漁業組合の共同施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て之が設置の普及を圖ると共に其の施設事業の指導獎勵に力を致しつゝある所にして、昭和二年十月末現在組合數百四十八、組合員數五萬九千六百八十四名(一戸一人計算)に及び、漁業者總戸數の約六割一分に當れ

り、而して組合の區域は一部特定の漁業者を以て組織するもの及特別の事情を有するものを除くの外、面内の部落の區域を以てせり、組合員數の最多なるは全羅南道濟州島海女漁業組合の七千三百十九人にして、全羅南道莞島郡海苔漁業組合の六千九百三十六人に亞ぎ、最少なるは慶尙南道松眞浦漁業組合の十六人にして、咸鏡南道第一區潜水器漁業組合の二十五人に亞ぐ、其の他は百名乃至三百名のもの多數を占む。

組合の事業 組合の事業としては漁業權を取得し之を組合員に行使せしむるの外漁獲物及其の製品の共同販賣、漁業資金の貸付、漁業用品の共同購入其の他漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、漁船繫留場、魚揚棧橋の築設、養殖場の設置、魚付林の造成、漁獲物處理用貯氷庫及氷藏庫並倉庫の設置等組合員の漁業に關する各種の事業を施行し、是等の事業は年を追ふて益々多きを加へつゝあり、就中漁獲物の共同販賣は魚價の公正を維持し、漁業者の利益を増進する上に於て適切なる事業にして、年來之が奨勵に努めつゝあるの結果近時本事業を實施するもの増加し、大正十五年四月一日現在實施組合數九十八、其の取扱高六百七十八萬六千八百七圓に達し最良好なる成績を擧げつゝあり、又漁業資金貸付事業は組合員の窮乏せる經濟狀態に鑑み緊急重要な施設に屬するも組合現下の財政上未だ一般に普及するに至らざるも、資金積立金或は起債に依り實施するものあるに至れり、而して起債に依り之が實施しつゝある組合は昭和二年十月末現在に於て三十組合、起債額約八十九萬圓に迫り、之

が成績は漁業の盛衰、漁獲の豊凶の關係上各組合同一状態にあらざるも概して順調に運びつゝあり。組合に對する補助及效果 漁業組合設置の普及と其の共同施設を促進せんが爲、大正十一年度以來國庫補助を開始せり、而して其の方法としては組合の設立普及を圖らんが爲には、新設の場合に於て一組合に付設立費として五百圓、又共同施設の促進に對しては、理事者に其の人を得ざるべからざるを以て其の俸給年額の半額(五百四十圓を限度とす)を三箇年間補助することゝせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績に鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し之に代ふるに共同施設費に對し補助することゝせるが、補助開始以來昭和二年迄六箇年間に於ける毎年度の補助豫算額、補助組合數及補助額等別表の如くにして、其の效果としては前述組合事業中の漁業權行使以外の各種事業は其の大部分近年の施設に係るものにして、何れも補助獎勵に依る結果たらすんばあらず。

組合の經費 組合の經費は其の享有する漁業權の行使料金及共同販賣、共同購入に依る手数料、補助金其他賦課金等を以て之に充てつゝあり、近時共同販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても増加を見るに至りたりと雖、未だ之を以て多種施設を要する事業費を支辨するに足らざるのみならず、賦課金の如きは多額の負擔を強ゆるは現在組合員經濟状態の許さざる所なるを以て、今後財政の許す場合更に進で國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を採ると共に、一面漁業權の付與の如きも單り第六種水面専用漁業權に

止まらず、漁業の性質上若は慣行上特定組合に免許するを要するものゝ外は可成組合に免許して、其の収入財源を與へ以て施設の完璧を期せしむるの要あり。
 (別表)

漁業組合補助費豫算額と補助額對照表

年次	種別		既設組合	新設組合	經費補助			設立補助	施設補助	計	摘
	豫算額	補助額			一年目	二年目	三年目				
大正十一年度	27	23	27	25	17,250	1,000	4,000	7,500	24,750	二年目補助額前年度一年目補助額と差あるは二年目補助額を中止したるに因る	
同 十二年度	27	17	27	7	17,250	1,000	3,000	26,000	24,100	二年目及三年目補助額各前年度一年目並二年目補助額と差あるは二年目補助額を中止したるに因る	
同 十三年度	1	6	1	7	9,180	1,500	2,600	7,500	36,000	二年目補助額前年度二年目補助額と差あるは三年目補助額を中止したるに因る	
同 十四年度	24	25	24	15	12,600	2,180	7,000	7,500	33,000	三年目補助額前年度二年目補助額と差あるは三年目補助額を中止したるに因る	
同 十五年度	29	21	29	10	18,700	3,400	5,400	6,700	34,000	二年目補助額前年度初年目補助額と一致せざるは補助額を増加したるに因る	
昭和元年度	17	17	17	2	14,400	8,500	2,100	1,000	24,000	五年目補助額前年度初年目補助額と一致せざるは補助額を増加したるに因る	

年次	種別	既設		新設		經費補助			設立施設		計	摘
		組合	組合	一年目	二年目	三年目	補助	補助				
昭和二年度	豫算額 補助額	七	七	六、九六〇	五、三〇〇	八、五〇〇	一	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	補助額は既に補助したる もの及び補助見込額を含む	
		二	三	四、六六六	六、三〇〇	八、七〇〇	一	一	三、三〇六	四、〇〇三		

備考

- 一、大正十三年度補助額にして豫算額に比し著しく少額なるは財政緊縮の趣旨に鑑み新規補助を見合せたるに因る但し既設組合四に對し新に補助せるは特別の事情に依り當年度限りの見込を以て補助したるものとす。
- 二、昭和二年度補助額は本年中途なるを以て見込額を計上す。

漁業組合施設費補助内譯調

施設の種別	昭和十五年		昭和十六年		昭和十七年	
	補助組合數	補助額	補助組合見込數	補助見込額	補助組合見込數	補助見込額
共同販賣所建築及製品保管倉庫	一九	一三、六七〇	一七	一五、二〇一		
共同運搬船建造	二	三、二七五	一			
魚揚棧橋建設	一	一	三	七一〇		
魚類鹽藏タンク設置	三	一、三〇〇	三	五九〇		
貯氷庫建設	一	一、四六〇	一			
牡蠣養殖場設置	三	一、三五〇	一			

魚付林造成	一	一〇〇	一	一
共同井戸掘鑿	五	一、二〇〇	二	七〇〇
模範漁船建造	一	一、四六五	一	一
繫船場設置	一	六五〇	一	一
共同染網所設置	二	三五〇	三	八七五
煮干鱈製品檢查所	一	一	一	三〇〇
鮮魚處理場設置	一	一	一	八五〇
鮭人工孵化場設置	一	一	一	三二〇
漁船給水設備	一	一	一	一、〇〇〇
煮干鱈乾燥機設置	一	一	一	一、二六〇
漁船避難設備	一	一	一	五〇〇
計	三八	二四、八二〇	三四	二二、三〇六

附 表

第一表 水産業生産高、戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

年次	區分	生産量		生産高		水産業者戸數	指數	水産業者人口	指數	水産業者用船舶	指數
		數量	指數	金額	指數						
明治四十四年		鯨 二六、〇四六 魚 三、三四〇	100	九、四二七	100	七、〇〇〇	100	三、八二八	100	一四、三九七	100
大正元年		鯨 一八三、一九六 魚 三三三	七〇三	一三、〇七三	一三九	六、四四三	八八	二、〇五九	九三	一四、八三〇	一〇四
同 二年		鯨 五九、三四八 魚 二九九	三三八	一五、九四二	一六九	六、九九九	八七	二、六三四	一一五	一四、二六六	一五五
同 三年		鯨 七六、三四〇 魚 二八五	二九三	一八、九二八	二〇二	七、九四二	一〇七	二、六六三	一一七	一三、〇九二	一五四
同 四年		鯨 一〇九、三七六 魚 三〇五	四三〇	二二、〇一九	二三三	七、四四九	一〇九	二、九四二	一二九	一三、四〇三	一五七
同 五年		鯨 一一三、八二一 魚 二二六	四六八	二五、七六六	二七三	八、五三三	一一九	三、一七三	一四八	一三、六七〇	一五九
同 六年		鯨 一二三、五五四 魚 三三三	四七一	三〇、一六〇	三六三	九、九三二	一二九	三、四八三	一五〇	一四、五三一	一七二
同 七年		鯨 一二三、八七五 魚 三三四	四六八	五一、九七八	三五三	九、八八九	一二九	三、七三四〇	一六四	一六、八三一	一八八
同 八年		鯨 一三六、二四 魚 一九六	五三〇	七一、九五四	四六七	九、五二二	一二七	三、八〇八	一六七	一八、三六三	一九九
同 九年		鯨 一二九、六四四 魚 二二三	四九八	六二、一〇七	六四九	九、六七五	一二六	三、九二四八	一二一	一八、〇七三	二〇三

附 表

年 次	區 分	生 産 高			水産業者戸數	指 數	水産業者人口	指 數	水産業者用船舶	指 數
		量	指數	金 額						
大正十年		一四八、一五六	五五九	七、五九六	九六、六五五	一三四	四〇八、三六八	一七九	三二、二八五	二二九
同 十一年		一六、五九九	六〇八	七、六八八	九八、一九〇	一三六	五三三、〇〇八	一八五	三二、三二六	二二九
同 十二年		一七五、三〇四	六七三	七九、六六五	一〇三、五七五	一四三	四一六、八八九	一八二	三三、三〇〇	二三三
同 十三年		一七三、三六九	六六三	八三、七〇〇	一〇五、七五五	一四六	四〇七、〇〇二	一七六	三四、六六八	二四二
同 十四年		一七三、六五三	六六七	八三、六二二	一〇八、六三四	一四七	四一〇、三九九	一七〇	三四、六〇〇	二四二
昭和元年		一九〇、八九四	七五五	八九、四四四	一一三、一八三	一五九	四三三、八八九	一九二	三六、五七〇	二五五

備考 一、本表は漁業(養殖を含む)製造を合算したる生産高、戸口數、船舶數なり。
 二、本表生産高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり。

第二表 漁獲高、漁業者戸口、漁船數表 (本府統計年報に據る)

年 次	區 分	漁 獲 高			漁業者戸數	指 數	漁業者人口	指 數	漁 船 數	指 數
		量	指數	金 額						
明治四十三年		千貫	—	八、〇三三	九三、九五五	—	—	一六七〇九	—	
同 四十四年		鯨 一七、六九五 鯨 三、四四四	100	六七七	六一、九五七	100	一四、三三三	一三、〇四五	100	
大正元年		鯨 一三、〇六六 鯨 五三三	七六七	八、四六六	五三、七九一	八五	一七三、四四三	一三、六八四	101	
同 二年		鯨 四四、三五五 鯨 二九九	二五〇	一一、五二二	五三、八八六	八五	二〇三、〇三七	一七、四〇一	131	
同 三年		鯨 五八、一〇三 鯨 二八五	三三九	一三、〇六四	六六、六六四	108	二二九、七六一	一〇、〇五四	153	

同	四年	鯨 八七、六六六 三〇五	四九五	一三、三四四	一九六	六七、八二六	一〇九	二五一、五八八	一九	二〇、二九九	一五六
同	五年	鯨 九三、〇六七 二六六	五五六	一五、九五五	二三〇	七四、四三七	一一〇	二七六、八八九	一四三	二〇、八九一	一六〇
同	六年	鯨 九六、五八八 三三五	五四六	二〇、九二五	三五〇	八〇、六三八	一三〇	二九六、四九二	一五三	三三、三四四	一七一
同	七年	鯨 九五、二四一 三三四	五六六	三、八六三	四八六	七九、五二一	一二八	三一九、〇四四	一六四	二四、四八六	一八八
同	八年	鯨 一〇八、六三八 一九六	六四四	四三、八四四	六三八	七七、五〇三	一二五	三二七、〇九九	一六三	三五、六四一	一九七
同	九年	鯨 一〇一、〇七 三三三	五七三	三九、二六四	五八一	七五、八三一	一二三	三三九、七六五	一七〇	二六、三四三	二〇一
同	十年	鯨 一二七、九三九	六六六	四四、九九七	六六六	七九、五六六	一二八	三四三、七〇〇	一七七	二七、五二三	二一一
同	十一年	一三〇、七六五	七三九	四七、五三六	七〇三	八三、七五九	一三五	三八七、九三九	一九九	二七、八九	二二三
同	十二年	一四七、二六	八三三	五一、七三三	七六五	八七、八四〇	一三五	三九〇、二九三	一九〇	二九、一四三	二三三
同	十三年	一四三、七〇九	八二二	五、九九七	七六九	九〇、九三〇	一三六	三六、七七一	一八六	三、三四三	二四一
同	十四年	一四三、三三三	八〇九	五一、五一	七六〇	九四、〇三三	一五三	三六六、六九九	一八八	三、三三三	二四〇
昭	和元年	一五八、四三三	八八四	五三、七四三	七九四	九七、〇三八	一五七	三八六、九四八	一九九	三三、〇〇七	二五三

備考 一、漁業者戸数及人口は漁撈及養殖業者なり。

二、明治四十三年の漁獲高數量及漁業者人口は統計の據るべきものなきを以て掲記せず從て指の算定は四十四年を基礎とせり。

三、本表漁獲高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり。

第三表 製造高、製造業者戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

附 表

年 次	區 分	製 造		高		製造者戸數	製造者人口	製造及運搬船
		量	指數	額	指數			
明治四十四年		八、三五一 千貫	100	二、六五四	100	10、073	三、八四六	100
大正元年		四八、五七〇	五八三	四、六〇六	174	10、064	三、七〇九	110
同 二年		一四、九三三	177	五、四三〇	205	10、103	六、〇三三	177
同 三年		一八、一三七	227	六、八六四	259	10、237	三、八五一	155
同 四年		二一、七五〇	260	七、七九五	293	10、363	三、八五一	155
同 五年		二八、七三四	344	九、七八一	365	10、463	四、〇八四	155
同 六年		二六、〇二六	338	一、二四七	333	10、443	四、〇八四	155
同 七年		二六、六三四	339	一九、一五	330	10、393	五、四九六	161
同 八年		二九、四八六	353	二八、一〇	359	10、408	六、三、七六六	188
同 九年		二八、一三八	337	二、一四三	306	10、447	六、〇、四六三	179
同 十年		二八、七三四	344	二、五、六、四	367	10、470	六、四、五六六	191
同 十一年		二七、一四七	335	二、六、四、三	355	10、432	五、三、四七	155
同 十二年		二七、一四七	335	二、九、六、三	395	10、432	四、六、三、七	137
同 十三年		二六、六八〇	333	三、一、七、三	370	10、487	四、六、三、七	137
同 十四年		三〇、三五二	363	三、〇、六、〇	333	10、493	四、五、四、〇	133
昭和元年		三三、九二六	394	四、二、九	355	10、545	四、八、九、二	145

備考 一、製造用船及運搬船は從來の統計資料にては區別し難きを以て一括計上せり。

二、本表製造高の數は千貫、價額は千圓を單位とせり。

玉 瑛 貝		鮪		鮑		海 苔		石 花 菜		鱻		鱈		海 蘿		鱈	
價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量
10	200	24	42	44	93	108	301	240	307	90	339	25	69	195	373	156	149
72	469	30	55	183	244	101	113	245	454	110	489	232	236	236	710	240	267
29	174	48	133	120	255	93	403	257	498	153	529	336	331	231	743	269	503
23	1807	271	291	130	193	134	637	241	343	156	365	283	283	350	300	238	437
45	979	267	377	167	217	106	226	213	292	200	693	269	269	333	347	334	453
22	1237	246	415	257	326	1	1	288	333	301	897	342	342	383	152	397	409
29	553	833	1358	395	264	1	1	323	287	1000	830	368	364	335	335	366	463
4	49	648	2160	350	207	1	1	210	1033	596	1408	394	495	551	299	699	770
46	49	1057	1262	279	264	1	1	281	1757	632	1569	765	828	1072	1788	843	644
5	3	956	1099	376	246	1	1	281	493	599	1400	748	1099	778	1190	777	666
5	3	1354	1268	407	303	1	1	252	656	435	967	677	1048	962	2748	697	660
1	1	1333	178	562	438	1	1	58	125	549	135	770	1125	107	2053	707	640
1	1	1400	179	533	408	1	1	668	125	668	134	691	107	879	1548	735	743
26	40	1154	193	402	402	1	1	572	1031	90	183	79	1055	96	1108	799	79

附

表

七

鱒		牛舌魚		玉筋魚		鰹		海鰻		火魚		連子鯛		鱸		銀杏草	
價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
七	三					三三	六							三	三		
三三	六			八	四	三三	一〇八	五八	二四三	七一	四〇七			九	一六〇	三三	一三〇
三六	一三四			三五	一四三	三二	七七	六六	一八九	四七	二〇二			八四	二六	三二	一一三
三六	一七三			一三	四八	五一	一八六	一〇〇	二七三	四四	三七二	二七	六七	七六	二六	四三	三七
七〇	一六	四		三三	二〇	六九	一七六	六七	一九三	八三	三〇九	二二	六七	一一〇	一七三	七七	二七七
八八	一七一	二八	二〇	一三五	三三〇	六七	一五一	八四	一七五	一〇四	三五二	三五	八三	一六	二〇四	七五	二三五
七七	一三九	九八	三三	八〇	四二	九三	一三三	九八	一三八	一〇九	四三四	二九	一三二	一三六	一四三	一四〇	二七六
一〇五	一三二	一三四	一八三	一四五	六九三	一四八	一九九	一七一	一五九	一〇三	三八〇	一四八	一九	二〇四	一六三	一〇四	二九九
九七	一三三	四九	八七	一三三	五六九	三四	四九九	九九	八八	一一〇	三四八	二七	三三	一八三	五九	八三	一三八
一四五	二二三	八九	一五	一八	五二七	二一〇	三五三	一九〇	二四五	九五	四二	一五八	一七九	二九	一九三	一三一	三〇二
一四七	二四七	三六〇	六四五	八〇	三三〇	三三〇	五八	一九八	二四七	一四九	四二二	二〇七	二〇五	三九	三〇六	一五二	三二八
一四九	二五二	三六七	八二二	二六一	一、〇三五	二〇八	三三三	一三七	一七一	三三四	六九	三四	四九九	三三〇	三九	一四〇	三八
一九〇	二九四	三八九	八五三	二九六	一、五六九	三三〇	四〇五	二二	二六七	二九二	六八一	四六八	五四四	三四	三五	一九〇	一九五
二〇二	三三九	三五九	七二二	二九四	一、四七一	二〇七	四七六	三三〇	三三〇	三〇八	一、九六六	三〇五	四〇九	二八五	二八	一八三	二八〇
一九二	三六四	三三	五〇二	三四	一、七〇五	二二七	四四五	三八三	四七九	二九四	二、二九四	二五三	四二七	三六	三六	七八	二四五

附

表

九

附 表

種 類	年 次	旗魚		日張魚		蛤		鳥貝		蘇魚		黑鯛		白魚		北寄貝		淺鯛				
		價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	
	十 四 年																					
	十 五 年																					
	十 六 年																					
	十 七 年																					
	十 八 年																					
	十 九 年																					
	同 十 年																					
	同 十 一 年																					
	同 十 二 年																					
	同 十 三 年																					
	同 十 四 年																					
	昭 和 元 年																					

附 表

種 類 別	年 次		年 次		年 次		年 次		年 次		年 次		年 次		年 次		年 次		年 次		年 次		
	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	
江 達 魚																							
鱸																							
鯨																							
竹 鱒																							
髓																							
伊 多 良 貝																							
鯨																							
昆 布																							
搗 布																							
十 四 年																							
元 大 年 正																							
同 二 年																							
同 三 年																							
同 四 年																							
同 五 年																							
同 六 年																							
同 七 年																							
同 八 年																							
同 九 年																							
同 十 年																							
同 十 一 年																							
同 十 二 年																							
同 十 三 年																							
同 十 四 年																							
昭 和 元 年																							

總計	其他	磯草		灰貝		鮪		岩海苔		小凝草		秋刀魚		海膽	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
六、七、五	一、七、九	三、五	三、五												
八、四、六	三、四、六	二、六、五	二、六、五												
二、五、二	四、三、五	三、〇、四	三、〇、四												
三、〇、四	五、八	三、三、九	三、三、九												
一、三、三	七、三	七、三、四	七、三、四												
一、五、九	九、〇、七	七、〇、〇	七、〇、〇												
三、〇、九	一、三、六	七、三、七	七、三、七												
三、八、六	二、〇、六	七、七、六	七、七、六												
四、八、四	三、八、六	一、〇、一	一、〇、一												
三、九、三	一、三、三	四、四、八	四、四、八												
四、九、七	二、〇、七	八、三、六	八、三、六												
四、七、五	一、七、三	一、三、〇	一、三、〇												
五、七、三	一、九、八	一、九、四	一、九、四												
五、九、七	二、二、四	一、三、七	一、三、七												
	三、六、四	一、五、八	一、五、八												
	三、一、七	二、六、六	二、六、六												
	二、七、七	一、五、一	一、五、一												
	三、七、四	一、一、七	一、一、七												
	三、七、四	一、一、七	一、一、七												

備考 一、本表は千位未満の端数を切捨掲記したるを以て總計と一致せず

附 表

乾乾品												鹽乾品							
石首魚		鮎		鮑		玉珠貝		玉筋魚		淡菜		海參		鱈		鱈		石首魚	
價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
一八〇	四二五	二六	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
二二五	四四〇	四三	二九七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二二三	七五五	一九三	二五五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四六三	一、四五四	四一九	二、一七三	六三	一七	六五	四三	一七	三三	二四	二二	一三六	一七	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一〇五	二八六
四〇五	一、〇三二	五二	二、七三三	三七	一〇	一五六	二三四	一四	二八	八八	二〇〇	七三	一、三二二	二、八七七	二、八七七	二、八七七	二、八七七	一五六	三〇〇
五〇〇	一、二四二	五三三	二、三三九	一	一	一九六	二八〇	四三	六二	二〇〇	二五七	九〇	一、六四	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、八五	三〇六	七六六
四七	九〇七	六二九	一、六〇三	七四	一〇	二六八	七〇	八〇	三〇	六七	三三〇	二六	二、六三	二、四三三	二、四三三	二、四三三	三七五	三八一	七四三
八三三	一、二三〇	一六一	三、四九	九三	一〇	一五八	三三	一三	二九	九五	三三五	四三	三、〇〇〇	三、〇九二	三、〇九二	三、〇九二	四三	五二	六四四
七三六	一、〇三六	二、五九九	三、二七四	二八	二二	一五〇	二二	二三四	一七二	八九	四三三	一〇三	五、一九八	二、四四二	二、四四二	二、四四二	四〇五	五〇八	五七五
七一九	九六六	一、六二五	二、三三二	二四九	一七	六三	一三	一三六	一〇五	三八	七四	一〇五	四、〇五	二、三三二	二、三三二	二、三三二	七九六	五〇八	五〇五
八四五	九三九	一、九一五	三、一七三	九四	一三	一	一	一五六	一五四	七〇	二三五	九八	四、六六六	二、六六八	二、六六八	二、六六八	五七八	八〇四	六四六
七二	九三四	二、四四五	三、六六七	九七	一七	一	一	一〇五	一五	六	三九九	九八	四、七六六	三、〇三	三、〇三	三、〇三	六二二	六五	七八
五九六	八二〇	二、〇八九	三、九七〇	一三七	一六	一	一	三五〇	二五七	三一	一三	一〇九	六、三六七	三、三五	三、三五	三、三五	七〇六	七三五	七五五
五五四	八一九	一、八三五	三、三三四	一〇七	一〇	一	一	二九〇	一九三	一七	三八	一〇七	五、八六五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇八	九八八	一、四九九
六四四	九二六	一、五五五	二、六六〇	七六	六	一	一	三七四	二九六	七四	二〇二	二四	五、四三二	二、六八九	二、六八九	二、六八九	九三五	一、一九四	一、一五二
六三一	九九	一、四九六	二、九三一	五九	四	五〇	六	四二	三六七	六五	二九七	二〇六	五、二二六	二、二九三	二、二九三	二、二九三	八七三	一、一五二	一、二〇〇

附
表

附 表

種 類	年 別	鹽藏品		鹽辛品				罐詰品	
		太刀魚		鱈		明太魚		鮭	
		價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
	十四年		千貫 三三						
	元大正		千貫 三〇二						
	同二年		千貫 六六						
	同三年		千貫 六六						
	同四年		千貫 七六						
	同五年		千貫 五二						
	同六年		千貫 五九〇						
	同七年		千貫 六二						
	同八年		千貫 八四七						
	同九年		千貫 九六九						
	同十年		千貫 一、一七五						
	同十一年		千貫 八三三						
	同十二年		千貫 一、〇九九						
	同十三年		千貫 一、〇〇〇						
	同十四年		千貫 八三四						
	元昭和		千貫 四三						

種 類	年 次	鯨		雜製品		其 他		總 計	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	十四四年	千貫	千貫	—	—	八、三二	四元	二、六五	—
	元大正	千貫	千貫	—	—	四八、五〇	六五七	四、六六	—
	同二年	千貫	千貫	—	—	一四、九五	一、〇三八	四、四三	—
	同三年	千貫	千貫	—	—	一八、一三七	一、六五七	六、八四	—
	同四年	千貫	千貫	—	—	二、七五〇	一、六三〇	七、七九	—
	同五年	千貫	千貫	—	—	二八、七三四	一、九八〇	九、七一	—
	同六年	千貫	千貫	—	—	二六、〇二六	二、八六三	一三、三四	—
	同七年	千貫	千貫	—	—	二六、六三四	五、〇六六	一九、一二	—
	同八年	千貫	千貫	—	—	二九、四八六	五、一四二	二八、一一	—
	同九年	千貫	千貫	—	—	二八、一三八	二、六六七	二、四三	—
	同十年	千貫	千貫	—	—	二八、七三四	三、八七	二五、六四	—
	同十一年	千貫	千貫	—	—	二七、一四七	四、九一	二六、四三	—
	同十二年	千貫	千貫	—	—	二七、四五	四、八二	二九、六三	—
	同十三年	千貫	千貫	—	—	二八、六八〇	七、三三九	三、一七	—
	同十四年	千貫	千貫	—	—	三〇、三五	七、一七五	三、〇〇	—
	昭和	千貫	千貫	—	—	三、三五	三、九六	三、〇〇	—
	元	千貫	千貫	—	—	八、九五	七、八	三、二九	—

備考 一、鯨の生産高は大正七年以前に於ては蝦の生産額中に一括せるを以て其の數量價額不明なり、依つて本表には大正八年分より掲記せり。
 二、本表は千位未満の端数を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず。

第六表 種類別養殖高累年比較表 (本府統計年報に據る)

種 類	年 次	牡蠣		伏老貝	
		數量	價額	數量	價額
	大正七年	三、五五	四、八七	—	—
	同八年	四、九五	五、八三	—	—
	同九年	三、〇五一	二、八〇七	—	—
	同十年	五、七五	三、五八三	—	—
	同十一年	一、三、七四	四、六三	—	—
	同十二年	二、七、五九	五、四八	—	—
	同十三年	二、八、九四	六、三四	—	—
	同十四年	四、四、四三	一、八、四三	—	—
	昭和元年	一、三、五三	二、五、六七	—	—

附表

海	鯉、鮎、鰻、鱉、鱒	鰱	鯉	鯉、鯉、鯉、鯉	鯉、金魚、鰻	青海		金魚		鯉、鮎
						價額	數量	價額	數量	
美、西苑	四、五九	二、八〇	二、八〇	二、八〇	二、八〇	二、八〇	二、八〇	二、八〇	二、八〇	二、八〇
二八、四四	三〇、九七	四、二六	一、三五	八、八	六〇〇	二、七	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
二二、四、九〇	三九、七七	二、四	二、六	二、七	二、四	二、四	二、四	二、四	二、四	二、四
六〇、六八	六三、三六	二、七	七、〇	九、五	一、八〇	二、九	二、九	二、九	二、九	二、九
六七、三四	五七、一六	二、二	二、二	三、〇	一、四	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六
八〇、三七	一、四〇、七	二、一	一、二	一、七	一、二	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六
九六、四七	一、四〇、九	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一
一五、三六	二、〇、二、八〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
一九、七	二、一、六、四〇	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一	二、一

種 類	年 次	鱈		鱈		鮑		鱈		其 他		總 計	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額		
大 正	同 七 年	1,100	6,800									6,800	
	同 八 年	1,100	6,800									6,800	
	同 九 年	1,100	6,800									6,800	
	同 十 年	1,100	6,800									6,800	
	同 十 一 年	1,100	6,800									6,800	
	同 十 二 年	1,100	6,800									6,800	
	同 十 三 年	1,100	6,800									6,800	
	同 十 四 年	1,100	6,800									6,800	
	昭 和 元 年	1,100	6,800									6,800	
	大 正	同 七 年	1,100	6,800									6,800
	同 八 年	1,100	6,800									6,800	
	同 九 年	1,100	6,800									6,800	
	同 十 年	1,100	6,800									6,800	
	同 十 一 年	1,100	6,800									6,800	
同 十 二 年	1,100	6,800									6,800		
同 十 三 年	1,100	6,800									6,800		
同 十 四 年	1,100	6,800									6,800		
昭 和 元 年	1,100	6,800									6,800		

備考 一、養殖業に關しては大正六年以前に於ては統計の據るべきものなきを以て大正七年以後の分を掲記せり。
 二、紅鱈、鮑、鱈、藻貝等の養殖事業を管むものあるも收穫なきを以て本表に掲記せず。
 第七表 漁獲高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道 名	年 次	京 畿 道	
		數量	價額
道 名	同 十 四 年	1,100	6,800
	同 十 三 年	1,100	6,800
	同 十 二 年	1,100	6,800
	同 十 一 年	1,100	6,800
	同 十 年	1,100	6,800
	同 九 年	1,100	6,800
	同 八 年	1,100	6,800
	同 七 年	1,100	6,800
	同 六 年	1,100	6,800
	同 五 年	1,100	6,800
	同 四 年	1,100	6,800
	同 三 年	1,100	6,800
	同 二 年	1,100	6,800
	同 一 年	1,100	6,800
大 正 元 年	1,100	6,800	
明 治 四 十 四 年	1,100	6,800	

道	種類	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
忠清北道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠清南道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全羅北道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全羅南道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
慶尙北道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
慶尙南道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
黃海道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平安南道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平安北道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
江原道	價額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	數量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

附 表

道名	年次	成鏡南道		成鏡北道		總計
		數量	價額	數量	價額	
道名	明治十四年	三、六六千	一、〇三	二、二六	一、七、六九	六、七、七
	大正元年	三、〇六千	一、〇三	一、五九	二、四、六六	八、四、八
	同二年	三、六六千	一、〇三	一、五九	四、五、五	二、五、二
	同三年	四、三三	一、〇三	九、四七	六、二、〇	三、二、六
	同四年	六、六〇	一、〇三	四、六八	八、七、六六	二、三、四
	同五年	三、九六	一、〇三	七、〇四	九、六、八七	一、五、九
	同六年	二、八〇	一、〇三	一、三三	六、六、三六	二、〇、九
	同七年	二、四六	一、〇三	二、四四	九、三、四	三、三、六
	同八年	三、七八	一、〇三	六、〇九	〇、八、六六	四、八、四
	同九年	二、八八	一、〇三	七、〇三	二、〇、〇七	三、九、六
	同十年	一、八〇	一、〇三	九、三三	一、七、九	四、九、七
	同十一年	二、七九	一、〇三	三、八〇	二、三、六	四、七、〇
	同十二年	一、七四	一、〇三	一、五、〇	一、四、七	五、七、三
	同十三年	一、五、四	一、〇三	二、九四	一、四、七	五、九、七
同十四年	三、〇六	一、〇三	三、〇、六	一、四、七	三、五、三	
昭和元年	三、〇六	一、〇三	三、〇、六	一、四、七	三、五、三	

備考 本表は千位未満の端数を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず。

第八表 製造高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道名	年次	京畿道		忠清南道		全羅北道	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
道名	明治十四年	八、千	一、七	七、千	三、	三、	三、
	大正元年	七、七	二、九	三、	三、	三、	三、
	同二年	九、九	三、	一、三	三、	二、	四、
	同三年	八、八	三、	三、	三、	二、	二、
	同四年	六、七	三、	七、	三、	二、	二、
	同五年	五、九	三、	七、	三、	二、	二、
	同六年	五、五	二、	八、	三、	二、	二、
	同七年	八、七	四、	五、	四、	二、	二、
	同八年	五、三	四、	六、	四、	二、	二、
	同九年	五、八	四、	四、	三、	二、	二、
	同十年	四、三	四、	四、	三、	二、	二、
	同十一年	四、三	四、	三、	三、	二、	二、
	同十二年	四、三	四、	三、	三、	二、	二、
	同十三年	二、四	三、	三、	三、	二、	二、
同十四年	二、二	三、	二、	三、	二、	二、	
昭和元年	三、二	三、	二、	三、	二、	二、	

備考 養殖業に關しては大正六年以前は統計の據るべきものなきを以て大正七年以後の分を掲記せり。

第十表 漁業別漁獲高表 昭和元年(本府統計年報に據る)

漁業種類	船數人員漁獲高		漁獲高
	船數	人員	
抄網類漁業	三、一四〇 <small>隻</small>	七、六九一 <small>人</small>	二二五、〇七五 <small>円</small>
刺網類漁業	八、一〇八	三七、六一〇	六、四一五、三三三
建網類漁業	一三、三三四	五九、七七八	一一、六二六、八二一
曳網類漁業	七、五三三	三四、二六二	一一、三六四、七一一
旋網類漁業	三、四八八	三一、一五五	八、〇五六、六九〇
掩網類漁業	三四八	二、一二一	一三二、八五二
敷網類漁業	五五七	二、一二五	三二七、八五〇
延繩類漁業	一二、二一八	四三、四四一	六、五三七、一八一
一本釣類漁業	六、二五五	二〇、一七一	一、四七五、〇〇九
雜漁具類漁業	八、一二九	一六七、八一四	七、五九一、三四七
計	六三、一一〇	四〇六、一六八	五三、七四二、八六七

第十一表 漁船累年比較表 (本府統計年報に據る)

附 表

附 表

船型別	年別	
	明治	昭和
日本型	一	一
朝鮮型	九、一七〇	一七〇、九一九
其の他	八三元	七〇九
計	一六七〇九	三三、〇〇七
	一三、〇三四	同
	一三、二八四	元大
	一七、四〇一	年正
	二〇、〇五四	二年
	二〇、二九四	同
	二〇、八九二	三年
	二三、〇四四	同
	二四、四八六	四年
	二五、六四二	同
	二六、二四三	五年
	二七、五二三	同
	三二、三三六	六年
	三三、三〇〇	同
	三一、三四一	七年
	三一、三二三	同
	三三、〇〇七	八年
		同
		九年
		同
		十年
		同
		十一年
		同
		十二年
		同
		十三年
		同
		十四年
		元昭
		和

備考 明治四十三年は船型別統計の據るべきものを以て合計のみを掲記せり。

여 백

第十四表 漁業處分件數累年比較表(本府統計年報に據る)

種別	區分	年次	免許			許可			届出			合計		
			朝鮮人		計	朝鮮人		計	朝鮮人		計	朝鮮人		計
			内地人	共同	内地人	共同	内地人	共同	内地人	共同	内地人	共同	内地人	共同
		明治十三年	一六六	三三九	五四一	六〇四	二八七	八九二	一、六五四	五、一五六	六、八三三	五四	八、三四四	
		同十四年	三二二	八〇七	一一四七	七四八	四七七	一、二七五	三、五九六	四、七〇〇	八、二九六	一九	一〇、六八八	
		同十五年	四五四	五五三	一、〇〇三	七七〇	一、一七〇	二、三三七	三、四三三	三、八九九	七、七三三	三四	一〇、〇六九	
		同十六年	四三三	一、四九九	一、九六三	一、七〇三	二、〇三九	三、一一一	六、二六三	六、八〇三	九、〇六六	三九	一四、一四〇	
		同十七年	一八七	五九九	八六六	一、一〇一	一、二九六	二、四〇六	二、八二二	六、七八八	九、五五九	三三	一三、六六一	
		同十八年	四七	一八三	二三〇	一、〇七九	九九二	二、〇七二	二、〇〇七	六、七七七	九、四四四	一	一三、七五五	
		同十九年	五七	三四	二八二	一、三三三	二、〇三三	三、三五六	三、二七二	九、四三七	一二、六〇八	一一	一六、三六六	
		同二十年	九五	三三二	四八	一、四九七	二、三四二	三、七九九	三、三六三	一〇、七八三	一四、一六六	二	一八、六五五	
		同二十一年	二六三	九二	二二	一、二八七	二、六五〇	七、五九九	一、九八八	一〇、〇七五	一二、〇〇一	三三	一三、〇八一	
		同二十二年	五八	一、〇三三	三	一、五八八	二、四三三	七、六四四	一、六六七	一一、三六一	一三、〇〇八	三八	一三、三四〇	
		同二十三年	九五	四八	九	一、五二	二、六六九	七、七〇七	二、四三三	七、四六五	九、九一八	九	一八、一三七	
		同二十四年	二四〇	二七	四三	三、三三三	二、八八九	八、七五〇	一、五九九	九、一三三	一〇、六九三	八	一九、八七七	
		同二十五年	三三三	四六	七三	二、八八〇	三、九六六	八、八七六	一、二五二	一〇、一三二	一二、二八八	一五	二二、八六七	
		同二十六年	一六	六三	八八	三、〇五七	六〇六	九、〇七三	一、六七八	二、七〇七	一四、五八五	九九	二四、四四六	
		同二十七年	一七九	六六	三五	二、八三九	七、〇四八	九、八八七	九、五五	一四、四四七	一五、四〇三	三五	二六、二一九	
		同二十八年	二二〇	五九	二天	二、七四一	六、五〇六	九、二六〇	八三二	一五、六七七	一六、四四八	二天	二八、四四九	
		同二十九年	一九	五六	三五	三、一九三	七、一七五	一〇、三六八	一、四〇〇	一六、四〇六	一七、八八六	二天	二八、八八六	

附 表

道名	年次	年															
		十四	元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	昭和
京畿道		三、一八四	五、三〇六	六、四三三	四、八三三	四、七六〇	五、三〇八	四、九五六	四、三六八	四、二〇〇	七、二〇〇	七、四〇〇	七、四〇〇	八、一九七	八、六七六	六、七五〇	二、一七七
忠清南道		一、〇〇〇	二、七二四	二、六〇〇	五、五三三	六、六八六	七、二〇〇	六、四六〇	六、三三三	一、〇〇〇	一、七、四三三	一、七、四三三	一、七、四三三	二、一三六	二、一三六	二、四、四三三	三、〇、九六六
全羅北道		九、八三三	二、五三三	八、九三三	四、七六〇	四、八九四	四、四〇〇	四、六九四	四、四八三	四、六三三	五、七三三	六、四三三	六、四三三	三、五三三	三、五三三	二、〇、三三三	二、七、六三三
全羅南道		一、四四四	一、五〇〇	一、八〇〇	八、七六三	四、六九八	六、四三三	六、七三三	六、三三三	六、七三三	一、七、四三三	一、七、四三三	一、七、四三三	八、八八七	八、八八七	一、六、三三三	七、八八七
慶尙南道		七、〇四四	六、七七一	四、三三三	六、三三三	五、八三三	八、三三三	九、四三三	一、四、一三三	一、四、一三三	二、三、三三三	二、三、三三三	二、三、三三三	二、三、三三三	二、三、三三三	二、三、三三三	二、三、三三三
慶尙北道		一、四四四	一、五〇〇	一、八〇〇	八、七六三	四、六九八	六、四三三	六、七三三	六、三三三	六、七三三	一、七、四三三	一、七、四三三	一、七、四三三	八、八八七	八、八八七	一、六、三三三	七、八八七
黃海道		六、一四八	一	八〇〇	一、四六六	一、六六六	二、九六三	二、九六三	二、九六三	二、九六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三
平安南道		二、一五〇	二、三六三	二、四七五	三、三三七	二、六九九	四、三三三	三、八七四	三、九三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三
平安北道		二、一五〇	一、六五〇	三、一〇〇	二、七〇五	三、四〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
江原道		六、一四八	六、七七一	一、一三〇	六、九三三	六、九八〇	八、〇六八	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一	一、〇、六七一
咸鏡南道		二、一五〇	二、六四四	五、八四三	五、三三七	五、三三七	四、三三三	七、一三三	六、〇〇六	七、一三三	七、一三三	七、一三三	七、一三三	七、一三三	七、一三三	七、一三三	七、一三三
咸鏡北道		四、〇〇〇	四、八二八	三、六三三	三、〇四九	三、五〇六	三、七四四	三、六〇六	三、八三三	三、九三三	三、九三三	三、九三三	三、九三三	三、九三三	三、九三三	三、九三三	三、九三三
計		三九、一五三	四、〇〇〇	四三、六四五	七三、〇六三	七〇、二九七	七四、一五六	九三、四五二	九一、〇八〇	一〇、一〇九	一六、五九三	三九、九三三	四三、八三三	七四、九四〇	七〇、九三三	六九、七五六	七〇、二〇〇

第十七表 漁期、漁場及漁具 (漁獲高五十萬圓以上のもの)

鯖

(さば)

(コウソウ)

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
全羅南道	自五月至十月	六月、七月	青山島、巨文島、濟州島、沿海	流網、巾着網、一本釣
慶尙北道	周 年	自四至六、自十至十二	沿海一帶	巾着網、流網、大敷網、角網、
慶尙南道	自三至七、自九至十二	自四至五、十月	巨濟島、長承浦、欲知島及方魚津近海	巾着網、流網、手釣
黃海道	自六月至十月	自七月至八月	長山中、椒島近海	地曳網、流網
平安南道	自六月至十月	自七月至九月	大同江口沖合	延繩、一本釣
江原道	自四月至十一月	六月、十月	長箭、注文津、竹邊其の他の全沿海	大敷網、流網
咸鏡南道	自五月至十一月	六月、十月	全沿海	逐魚網、巾着網、流網、延繩
咸鏡北道	自五至七、自九至十一	六月、十月	咸津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、清津、大草島、西水羅地先	揮羅網、巾着網、流網
鱈 (いわし) (ミヨルチ)				
忠清南道	自四月至十月	自七月至八月	整川面各島近海	地曳網、焚寄網
全羅北道	自七月至十一月	自八月至九月	古群山島、於青島近海	地曳網、焚寄網
全羅南道	自四月至十二月	自六月至十一月	濟州島、楸子島、安島、所里島、太	地曳網、揮羅網、焚寄網、大敷
慶尙北道	自五月至十一月	自六月至十月	郎島沿海	網、防陣網
慶尙南道	自四月至翌年一月	五、六月、九、十月	鎮海灣及統營、蔚山、東萊各郡沿海	地曳網、揮羅網、權現網、船曳網
黃海道	自四至六、自八至十一	自九月至十月	夢金浦、椒島、大小青島、龍湖島沿海	船曳網、地曳網、焚寄網、巾着網
				地曳網、魚箭

平安南道	自五月至十月	自八月至九月	德島	地曳網
江原道	自五月至十一月	自六月至十一月	巨津、大浦、注文津、竹邊其の他各沿海	揮籠網、地曳網、巾着網、流網
咸鏡南道	自五月至十一月	七月、十二月	全沿海	揮籠網、地曳網、巾着網、流網
咸鏡北道	自五月至十一月	七月、十二月	城津灣、清津灣、鏡城灣、造山灣内	地曳網、流網、巾着網
明太魚 (めんたい)				
(ミヨンテイ)				
江原道	自九月至翌年三月	自十月至翌年二月	大浦、巨津沿海	延繩、擧網
咸鏡南道	自十一月至翌年三月	十二月、一月	咸興、洪原、北青、利原、端川郡の沖合	刺網、延繩、擧網
咸鏡北道	自九月至翌年五月	三月、四月	道沖合	角網、擧網、延繩、刺網
石首魚 (ぐち)				
(チヨキ)				
京畿道	自四月至八月	七月	江華島、屈業島近海	建千網、碇船網、鯨鯢網
忠清南道	自四月至十月	自四至六、自九至十	釜川西各島近海、安眠島、古群山島近海	鯨鯢網、中船網、碇船網、網
全羅北道	自四月至十一月	自五月至六月	古群山島、竹島、煙島、於青島近海及沿岸一帯	延繩、鯨鯢網、柱木網、魚箭
全羅南道	周年	五、六、九、十月	嶺島、所安島、珍島沿海	鯨鯢網、延繩
慶尙南道	自四月至十一月	自五月至九月	南海島、巨濟島沿海	角網、小臺網、延繩、一本釣
黃海道	自四至六、自八至十一	五月	延平島、月乃島、椒島近海、茂島沿岸	鯨鯢網、中船網、柱木網、魚箭
平安南道	自五月至十月	自五月至六月	上下芒魚近海漢川沖合、大同江口	鯨鯢網、魚箭、中船網
平安北道	自四月中旬至十月	自五月中旬至六月	圓島、薪島、魚泳島、身彌島、大和島附近	鯨鯢網、魚箭、延繩

附 表

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
忠清南道	自四月 至六月	自五月 至六月	牙山灣沖、釜川面各島近海	流網
全羅北道	自五月 至六月	五月	古群山島、竹島、煙島近海	流網
全羅南道	自四月 至十一月	五月、十月	羅老島、安島、鶯島、巨文島、所安島、蟬島	流網、曳網、漕釣
慶尙北道	周年	自十月 至十二月	沿海一帶	曳釣
慶尙南道	自二至六、自八至十二	自九月 至十月	南海島、巨濟島及方魚津近海	角網、小臺網、流網、曳繩、流網、地曳網、魚箭
黃海道	自三至五、自八至十	四月、九月	席島、延平島、夢金浦、龍湖島近海	網
平安南道	自六至七、自九至十	六月、九月	大同江口沖合	流網
平安北道	自五月初 至十月	七月、十月	靉島、嶺島、魚泳島、身彌島、大和島附近	鯨鱓網、流網、魚箭
江原道	自六月 至十二月	自八月 至十月	沿海一帶	大敷網、曳釣、揮羅網
咸鏡南道	自二月 至十一月	三月、十月	利原郡以南各郡沿海	刺網、大敷網、揮羅網、曳釣
咸鏡北道	自五月 至十一月	六月、十月	咸津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、大原島、西水羅地先	大敷網、大談網
忠清南道	自十一月至翌年三月	自十二月 至二月	釜川面各島近海、於青島沖合、各郡近海	延繩
全羅北道	自十二月至翌年三月	自十二月 至一月	於青島、古群山近海	延繩
全羅南道	自十一月至翌年四月	十二月 一月	黑山島、蟬島、鞍馬島沿海	延繩

鱒 (さばら) (サムチ)

鱒 (たら) (テイク)

慶尙北道	自十一月至翌年四月	自十二月至翌年二月	沿海一帶	壺網、角網、延繩、刺網
慶尙南道	自十一月至翌年二月	自十二月至翌年一月	鎮海灣內及巨濟島、加德島沿海	小臺網、防簾、延繩、掛釣
黃海道	自二月至六月	自三月至四月	椒島、大青島、漁化島近海	延繩
平安南道	自三月至五月	自三月至四月	大同江口沖合	延繩
平安北道	五月初旬	大和島沖	長箭、巨津、注文津、汀羅津、竹邊	鯨鯢網、鯛延繩
江原道	周	自十月至翌年五月	沿海	延繩
咸鏡南道	自二月至十一月	四月、九月	利原郡沿海を主とし全沿海	延繩
咸鏡北道	周	自三至五、自九至十二	鏡城灣、清津灣、造山灣沖合	延繩、刺網
鯛 (たい) (トウミ)				
忠清南道	自五月至十一月	自五至六、自九至十二	外烟島近海	延繩、一本釣、五智網
全羅北道	自五月至十一月	自五至六、自九至十二	竹島、古群山島、於青島	延繩、一本釣、五智網
全羅南道	周	五、六、九月	莞島、海南、濟州、蝟島、巨文島沿海	延繩、一本釣、縛網、練網、 揮羅網、打瀨網
慶尙北道	自五月至十一月	自六月至八月	沿海一帶	大敷網、角網、地曳網、延繩
慶尙南道	周	自四月至五月及十月	南海島、欲知島、盧臺島、巨濟島及 東萊郡、大邊近海	延繩、一本釣、五智網、手繰網
黃海道	自四月至十月	自五月至六月	睡鴨島、延平島、椒島、長山串近海	延繩、一本釣、鯨鯢網、魚箭
平安南道	自五月至十一月	自八月至十月	大同江口沖合	延繩、一本釣
平安北道	自五月至十月	八月、九月	圓島、大和島、嶺島沖	鯨鯢網、延繩
江原道	自五月至九月	六月、七月	通用郡、高城郡、三陟郡、蔚珍郡	揮羅網、大敷網

附 表

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
咸鏡南道	自五月至九月	七月	全沿海	延繩、揮羅網、縛網
咸鏡北道	自五月至十月	十月	黃津、漁大津、西水羅、城津、獨津、清津地先	延繩、一本釣
鯨 (にしん) (チヨンオ) (칭)				
慶尙北道	自十二月至翌年四月	自一月至二月	迎日灣及清河灣を主とし全沿海	壺網、角網、刺網、擧網、揮羅網
慶尙南道	自十二月至翌年三月	自一月至二月	蔚山灣	刺網、壺網
江原道	自十二月至翌年四月	自一月至三月	長箭灣、墨湖津、巨津里沿海	擧網、壺網
咸鏡南道	自二月至五月	三月、四月	元山灣を主とし全沿海	擧網、壺網、揮羅網
咸鏡北道	自十月至五月	十一、二、三月	五常津、漁大津、清津及造山灣地先	申着網、刺網、擧網
太刀魚 (たち) (カルチ) (갈치)				
京畿道	自六月至九月	六月	仁川近海	鯨網
忠清南道	自五月至九月	自五至六、自八至九	鹿島附近沖合	鯨網、柱木網、魚箭、碇船網、網船網
全羅北道	自四月至十一月	五、六、九、十月	古群山島、竹島、煙島、於青島近海	鯨網、柱木網、魚箭、延繩
全羅南道	自五月至十二月	六、七、十月	娟島、所安島、珍島の各沿海	柱木網、鯨網、一本釣
慶尙北道	自六月至十二月	自九月至十月	沿海一帯	大敷網、臺網、角網、延繩
慶尙南道	自四至七、自九至十二	自五至六、自八至十	南海島、巨濟島及東萊、蔚山郡近海	角網、小臺網、一本釣、延繩
				船曳網、地曳網

附 表

忠清南道	自四月下旬至八月下旬	自六月中旬至七月下旬	泰安、釜川、麗諸島	手球	忠清南道	自二月 至十二月	自二 至五、十一月	釜川に屬する各島近海	鮫鱈網、中船網、碇船網
					全羅北道	自三月 至八月	自五月 至六月	竹島、於青島、古群山群島近海	一本釣
					全羅南道	自四月 至十二月	五、六、九、十月	莞島、海南、麗水、蝟島沿海	鮫鱈網、手繰網、柱木網、刺網、一本釣
					慶尙北道	周 年	自五月 至十二月	沿海一帶	手繰網、打瀬網、延繩、地曳網
					慶尙南道	周 年	自十月中旬至十一月	南海島、欲知島近海より巨濟島沖合、蔚山、佃竹浦より亭子里沖合	手繰網、打瀬網
					黃海道	自三至五、自九至十一	四月、十月	延平島、九月浦、巡威島、椒島近海	一本釣、延繩、鮫鱈網、魚箭
					平安南道	自三月 至五月	自四月 至五月	大同江口、德島近海	延繩
					平安北道	自四月 至十月	自五月、六月	本道全沿海	鮫鱈網、打瀬網、手繰網
					江原道	周 年	自五月 至十月	全沿海	手繰網、刺網、勿致網、延繩
					咸鏡南道	自三月 至十一月	五月、十月	全沿海	勿致網、延繩
					咸鏡北道	周 年	四月、十月	全沿海	刺網、延繩、手繰網、勿致網
					海 蘿 (ふのり) (カサリ)				
					蝶 (かれい) (カジャミ)				
					黃海道	自八月 至十一月	自九月 至十月	椒島、夢金浦、大青島、睡鴨島、龍湖島近海	延繩、魚箭、鮫鱈網
					平安南道	自八月 至十一月	自九月 至十月	全沿海	延繩、魚箭、鮫鱈網
					平安北道	自六月 至十月	七月、九月	宜川、鐵山、定州各郡沿海	鮫鱈網、魚箭

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
全羅北道	自四月至九月	自六月至七月	於靑島、古群山島	手採
全羅南道	自三月至九月	六月、七月	莞島、珍島、濟州島、大黑山島沿海	裸潛、手採
慶尙北道	自四月至六月	五月	慶州郡及盈德郡沿海	手採
慶尙南道	自三月至九月	自四月至六月	南海島、統營郡諸島及蔚山、東萊郡沿海	手採
黃海道	自四月至六月	四月	白翎島、麒麟島、丹乃島、昌隣島、大小靑島、巡威島沿岸、長山串	手採
江原道	自三月至五月	三月、四月	三陟、蔚珍各郡沿海	手採
(あ ぢ)				
(チヨクワンイ)				
全羅南道	自五月至十月	六月、十月	莞島、濟州島沿海	大敷網、地曳網、一本釣
慶尙北道	自五月至十二月	自九月至十一月	甘浦、九龍浦近海	流網、巾着網、地曳網、大敷網、臺網、角網
慶尙南道	自三至六、自九至十二	四、五、十月	巨濟島、蔚山、方魚津、南海島近海	巾着網、角網類、焚寄網
(を び)				
(セーウ)				
京畿道	自四月至十月	五月、九月	江華島近海	醜船網、柱木網、弓船網
忠清南道	自四月上旬至十月下旬	自四至六、自九至十	牙山灣、淺水海灣、錦江流域	曳網、灣内鮫鱈網、弓船網、魚箭
全羅北道	周 年	自五月至九月	錦江、萬頃江口、富浦灣	曳網、灣内鮫鱈網、弓船網、魚箭
全羅南道	自五月至十一月	六月、九月	羅老島、光陽、順天郡法聖浦灣沿海	漕網、打瀬網、弓船網、鮫鱈網、魚箭、柱木網

慶尙南道	周	年	自四至六及 十月	鎮海灣、統營、三千浦近海	打瀬網、手繰網、漕網	
黃海道	自五月	至十月	自六月	至八月	甌山島、龍煤島、睡鴨島近海	鹽船網、弓船網、鮫鱈網
平安南道	自四月	至十月	五月、九月	安州、平原、龍岡郡沿岸	柱木網、叉手網、鹽船網、弓船網	柱木網、鮫鱈網、蝦籠、弓船網、
平安北道	自三月	至十月	四、五、九、十月	清川、鴨綠江口	囊網	手繰網
江原道	自十二月	至翌年三月	二月	三陟郡、蔚珍郡		
全羅南道	自十月	至翌年五月	二月、三月	大黑山島沖合	諸威式捕鯨船	
慶尙北道	周	年	自七月	至十二月	長鬚岬沖合	諸威式捕鯨船
慶尙南道	自十月	至翌年四月	十一月、十二月	蔚山郡沖合	諸威式捕鯨船	諸威式捕鯨船
黃海道	自十月	至翌年四月	自十一月	至翌年三月	大青島近海	諸威式捕鯨船
江原道	自十月	至翌年四月	二月、三月	長箭沿海	諸威式捕鯨船	諸威式捕鯨船
咸鏡北道	自三至五、自九至十一		四月、十月	鏡城灣、造山灣沖合	諸威式捕鯨船	
京畿道	自二月	至十月	二、三、五、六月	仁川、江華島近海、南陽灣	建千網、掛網	
忠清南道	周	年	自一至四、自八至九	牙山灣、唐津郡沖合	曳網、魚箭、申船網、建千網	
全羅北道	自十二月	至翌年三月	自十二月	至翌年一月	錦江	石防簾、刺網
全羅南道	自五月	至十二月	五、六、九、十月	務安、光陽、高興、靈巖各郡沿海	魚箭、線網、建切網、刺網、	地曳網、投網

附 表

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
慶尙北道	自九月至翌年五月	自一月至三月	迎日灣を主とし沿海一帯	旋刺網、壺網、投網
慶尙南道	自十二月至翌年五月	二月、三月	南海島、巨濟島沿海	墩網、石繰、揚繰網、申着網
黄海道	自三月至十一月	自三至四、自九至十	禮威江口、甌山島、釜浦、龍湖島、熊島沿岸	刺網
平安南道	周 年	五月、九月	大同江、清川江、各灣濤筋	建干網、掛網、魚箭、地曳網
平安北道	周 年	自十二月至翌年三月	鴨綠江、清川江口、鐵山、龍川、宣川	建干網、魚箭、浦防網
江原道	自七月至十二月	八月、九月自十二至二月	水潭端、竹邊、其の他の沿海	掛網、地曳網
咸鏡南道	自十一月至翌年一月	自十二月至翌年一月	永興灣、安邊郡、浪城江	揮羅網、遮網
咸鏡北道	自三月至五月	三月、四月	豆溝江	地曳網
鱒 (ぶり)				
(バンオ)				
全羅南道	自十月至三月	十一月、十二月	濟州島、楸子島、黑山島、巨文島沿海	一本釣、建網、大敷網
慶尙北道	自五月至十二月	自六月至七月	沿海一帯	大敷網、臺網、角網、地曳網、延繩、一本釣
慶尙南道	自六月至三月	十二月	蔚山郡、統營郡近海	角網、一本釣、延繩、擬何釣
黄海道	自八月至十一月	十月	大青島、夢金浦、龍湖島、楸島近海	魚箭、地曳網
江原道	自五月至十二月	七月、十月	靈津、莊湖津其の他の沿海	大謀網、曲建網、揮羅網
咸鏡南道	自六月至十一月	自六月至十月	利原郡以南全沿海	大謀網、揮羅網
咸鏡北道	自五月至十一月	六月、十月	城津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、清津、大原島、西水羅地先	大謀網、刺網

鱈 (はも)

(チャムチャンオ)

咸鏡南道	江原道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	京畿道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	平安南道	平安北道	江原道
自四月至六月	自四月至六月	自三月至六月	自三月至十月	自三月至七月	自三月至八月	自三月至八月	自五月至七月	自八月至十月	自四月至十月	自五月至九月	自五月至十一月	周	自五月至十一月	自五月至十月	自五月至十一月	自七月至十月	自十一月至翌年二月
六月	四月、五月	自四月至五月	自三月至五月	自二月至五月	三月、五月	自四月至五月	六月	九月	自四月至五月	自六月至七月	六月、十月	自六月至十月	五月	七月、八月	自七月至十月	九月	十二月
定平郡以北全沿海	高城、三陟、蔚珍其他各郡沿海	登山、麒麟島、麻蛤島、大小青島近海	蔚山、東萊、統營、泗川、南海各郡沿岸	沿海一帶	濟州島、莞島、珍島、大黑山島沿海	於青島、古群山島	釜川而諸島近海、泰安諸島近海	仁川近海	外煙島附近	古群山島、鞍馬島近海	羅老島、金鰲島、鹿島、麗水、所安島、莞島、蟠島沿海	沿海一帶	蛇梁島近海及鎮海灣、子郊灣	龍湖島、夢金浦、椒島近海	大同江口沖合	圓島、大和島沖合	蔚珍郡平海沿海
卷球、苜蓿	苜蓿	手採	竿捲鏢、裸潛	苜蓿	裸潛、徒涉	竿捲鏢	鏢	延繩、鮫鱈網	鮫鱈網、中船網、魚箭	鮫鱈網、延繩	延繩、打瀨網、手繰網	延繩	延繩、手繰網、打瀨網	延繩、一本釣	延繩、一本釣	鮫鱈網、延繩	釣

和布 (わかめ) (ヌヨク)

附 表

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
咸鏡北道	自二月至八月	五月、六月	全沿岸地先	荻採
海 苔 (のり) (キムム)				
忠清南道	自一月至四月	自二月至三月	鰲川、泰安に屬する諸島	手採
全羅北道	自一月至四月	自二月至三月	於青島、古群山島	手採
全羅南道	自十二月至翌年四月	一月、二月	莞島、長興、光陽、高興、康津、濟州島沿海	手採、養殖
慶尙北道	自十一月至翌年三月	自十二月至翌年二月	各郡沿海	手採
慶尙南道	自十一月至翌年五月	自十二月至翌年二月	蟾津江口及洛東江口	手採、養殖
黃海道	自二月至四月	三月	登山串、麒麟島、巡威島沿海	手採
江原道	自十一月至翌年四月	十二月、一月	襄陽、三陟、蔚珍其他沿海	手採
海 鼠 (なまこ) (ヘーサム)				
忠清南道	自五月至翌年三月	自五至九、自十一至翌年三月	泰安、鰲川面各島近海	潜水器、裸潜
全羅北道	自三月至八月	自五月至七月	於青島近海	裸潜、潜水器
全羅南道	自九月至翌年五月	自十月至翌年二月	莞島郡、麗水郡沿海	裸潜、潜水器
慶尙北道	自十月至翌年七月	自四月至六月	沿海一帶	裸潜、潜水器、楸突
慶尙南道	自九月至翌年四月	自十一月至翌年二月	巨濟島、欲知島沿海及鎮海灣内	楸網、潜水器
黃海道	自四至六、自九至十二	五月、十月	登山津、巡威島、麒麟島、大小青島、長山串、椒島沿岸、大東灣、德洞沿岸	潜水器、裸潜、楸網

附 表

京畿道	自六月至九月	八月	雇業島、仁川近海	鮫鱈網、延繩	鏡	忠清南道	五月、六月	五月中旬	於青島、竹島	延繩
						全羅北道	自六月至十一月	五月中旬	於青島、古群山島、東波島近海	延繩
					(ふか)	慶尙北道	自四月至十二月	五、六、九、十月	珍島、大黑山島、濟州島沿海	延繩
					(サノオ)	慶尙南道	自五月至十二月	自七月至九月	沿海一帶	延繩、一本釣、角網、臺網、大敷網
					(ミン)	黃海道	周	八、九月、自十一至翌年三月	巨濟島、欲知島近海及蔚山郡東面、江東面沿海	延繩、一本釣、打瀬網
					(ペ)	平安南道	自五月至十月	自五月至六月	延平島、夢金浦、大青島近海	延繩
					(オ)	平安北道	自四月至九月	自五月至七月	德島、大同江口沖合	延繩
						江原道	自五月至八月	六月	磐城列島、大和島附近、宣川灣内	打瀬網、手繰網、定釣、鮫鱈網
						咸鏡南道	自三月至十一月	四月、五月	大浦、注文津、竹邊、其の他の沿海	流刺網、延繩
						咸鏡北道	自三月至十一月	六月、七月	北青郡以南沿海	延繩
								鏡城灣、造山灣	鏡城灣、造山灣	延繩
										羅津灣、造山灣内
										大津、注文津、竹邊其の他の沿海
										全浩岸
										潜水器、裸潜、桁網
										潜水器
										江原道
										自十月至翌年四月
										二月、三月
										咸鏡南道
										自八月至翌年四月
										九、十月、三、四月
										咸鏡北道
										自九月至翌年五月
										九月

附 表

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
忠清南道	自五月至十一月	七月	狐島、安興德積島附近	延繩、鮫鱈網
全羅北道	自四月至十月	自五月至七月	古靜山島、煙島、竹島、於青島近海	鮫鱈網、柱木網、延繩
全羅南道	自五月至十月	七月、八月	高興、靈光郡沿海	鮫鱈網、中船網、延繩、柱木網、流網
慶尙南道	自三月至十一月	自四月至九月	南海島、巨濟島沿海	角網、小臺網、手繰網、延繩
黃海道	自五月至十月	五月、八月	延平島、夢金島、椒島近海	延繩、鮫鱈網、一本釣
平安南道	自五月至十月	五月、八月	下上芒魚島、大同江口沖合	一本釣、延繩、鮫鱈網、魚箭
平安北道	自五月至十月	七、八、九、十月	圓島、薪島、鷄島、身彌島、大和島附近	鮫鱈網、魚箭、延繩、一本釣
續 (え ひ) (カオリ) (ガオリ)				
京畿道	自六月至七月	六月	江華島近海	懸繩、建干網
忠清南道	自四月至十二月	自五至六、自一至三	泰安、蓋川沖合、牙山灣附近	鮫鱈網、空掛、柱木網、延繩、中船網
全羅北道	周 年	自一月至三月	於青島、古靜山島近海、苗浦灣外	延繩、空釣、鮫鱈網
全羅南道	自五月至十二月	六、七、十月	蟬島、大黑山島、長興、光陽、麗水郡沿海	延繩、鮫鱈網、手繰網、打瀬網
慶尙北道	自八月至翌年五月	自七月至十月	沿海一帶	手繰網、打瀬網、地曳網、延繩
慶尙南道	周 年	自十月至三月	洛東江口、鎮海灣	打瀬網、延繩
黃海道	自二月至九月	三月、六月	平島、巡威島、白翎島、椒島近海	延繩、鮫鱈網、魚箭、空釣
平安南道	自三月至八月	自四月至六月	全沿海	空釣

忠清南道	自五月 至十一月	自六月 至七月	泰安、熬川諸島近海	潜水器、裸潜
全羅北道	自三月 至八月	自五月 至七月	於青島、古群山島近海	潜水器、裸潜
全羅南道	自一月 至十月	四月、五月	濟州島、楸子島、大黑山島、巨文島、安島、所安島、青山島、太郎島沿海	潜水器、裸潜
慶尙北道	自一月 至九月	自六月 至八月	沿海一帶	裸潜、猎突、潜水器
平安北道	自四月下旬 至十月	六月、七月	圓島、薪島、身彌島、大和島	鯨鱗網、空釣、魚籠
江原道	自八月 至翌年三月	一月、二月	江陵、三陟、蔚珍郡	手繰網、刺網、釣
咸鏡南道	自四月 至十月	六月、	北青、利原、端川郡沿海	延繩、勿致網
咸鏡北道	自三月 至十一月	四月、十月	鏡城灣、清津灣、明川、城津郡地先	延繩、刺網
忠清南道	自五月 至七月	六月上旬	泰安、熬川諸島沿岸	裸潜
全羅南道	自五月 至九月	六月、七月	濟州島、安島、所里島、巨文島、楸子島、黑山島、太郎島、巨次島	裸潜、徒涉、徒手
慶尙北道	自五月 至七月	六月	沿海一帶	潜水器、裸潜、挾採
慶尙南道	自四月 至九月	自五月 至七月	蔚山、東萊各郡及巨濟、欲知、閑山、南海島	裸潜
黃海道	自七月 至八月	七月	登山串、巡威島、長山串沿岸	裸潜、手採
江原道	自五月 至七月	六月	三陟、蔚珍、通川郡	裸潜、苜採
咸鏡南道	自五月 至八月	六月、七月	永興灣外	裸潜、挾採

鮑

(あわび)

(センボク号)

石花菜

(てんぐき)

(ウモ)

附 表

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
慶尚南道	自一月至八月	自五月至七月	蔚山、東萊、統營郡沿海	潜水器、裸潜
江原道	自四月至九月	七月、八月	長箭、注文津、莊湖津、竹邊其他沿海	潜水器、裸潜
咸鏡南道	自五月至八月	七月、八月	元山、永興、咸興、洪原、北青、利原郡沿海	潜水器、裸潜
咸鏡北道	自十一月至八月	七月、八月	富寧郡以南全沿海	潜水器、裸潜、突捕

昭和三年五月十二日印刷
昭和三年五月十五日發行

朝鮮總督府殖產局

京城府太平通二丁目一番地

印刷所 株式會社 大海堂

朝鮮の水産業

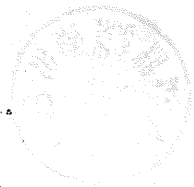
朝鮮總督府

국회 도서관



00973488

639.0451
25552

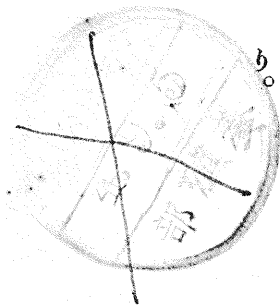


凡例

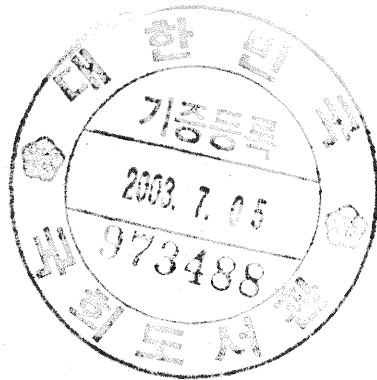
一 本書は朝鮮水産業の變遷並本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂したるものなり。

二 統計表は記事に對し引例に供するを目的とし據るべき統計なきものゝ外明治四十三年以降昭和二年迄の分を掲記せり。

三 統計表に掲げたる指數は初年分(明治四十三年未詳なるものは明治四十四年分)を百とし増減の割合を示した



639.0451
25552



朝鮮の水産業

目次

第一章	總說	一頁
第二章	漁業	六
第一節	漁場	六
第二節	漁業の種類	六
第三節	漁船漁具	八
第四節	漁獲物の處理運搬	一三
第五節	販賣機關	一五
第六節	漁港	一七
第七節	漁業資金	二一
第八節	移住漁民	二三
第九節	漁家の副業	二五

第十節 漁業處分及取締.....二六

第三章 養殖業.....二九

第四章 製造業.....三一

第五章 輸移出.....三四

第六章 試驗調查.....三六

第七章 指導教育.....四〇

第八章 水產團體.....四一

第一節 水產會.....四一

第二節 漁業組合.....四三

附表

第一表 水產業生產高、戶口、船舶數表.....一

第二表 漁獲高、漁業者戶口、漁船數表.....二

第三表 製造高、製造業者戶口、船舶數表.....三

第四表 種別別漁獲高累年比較表.....五

第五表	種類別製造高累年比較表	一四
第六表	種類別養殖高累年比較表	一八
第七表	漁獲高道別累年比較表	二〇
第八表	製造高道別累年比較表	二三
第九表	養殖高道別累年比較表	二四
第十表	漁業別漁獲高表	二五
第十一表	漁船累年比較表	二六
第十二表	仕向地別鮮魚輸出額累年比較表	二七
第十三表	仕向地別水產製品輸出額累年比較表	二七
第十四表	漁業處分件數累年比較表	二九
第十五表	漁業組合設立狀況表	三〇
第十六表	地方費水產事業費累年比較表	三〇
第十七表	漁期、漁場及漁具	三一

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて四千三百九十五里（九千三百二十五哩）の長きに亙り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港錨地に適するもの少く、然も沿岸に併行せる金剛山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩慢なり、之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎に達し、廣漠なる干潟を成し且概ね遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず、又釜山港より珍島附近に至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅棋布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、統營、馬山、鎮海、三千浦、彌助、羅老島、麗水其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東、西兩海岸の中間に位す、而して暖流たる對馬

海流の一派は、朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流に遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を経て黃海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海洲に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端、竹邊附近より東方に轉じつゝあり、之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝屈曲、島嶼の散在、寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに日韓併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設に於て見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ、且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の智識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、漁村の健全なる發達を促進せしめむことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水産製品検査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水産會の施設を助長して水産業の改良發達を促進し、又斯業の獎勵に關しては、國費を補助して優良漁船並鮮魚冷蔵貯藏設備の普及を圖り、一面海苔、牡蠣の増殖施設を助長し、其の他從來の施設を充實して益其の効果を大にし、更に漁民の教養に關しては實地に之を指導する等、中央、地方相呼應して

或は國費を支出し、或は地方費を支出し以て朝鮮水産業の發達進歩の爲力を臻せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの少からずと雖、而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、昭和二年に於て漁獲高六千六百五十九萬圓、製造高四千二十九萬圓に達し漁獲高に於て十二倍五分製造高に於て十五倍の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、昭和二年に於て漁獲高二億五千二百五萬圓、製造高一億八千三百八萬圓となり漁獲高に於て三倍二分製造高に於て四倍八分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべく、尙沿岸里數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。(昭和二年の統計に據る)

區別	員數		内地に對する朝鮮の割合
	内地	朝鮮	
沿岸里數	七、〇四〇 _甲	四、三九五 _甲	六・二四 _割
漁場面積	九六、〇〇〇 _{平方甲}	五〇、〇〇〇 _{平方甲}	五・二一
漁船數	三五四、五五四 _隻	三四、六三七 _隻	九八
漁業者戶數	五五九、八三六 _戶	一〇五、〇二九 _戶	一・八八

區 別	員 數		漁 業 者 人 口	漁 獲 高
	內 地	朝 鮮		
漁 業 者 人 口	一、二四〇、九一〇 ^人	三九九、一一六 ^人		三・二一
漁 獲 高	二五二、〇五八、九九八 ^円	六六、五九六、六六一 ^円		二・四九

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内朝鮮に在りては東海岸は百尋線内西南兩海岸は距岸平均約六十哩以内の水面積なり

(イ) 前表に依り更に沿岸里數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。
沿岸里數一里に對する

漁 場 面 積		漁 船 數		漁 業 者 戶 數		漁 業 者 人 口		漁 獲 高	
內 地	朝 鮮	內 地	朝 鮮	內 地	朝 鮮	內 地	朝 鮮	內 地	朝 鮮
平方哩 一四	平方哩 二二	隻 五〇	隻 八	戶 九	戶 二四	人 一六	人 九	円 三五、八〇三	円 一五、二五

(ロ) 漁場面積一平方哩に對する

漁 船 數		漁 業 者 戶 數		漁 業 者 人 口		漁 獲 高	
內 地	朝 鮮	內 地	朝 鮮	內 地	朝 鮮	內 地	朝 鮮
隻 三・七	隻 〇・七	戶 五・八	戶 二・一	人 二二・九	人 八・〇	円 二、六五	円 一、三三

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄なるを見る

べく、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁業の前途綽々たる餘裕の存するを見るべく、尙將來養殖適地の廣大なること及沿海州並支那海方面に雄飛する餘地少からざること等に想到せば其の前途の益洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規たる漁業令は明治四十四年の制定に係り、明治四十五年四月一日より之を施行せられたり、本法に於て漁業權の設定は行政官廳の免許に依ることとし相續、讓渡、共有、抵當又は貸付の場合に限り之を權利の目的と爲すことを得せしめたれども、相續の場合を除くの外讓渡、共有、抵當、貸付に付ては孰れも行政官廳の許可を要することとし、内鮮人の間には何等規定上の區別を設けざることとせり、免許漁業は分て第一種乃至第六種と爲す、第一種免許漁業は内地の定置漁業、第二種は區畫漁業、第三種乃至第五種は特別漁業、第六種は水面専用漁業に該當す、漁業權の存續期間は十年以内とし漁業權者の申請に依り之を更新し得ることを認め、又財産權として相當の保護を爲すと共に水産動植物の蕃殖保護、軍事上其他公益上に支障なからしむるが爲に免許したる漁業を制限し、停止し又は免許を取消すことを得る場合を規定せり、又許可漁業は之を十一種に分類し、第一種捕鯨業、第二種「トロール」漁業、第三種潜水器漁業に付ては朝鮮總督、第四種以下の許可漁業に付ては地方長官の許可を受くることを要し、届出漁業は之を三種に分類し府尹、郡守、島司の處分に屬せしめ又漁業組合及水産組合に關する規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の洄游棲息に適し、其の種類、數量自ら豊富にして既知重要水産物のみにても凡百種に迫り魚類六十二、貝類十六、藻類十七、海獸其の他十餘種を含めり、之を各海岸に區別すれば、東海岸に在りてはめんたい、にしん、たら、さはら、ぶり、さばいわし、はたく、さけ、ます、わかさぎ、あぶらめ、そい、ほたてかひ、ほつきかひ、たらばかに、すわいかに、こんぶ等の分布あり、西海岸に在りてはぐち、えび、ひら、にべ、あこう、かながしら、まで、たいらぎ、かじめ等を饒産す又南海岸に在りては特種の種類を生せずと雖漁業上重要な種族は概ね之を産しいわし、さば、さはら、たひ、たら、たちう等を重なるものとす。

施政以來本府に於てはぐち、にべ、ひら、おほばいわし、たらばかに、すわいかに、いか、さば、めんたい等の魚場探検及淺海並深海探検又は海洋調査等に従事し就中ぐち、にべに就ては有利なる新漁場を發見したる等、漁場の開發上貢獻せし所少からず、而して近時沖合漁場開拓の氣運に向ひ、朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興等により漸次漁場を擴大しつゝあり。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり就中重要なるは江原、慶北、慶南及全南に於けるいわし地曳網漁業、同抄網漁業、咸北、咸南に於けるめんたい刺網漁業、同延繩漁業、咸南、慶南に於けるたら防簾漁業、同魚張漁業、咸北、咸南、江原、慶北に於けるにしん防簾漁業、同刺網漁業、同擧揮羅網漁業、慶南、全南並西海岸に於ける石首魚中船漁業及太刀魚一本釣漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採藿業、慶南に於けるたこ釣及鱸網船網漁業、咸南に於けるはたく擧網漁業、平南、平北に於けるるるび中船漁業、全南に於けるるるび弓船漁業、江原、咸南、咸北に於けるさば擧揮羅網漁業、逐魚網漁業及鮭刺網漁業等稍見るべきものあり。然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間のいわし地曳網、同權現網、さはら流網、たひ延繩、ふか延繩、さば一本釣、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改竊に依り、朝鮮全沿岸に互り内地人の漁業を認めらるゝや、通漁盛んとなり之れと共に移住者亦漸次其の數を増し來れり、亞て四十二、三年日韓併合前後より内地人各種の漁業急に發展し就中巾着網、縛網、大敷網、角網、柵網等内地式漁業盛況を來し、鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來漁業は稍其の面目を一新するに至れり、殊にいわし地曳網漁業、延繩漁業等の如きは内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲並其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり、斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試験、漁業傳習、漁業

資金貸付、漁具漁船の給與、或は其の補助等各般に互り指導獎勵の方法を講じ夫れ々相當の成績を挙げたり、是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮海漁業の發達に貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して、昭和二年に於ては約百五十種の多きに達し其の漁業別漁獲高百萬圓以上のものを見るに流網七百五十九萬圓機船巾着網四百四十九萬圓鮫鱈網四百三十四萬圓巾着網三百五十八萬圓延繩三百四十三萬圓刺網二百六十一萬圓打瀬網二百八十七萬圓地曳網二百四十一萬圓船曳網二百一十二萬圓八角網百八萬圓機船手繰網百五十二萬圓捕介採藻五百七十一萬圓捕鯨百十四萬圓の十三種なり又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを舉ぐればいわし一千百十八萬圓、さば八百五十六萬圓、ぐち三百六十萬圓、めんたい二百六十三萬圓、にしん三百一萬圓、ぶり百九十萬圓、たい百八十七萬圓、たら百八十九萬圓、たち百四十六萬圓、さはら百三十九萬圓、かれい百四十八萬圓、るび百八十七萬圓、にべ百三十九萬圓、あじ百五十五萬圓、くぢら百十四萬圓の十五種なり。

第三節 漁船漁具

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船は日本型及朝鮮型にして、其の他多少の西洋型及支那戎克船等あり、日本型漁船は日露戦争前後より内地人漁業者の刺戟に依り鮮人の之を使用するもの漸く増加し、始政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたり、各道は鮮人間に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付並船匠講習等を施行せり、

右施設に依り購入したる漁船六百七隻に達し又講習を終了したるもの四十名なり、斯くて日本型漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して昭和二年には一萬五千九百二十三隻に達し、漁船總數の四割六歩に當れり、然れども其の船質を見るに打瀬網漁船の如く稍大形にして相當作業力を有するものは少く概ね一本釣、延繩及手繰網船等の小形漁船に止まるを遺憾とす、朝鮮型漁船は明治四十四年其の數九千七百七十隻なりしもの是亦漁業の發展と共に増加し、昭和二年には一萬七千八百四十六隻に達し漁船總數の五割二歩に當れり、元來朝鮮型漁船は其の構造の牢否、技工の巧拙並使用上の便否日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず、南海岸に於ては既に年々減少の傾あるを見る、本府水産試驗場に於ては之れが改良を研究し實地建造したるものを使用せしめ成績見るべきものあり、西洋型漁船として明治四十二年頃鯖、鱈流網汽船一、二隻ありしも中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船一〇隻を見たるに始まり昭和二年には實に四百六十四隻を數ふるに至り今後沖合漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込なり、以上の外平北、平南、黃海等の如き特殊の海面を有する各道に於ては支那戎克船を使用するものあり其の數詳ならざるも昭和二年に於ては約三百隻に達したるものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの昭和二年には三萬四千六百三十七隻に達せりと雖、朝鮮海漁場の現況よりすれば尙其の數甚だ少く船

質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と、質の向上とを圖ることを要す、而して朝鮮型漁船及戎克船の外は造船材料の産出乏しきと、船匠人員不足にして其の技工亦概して不充分なるに因り多くは内地人より移入を仰ぐの現況なれども、造船費の三分の一以上を占むる職工及人夫の勞賃の如きは之を内地に比し概して低廉なるべきを以て材料の一部は之を内地に仰ぐとするも、鮮内の造船事業は經濟上必ずしも不利益にあらざるべく、殊に修繕工事に於て最も其の必要なるを見るなり。朝鮮舊來の漁業は主として港灣入江等に行はれたる結果其の漁具は防簾、魚箭、魚張、舉網、柱木等の定置漁具及地曳網、中船、弓船、刺網等の運用漁具に過ぎず、其の構造亦概ね粗笨なりしが内地式漁業の盛大となるに従ひ鮮人の之を模倣するもの尠からず、且本府に於ては鮫鱈網の試験を實施し、又各道に於ては漁具購入資金補助及貸付、漁具の給與、漁具製作及其の使用法の傳習等を施行し以て優良漁具の普及を圖れり。

古の施設に依り一本釣、延繩、流網及鮫鱈網等小漁具の増加を來したると共に、一方漁業の大勢に順應して近年大小各種の漁具大に増加せり、今之を列舉すれば左の如し。

(一) 抄網類

抄網類に屬する漁具はいわし焚寄網、るび叉手網、はたく抄網、カジキリ網等にして明治四十四年其の數四百二十七統なりしもの昭和二年には總數三千百七十六統に達せり。

(二) 刺網類

刺網類には古來めんたい、にしん、たら、さば、さはら、いみんづ、ぐち、かに等の底刺網ありし
のみにして明治四十四年其の數四千六十一統なりしもの近年ぼら、かれい、ひらめ、はたく、
ふか等の底刺網及さば、さはら、ひら等の流網増加し、昭和二年には二萬四千九百三十四統の多
きに達せり。

(三) 建網類

建網類には朝鮮古來の漁具として杖矢、透矢、擧網、曲建網、中船、柱木、弓船等あり、又内地
人は大謀網、角網、壺網等を使用し明治四十四年其の數二千二百十四統なりしもの更に八角網、
小臺網等漸次増加し、昭和二年には一萬六千七百七十二統に達せり。

(四) 曳網類

朝鮮古來の曳網類は地曳網の一種なる揮羅網、忽致網のみなりしが其の後權現網、打瀬網、手繰
網、五智網等を使用する内地人増加し明治四十四年其の數一千五百五十四統なりしもの、昭和二
年には一萬四十統に達せり。

(五) 旋網類

朝鮮古來の旋網類は逐魚網、網船網、擧揮羅網の三種にして内地人は旋刺網、揚操網、巾着網、

縛網等を使用し明治四十四年其の數百二十二統なりしもの、昭和二年には二千五百五十一統に達せり。

(六) 掩網類

朝鮮には掩網類に屬するもの從來之を見ず現今使用する投網は内地より移入せしものにして明治四十四年其の數二百二十六統なりしもの、昭和二年には二千七百八十一統に達せり。

(七) 敷網類

朝鮮在來の敷網類は鯿敷網のみなりしが内地人鱸、鱒焚寄敷網を使用せし以來鮮人間にも之を使用するものあるに至りしも其の數は尙極めて少數なり。

(八) 延繩類

明太魚延繩の外は凡て内地より傳來せるもの、如くたひ、はも、あなご、ふか、たら、ぼら等の延繩を主とし其の種類二十餘種に迨び其の數明治四十四年一萬八千三百十六鉢なりしもの、昭和二年には十七萬三千九百二十四鉢に達せり。

(九) 一本釣類

朝鮮にはめんたい、ほげ、たちうを、ぐち、たこ釣等數種の本一本釣ありしが内地人通漁以來さばさはら、たひ、すゞき、あかうを、くろたひ、いか其の他の一本釣を移入し是亦現今二十餘種に迨び

其の數明治四十四年一萬六千六百十個なりしもの、昭和二年には五萬八百二十五個に達せり。

(三) 雜漁具類

茲に雜漁具と稱するは前記の九種に屬せざる各種漁具の總稱にして大は防籠、羽瀬より小は鈎、
稽、貝搔等に及び其の種類多く明治四十四年其の數一千八百二十九個なりしもの近年著しく増加
し、昭和二年には二十九萬六千二百五十八個に達せり。

斯の如く各種の漁具大に増加し明治四十四年の總數四萬五百六十九なりしもの、昭和二年には五十八
萬の多きに上れり。然れども是等漁具は朝鮮古來のものたるか若は内地にて使用せるものを其の儘移
し來りたるものに過ぎざるを以て、將來尙改良の餘地に乏しからざるべく年中内地より移入せる漁網
及網地は其の數量百四十三萬斤、價額百九十九萬圓に比し、朝鮮内に於ける漁網生産高は漸く百六萬
圓に過ぎざるを以て、將來朝鮮紡績業の發達と官廳の施設とに依り斯業の改良發達を圖らんとす。

第四節 漁獲物の處理運搬

漁獲物は其種類、漁獲時の狀況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬
す、鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外、近時冷蔵船を使用
し内地各地に搬出するものあるに至れり、鹽魚は叭、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は
活洲を設備せる船舶に依りて運搬す、其の内地仕向に在りて漁業者又は運搬業者に依り汽船又は發動

機船を以て下關其の他の地方に運搬販賣せらる、昭和二年に於ける内地仕向運搬數量一億四千九百二十九萬斤、價額二千三百餘萬圓に及べり、運搬船は汽船十五隻、石油發動機船三百二十九隻、帆船日本型千四百二十六隻、朝鮮型千八百七十九隻其の他百九十隻合計三千八百三十九隻にして朝鮮内地間鮮魚の運搬を主として汽船及石油發動機船に依れり。

鮮魚の處理運搬に要する氷は一箇年約十八萬噸内外に達し之が供給は鮮内約十萬噸、内地約八萬噸とす、而して鮮内の供給は人造氷約五萬噸、天然氷約五萬噸にして内地よりの移入數量八萬噸は下關を主とし全量の七割五歩、其の他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割五歩とし内地に往來せる鮮魚運搬船之を積載移入す、是等は内地出帆の都度氷と積載して適當の荷足と爲し、航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て、鮮魚の市場變更せざる限り、縦令朝鮮産氷の供給數量豊富となり、其の全量に對する供給力あるに至るも、將來俄かに内地製氷の供給を杜絶せしめて之れに代り得べきに非ず、然れども内地製氷に依れる結果尠からざる不利不便を招くのみならず、漸次鐵道輸送に依るもの増加すべきを以て、氷の自給自足を圖るは亦等閑に附すべからざる處なるを以て、昭和二年度以降製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ふこととし、以て斯業の開發促進に資することとせり。又朝鮮沿海の魚價は、南鮮方面に於ては逐年内地の市價に接近する傾向ありて、下關の市價は其の一倍半乃至二倍を普通とするに至りたるも、東西兩海岸の交通

不便なる地方に於ては、漁業資金比較的多額を要するに拘らず往時に甚しき徑庭を見ず、故に將來漁業者の共同運搬の奨励、又は最近勃興の氣運に在る冷凍船又は冷蔵庫の利用、其の他漁獲物處理を有利ならしむる方法を講じ漁業經濟の向上を圖るの要あり。

第五節 販賣機關

從來水產物競賣市場は専ら私人の營利事業として經營せられ、而も之が監督の法備はらず、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすること尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水產物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營並營業に付ては許可を要することとせしが、爾來其の經營許可を受けたるもの、昭和二年末調査に於て私人二十九、公共團體六合計三十五、營業許可を受けたるもの會社二十、個人八、組合一合計二十九に達せり、而して其の販賣には糶賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手数料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二歩、鹽乾魚三步乃至七歩を徴收し、更に其の一割五歩内外を仲買人に歩戻金として交付す、荷主に對しては其の販賣代金中より、手数料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す、又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも、地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり、通常仲買人より身元保證金を徴收す、而して昭和二年の取扱高數量八百三十萬五千百十六貫、價額七百二十九萬五百五十二圓を算せり。

水産物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水産物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし、之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す、客主（又は旅閣）は漁業者又は荷主の委託を受けて、仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便にし、又荷主の爲に貨物保管に任ずる機關にして、地方に依り古來一種の株と成れるを以て、新に該營業を開始せむとする場合には、賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣と折衝し其の値段を決定す。

近時漁業組合の普及發達に伴ひ、其の施設事業として組合員漁獲物の共同販賣を施行するもの漸く多きを加へつゝあり、其の販賣品の設備、仲買人、競賣の方法、手数料、歩戻等に至りては魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るものにして、魚市場の存在せざる地方に於ては組合員の漁獲物販賣上の利益甚大なるものあり、昭和二年度末漁業組合總數百四十八中、共同販賣を施行するもの百十七組合其の取扱高八百三十八萬二百四十圓に達べり。

此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり、本業者は主として下關其の他内地に根據を有し、漁業者の要求に應じ相當の漁業資金を貸付し、之が償還條件として其の漁獲物を引渡すの契約に依り、漁

期中常に運搬船を漁場に回航し漁獲物の引渡しを受け、又は特に買収して之を内地に運搬販賣しつゝあり、又は金融上相當の便宜あるも其の漁獲物は市價に比し安價に引取らるゝ爲め、漁業者の不利益尠からず。

第六節 漁 港

朝鮮沿海の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ港灣約三百個所を有せども、其の多數は天然の形成に放任して絶て人工を加へず、是れ蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繋、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、今や港灣の不良に因る漁船の遭難甚だ多く、年々二百隻乃至五百隻に達し其の死傷人員百人以上五百人、損害高三萬圓乃至四十萬圓を算する状態にして、漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も漸次増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、漁船の改良等に關し相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事に屬せり、故に大正元年以降地方費、府、面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し、緊要なる箇所より漸次完成に努めつゝありたるも、其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは漸く大正十一年度以降の事に屬す、其の漁港修築の實績を概記すれば左の如し。

(一) 國費にて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	工事概要	工事概要	工費	事業主體
慶尙南道	鎮海港	大正十一年度	突堤長幅 棧橋長幅	四間 二間 二間 二間	一五、四〇〇圓	國
同	同	大正十三年度	突堤長幅 埋立	四間 二間 二、七〇〇坪	一〇〇、五〇〇圓	同

(二) 國庫補助に依り修築したるもの (△印は施行中)

道名	港灣名	施行年度	工事概要	總工費	國庫補助	事業主體	備考
全羅北道	於青島港	自大正二元年度 至大正二元年度	防波堤延長 △六間	五、七〇〇圓	三、五〇〇圓	地方費	
全羅南道	別濟州港島	自大正五年年度 至大正六年年度	岩切取除 突堤築造 △八間 △九尺	六、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	同	
同	楸子港	自大正六年年度 至大正七年年度	防波堤延長 △二五間	六、三六〇圓	二、五〇〇圓	同	
慶尙北道	浦項港	自大正七年年度 至大正九年年度	左岸導水堤 右岸導水堤 △一五間 △一五間 △六ヶ所 △三、〇〇〇坪	一三、〇〇〇圓	六、五〇〇圓	同	
同	同	自大正十一年度 至大正十二年年度	制水工	四、六〇〇圓	一、〇〇〇圓	同	

慶尙南道	方魚津港	自昭和十二年 至昭和二十二年	防波堤	五間	七〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	同	
△同	浦項港	自昭和二年 至昭和四年	左岸導水堤 右岸導水堤	二六〇米 二六〇米	二四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	同	
△同	江口港	自大正十五年 至昭和四年	縮切堤 右岸導水堤 埋立 浚深	二五〇米 一〇〇米 一八〇〇平方米 四〇〇平方米	一三〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	地方費	
慶尙北道	甘浦港	自大正十五年 至昭和二年	防波堤	五間	四〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	陽北面	內三〇,〇〇〇圓 災害ノ爲減耗ス
全羅南道	山地港	自大正十五年 至昭和三年	防波堤	三間	一〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	濟州面	
咸鏡北道	清津東漁港	自大正四年 至大正五年	南北防波堤	六間	三〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	清津府	
同	注文津港	自大正十二年 至大正十四年	東防波堤 西防波堤 導水堤	九二間 七二間 一四間	一四〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	同	
同	大浦港	大正七年	防波堤	五間	八〇,〇〇〇	一,〇〇〇	同	
江原道	汀羅港	自大正四年 至大正五年	護岸 浚深	三三間 四三間	四七,〇〇〇	二五,〇〇〇	地方費	
慶尙南道	彌浦港島	自大正四年 至大正五年	防波堤 埋立	一〇間 一,九七坪	六三,〇〇〇	一三,〇〇〇	漁業組合	
同	九龍浦港	自大正十年 至大正十一年	防波堤	一〇間	三五,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	滄湖面	
同	江口港	自大正二年 至大正三年	防波堤 川口切開	五〇間 三〇間	七〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	同	

道名	港灣名	施行年度	工事概要	總工費	國庫補助	事業主體	備考
慶尙南道	大開窟	自昭和四年度	掘鑿延長 底幅二六尺 深サ千潮而下六尺	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	地方費	
江原道	汀羅港	自昭和二年度 自昭和四年度	南防波堤 二〇〇米 北防波堤 一五〇米 締切堤 一三〇米 舊防波堤修理 一九〇米	一四〇,〇〇〇	同	同	
慶尙南道	釜山港	自昭和三年度 自昭和四年度	繫船壁 物揚場 埋立 九、六八平方米 上段倉庫 二、三三平方米	四一〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	釜山府	
黃海道	龍塘浦港	自昭和三年度 自昭和四年度	繫船壁 埋立 二〇、八五平方米 防潮堤 一〇〇米	五〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	地方費	

(三) 公共團體等に於て修築したるものにして主要なるもの

道名	港灣名	施行年度	工事概要	工費	事業主體	備考
忠清南道	仙掌港	大正十年度	荷揚場改築 延長 幅 七間六	四、六〇〇	仙掌面	
全羅南道	西歸浦港	大正十四年度	防波堤延長 二九間	一五、〇〇〇	右面	
同	慕瑟浦港	大正十五年度	護岸道路 防波堤 荷揚場 側溝 三間五 五七間 一二坪 一六坪	五、三二	大靜面	
慶尙南道	統營港	大正十五年度	荷揚場修理 荷揚場新設 四ヶ所 五ヶ所	八、〇〇〇	地方費	

同	船所里港	大正十五年度	防波堤延長 三間	四、〇〇〇	同	
同	三千浦港	大正十五年 昭和大正十五年	防波堤延長 三間	一四、一三〇	同	
同	同	昭和二年度	鐵筋コンクリート 棧橋長 浮棧橋長 取合棧橋長 六〇米 八八米 五〇米 二〇米	三、〇〇〇	同	豫算額ヲ示ス
黃海道	龍塘浦港	大正十一年度	海面埋立物揚場等 二、〇〇坪	一九、七五〇	同	
同	龍湖島港	大正十四年度	突堤石造 木造棧橋 附屬護岸 一八間 二五間 二五間	三、九六五	同	
江原道	慈津港	自大正八年 至大正十一年度	防波堤延長 防波堤修理 三間 三間	六、〇〇〇	道川面	
同	汀羅港	大正十一年度	防波堤延長 二六間	四、五〇〇	三陟面	
咸鏡北道	西水羅港	大正十三年度	防波堤延長 三三間	六、六〇〇	芦西面	
慶尙南道	統營港	昭和四年度	浸漥面積 干潮面下 一四、五五平方米 三米二浸漥	五、〇〇〇	地方費	豫算額ヲ示ス

第七節 漁業資金

朝鮮在住漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖、統計其の他の

材料を基礎とし之を推算するに、漁船九百十五萬圓、漁具千二百三十萬圓、運轉資金六百四十四萬圓、合計二千七百八十九萬圓の巨額に達せり、而して右投資額中經營者自身の投資額と目すべきものは、大體千百十六萬圓に過ぎずして、他の千六百七十三萬圓は之を借入に據れり、其の借入金中二百九萬一千圓は朝鮮殖産銀行、二十萬五千圓は東洋拓殖株式會社、十九萬五千圓は金融組合聯合會、七十九萬八千圓は金融組合、四十萬圓は朝鮮內魚市場の貸出に係り、之等は低利の資金たるを失はずと雖、其の他の千三四萬一千圓は地方金貸業者又は魚問屋業者、或は主として内地に根據を有する魚類運搬業者の貸出に係り、少くも年三割以上の高利を以て借入るゝか、又は無利を標榜するも債務者が漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして、常に市價に比し安價に引取らるゝが故に事實に於て高利に相當し、漁利の大部分は之等金貸業者に壟斷せられつゝあり、飄つて漁業の状態を見るに近時動力は漁船に依る稍大規模の漁業勃興し、之が漁業者は多少の資力を有するか、然らずとするも運轉資金の融通比較的容易に行はれつゝありと雖、漁業の全體より通觀するときは尙沿岸小漁業者大部を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱なる無産階級に屬し、前述の如く高利の借入金に依り辛じて漁業に従事するを以て、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる狀況に在り、之に對し低利なる資金の融通を圖り、漁利を漁民の手に收むるの方途を講ずるは、漁業の發展と漁業者の福祉を増進する上に於て最も喫要なる事項にして、右に關しては漁業組合に於て資金の造成に努め、之を以て

組合員に低利貸付を行ひ、或は銀行其の他の金融機關より起債を爲し資金融通の途を講じ、良好なる成績を擧げつゝあるものあるも、組合設立日尙淺く基礎鞏固ならざるものありて未だ全般に互り之が施設の徹底を見るに至らず、組合に對しては現に國庫及地方費の補助に依り、極力共同施設の獎勵に努めつゝあるを以て、將來漸を追ふて相當金融の圓滑を期することを得べし。

第八節 移住漁民

内地漁民の移住は遠く朝鮮の開港貿易に其の端を發し明治三十八年の戦捷、同四十一年韓國漁業法發布、同四十三年の日韓併合等の機會に際し著しく増加し同四十四年に至りては三千百七十二戸、一萬一千四百三十六人を算するに至り、爾來多少の消長ありしも未だ著しき進歩を見ず、昭和二年には五千百八十六戸、一萬七千八百十九人に達せり、現在移住漁民の分布は沿海十二道に互り最多數なるは慶尙南道にして二千戸、七千百八十六人、全羅南道之に次ぎ最少きは忠清南道にして五十一戸、百五十五人之に次ぐを平安北道とす。

以上各道移住漁民に依り昭和三年末迄に設置したる漁業組合三、組合員二百二十人、移住漁民と朝鮮漁民との合同に依り設置したる組合五十、組合員内地人一千五百三十一人、朝鮮人一萬八千二百九十六人あり、該移住漁民中には、任意に移住したるものと、府縣の獎勵に基きたるものと、元朝鮮水産組合の獎勵並經營に依るものと、東洋殖産株式會社と移民契約を爲せるもの等の別あれども其の過半は

任意の移民に屬せり、是等移住漁民中堅實なる發達を遂げ移住後の成績良好と認むべきは、慶尙南道統營郡山陽面岡山村、同道泗川郡三千浦面愛媛村、同道統營郡長木面松真浦、同道昌原郡鎮海面鎮海漁浦等を數ふべく、就中岡山村は明治四十年同縣水産組合の經營に係り、昭和二年末に於て六十四戸、二百六十三人の移住民あり、たい、はも、あなご延繩、發動手繰等の漁業を經營す、同村には漁業組合を設置し同組合に於て六千三百餘圓を投じて漁港の修築及海岸の埋立を行ひ、大正三年には總工費四千圓を投じ一千五百坪の蝦蓄養場を築設し、又移住民共同して年賦償還に依り東洋拓殖株式會社より田畑十餘町歩の貸付を受け之を耕作し、學校を設置して移住民の子弟を教育し、其の他植林、頼母子講、青年團の設置、副業の施設等漁村としての内容充實し村民の生計裕なり、又愛媛村は明治四十年同縣西海外海遠洋漁業同盟組合の經營に係り、昭和二年末戸數三十四戸、人口百八十三人の移住民あり、鯖巾着網二統を有す漁民各自出資して共同經營と爲す、毎年の收益は之を土地の購入に充つるを以て、今や數十町歩の田畑を所有し各戸の生計安固にして相當の資金を有するもの尠からず、松真浦及鎮海漁浦は大正元年朝鮮水産組合に於て、海軍省及朝鮮總督府より土地建物及物件の貸付を受け内地二府、二十一縣と移住經營協議會を開きて之が協定を爲し、大正二年より移住者を收容したるに、同十年末には松真浦移住民は山口、廣島、兵庫、福岡の各縣を合して二十五戸、百二十五人は鎮海漁浦移住民は大阪、三重、福岡、徳島の各縣を合して二十九戸、百二十九人に達したり、漁業は一本釣、延

繩、手繰、打瀬、船曳、地曳、鮫鱈網等にして、家族は土地の耕作に従事す、松真浦には漁業組合あり、鎮海漁浦には漁業組合及貯金會あり、以上兩漁浦の移住漁民は素質の選擇に留意したるを以て勤勉力行其の成績概して良好なり。

以上の如く漁民の移住に關して從來施設したる事項は、内地府縣、朝鮮水産組合及東洋拓殖株式會社の移民經營に係り、本府は間接に之が獎勵保護を爲したるに止まるも、由來朝鮮漁業の開發は内地漁業者、殊に移住漁民に負ふ所尠からず、蓋し鮮人漁業者は日常接觸する間に於て、漁船漁具の精巧にして漁利多きを目撃し、或は從業者となりて親しく其の用法を會得し之を模倣するに至りしに因る而かも内地移住漁民は、朝鮮人漁業者の約二十四分の一に過ぎずして、敢て朝鮮漁業者の漁利を損ずることなくして却て朝鮮人漁業の啓發に資する所多きを認むべし。

第九節 漁家の副業

朝鮮に於ける漁業は、一般に幼稚にして概して小規模の地先沿岸漁業に従事するに止まるを以て、比較的閑散期を有すると共に其の收益亦寡く、殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷期に際し流氷を見る地方に在りては、全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上、本業のみにては生計を支持し難く、從て副業を營む者比較的多く、且其の種類亦多種に互れり、而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上、農業に従事する者大部分を占めたりしが、併合以來各種産業上の施設獎勵に伴ひ

漁家の副業にも自から變遷を見るに至れり、即ち新に養蠶の如き、器械製網の如き副業を生じ、又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に回漕業を兼營する者を生じたるが如き之なり、内地人に在りては當初漁業を目的として移住し、主力を之に傾注せるが故に、鮮人漁業者に比し漁獲高遙に高く副業を營む者比較的少かりしも、近時漁閑期を利用し、之に従事せむとする者漸次増加の傾向を來せり、漁家の副業に付ては最近調査の據るべきものなしと雖も、大正十年中の調査に依れば、漁家副業の種類は内地人、朝鮮人共に約十八種に迨び共通のもの多く、其の主なるものを舉ぐれば水産製造、漁獲物及製品の販賣、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鶏、雜貨販賣等あり、副業を營む漁家の數は、各其の總數に對し内地人は百分の四十、朝鮮人は百分の六十七に相當し、副業の收益は詳ならざるも内鮮人を合して約百八十萬圓に達し、在住内鮮人漁獲高三千五百三十五萬圓に對し約五歩一厘に相當す、漁家の副業に就ては從來自然の發達に委し、何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て、有利適切なる副業を調査選定して益之が普及を圖るの要あり。

第十節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て、漁業法及附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て、明治四十四年六月制令第六號を以て、新に漁業令を制定公布し、同時に府令を以て、漁業令施行

規則其の他の附屬法規を發布し同四十五年四月一日より之を施行せり、新法令に於ては免許漁業を六種、許可漁業を十一種、届出漁業を三種とせり、免許漁業は總て朝鮮總督の免許を受くることとなしたるが、中途事務の簡捷並地方分権の主義に則り、漁業令施行規則に改正を加へ、其の一部を地方長官の處分権限に移せり、従つて目下朝鮮總督府の権限に保留せるは、第六種専用漁業の免許及第二種養殖業免許の一部に限らる、許可漁業中捕鯨漁業、「トロール」漁業、潜水器漁業の三種は朝鮮總督、其の他の八種は地方長官の許可を受くるを要し、届出漁業は府尹、郡守、島司に届出で鑑札の交付を受くるを要することとせり、免許漁業の出願處分は獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係を有するを以て、漁業令施行以來努めて其の處分を慎重にし、實際の漁業者に免許するの方針を採れる爲、漁業の經營漸次眞摯に赴けるは、漁業改發の爲喜ぶべきことなりと謂ふべし、今明治四十二年以降昭和二年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願四萬十三件中、免許件數一萬六千九百七十七件、許可漁業出願十一萬八千七百九十九件中、許可件數十萬八千四百八十二件、届出漁業十六萬七千七百四十件に達せり。

水産物の蕃殖保護に就ては、漁業令と同時に府令を以て漁業取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法を禁止し、重要にして且濫獲の虞ある漁介類に付ては漁場、漁期又は其の體長等に關し採捕上一定の制限を加へたり、又有毒物、爆發物若は電流を使用する漁業は、魚族の蕃殖を害し且正當漁業者

の操業を妨害すること甚しきを以て、大正元年、同二年、同三年及十五年漁業取締規則を改正し、漸次違反者の制裁を嚴にせるも、昭和二年十二月現在配置警備船は、汽船五隻、發动机船十七隻に過ぎずして、之を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業取締に當らしむることとせるも取締上遺憾とする所尠からざるを以て、昭和二年度に漁業取締船を建造し以て取締の完璧を期することとせり、又漁業取締規則に規定せるもの外、之が取締を必要とするものとあると、一地方特殊のものにして、其の方面に限り蕃殖保護を圖らしむる必要あることに依り、大正六年五月該取締規則を改正し、同時に各道をして其の道特殊の取締規則を制定せしめて、之が取締を適實周到ならしめたり、就中捕鯨業に就ては、明治四十年韓國政府に於て捕鯨管理法を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限せるが、亞で之を廢止し現行漁業令及漁業取締規則中に特に之に關する規定を設けたり、大正十年四月捕鯨の禁止期間に關する規定を削除し斯業の發達に資し、尙捕鯨船數を十二隻に制限せり、「トロール」漁業に就ては大正元年及同二年に漁業取締規則を改正して禁止區域を擴張し、今尙朝鮮に於ては不許可の方針を持續し機船底曳網漁業に就ては其許可に當りて船數を制限し禁止區域を定め沿岸漁業者との衝突を防ぎ、蕃殖保護を圖る處ありしも、禁止區域は之を漁業取締規則中に設け周知せしむるの必要あるを以て、昭和三年三月同規則を改正し之に明記することとせり、潜水器漁業に就ては全沿岸を三海區に分ち、各其の操業臺數を定め漁利の保持に努めたり、又明治四十二年以來西朝鮮海に出沒す

る支那密漁船の取締を嚴にしたる結果漸く其の跡を絶つに至れり。

第三章 養殖業

朝鮮に於ける在來の養殖業としては、全羅南道莞島、光陽及慶尙南道河東の海苔養殖にして、何れも百數十年前の創始に係ると雖、之に對する何等文獻の徵すべきもなく漸次附近に普及せるものゝ如きも其の區域、廣袤、産額等の如き全く不明に屬す。

其の後日清、日露兩戰役前後より移住者及通漁者の増加に伴ひて、養殖業の有望なるに着目する者あるに至り、明治四十三年以來咸鏡南道のかき、忠清南道、京畿道の干潟地に於けるまで、全羅南道、慶尙南道ののり、かき、はいかい、もかい等の養殖を企圖する者續出したるが、其の多くは内地に於けると同様の養殖法に依りしと氣候、風土の關係上所期の成績を發揚するに至らずして、中途廢業したる者少からざる狀況なりき、又之と同時に本府及地方廳に於ても、淡水並鹹水の各種養殖試験を開始し、本府にては咸鏡南道高原に於けるさけ、ますの孵化放流、慶尙南道密陽に於けるこひ、ます及全羅南道康津に於ける牡蠣養殖試験及河川、干潟の利用重要魚介類の産卵期、あわびの成長に關する調査を爲し尙養殖試験の傍こひ、ます、さけの種苗を配付せり。

地方廳としては咸鏡北道に於てかき及こひ、江原道に於てますの人工孵化放流、慶尙北道に於てこひ、

慶尙南道に於てのり、あさり、全羅南道に於てのり、全羅北道及忠清南道に於てまで、かき、京畿道
黃海道に於てまで、かき、あさり、平安南道に於てこひ、さけ、ます等の養殖試験並之に關する指導
を爲せり。

以上の施設經營は其の實行に於て徹底せざるものありて、顯著なる効果を舉げ得ざりしも、全羅南道
慶尙南道に於けるのりの如きは、兩道の適切なる指導獎勵に依りて、養殖區域の擴張竝内地式漉製に
改良せられたる爲著しく産額の増加を來せり、又咸鏡南北道のかき、全羅南道のはいかひ、慶尙南道
のかき、うなぎの養殖等あり、今其の主要なるものに付之が概要を舉ぐれば左の如し。

一、のり養殖は全羅南道、慶尙南道の二道に行はれ、乾のりの製法内地向に改良せられて以來著しく
販路を擴張するに及び、其の原料たるのり養殖益勃興して年々産額を増進し、昭和二年には二百十九
萬圓に達し、南鮮に於ける重要産業となるに至れり、其の販路は内地を主とし、鮮内は勿論滿洲に迫
り、其の主産地は全羅南道莞島、光陽、長興、高興、康津、海南、麗水、珍島の八郡及慶尙南道河東、
東萊の二郡なり。

二、かき養殖は咸鏡南北道竝全羅南道地方に行はるゝものは、何れも粗放的の養殖方法にして其の主
産地たる咸鏡南道永興灣、咸鏡北道黃魚浦に於ては當時水面下に養殖せられ、その他全羅南道海蒼
灣、蟾津江は内地に行はるゝと同様干潟地を利用せり、慶尙南道加德灣、辰橋灣等に於て集約的の

養殖を爲せるものあるも、未だ規模小なるも南鮮沿岸は本府水産試験場の試験の結果其の有望なるを認めたるに依り昭和二年度より本府は地方費に對し國庫より補助金を交付し、海苔と共に之が増殖の奨励を爲しつゝあり。

是等の養殖業に従事するものは昭和二年五萬六千七百八十人、養殖水面積約千九百萬坪、之が收獲高約八十萬貫、價額二百五十二萬圓にして、近時内鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるの傾向あるは喜ぶべき現象なり、且干潟、淺海其の他池沼、堤堰の如き到る所養殖に利用すべき水面に富み、之が開拓の餘地綽々たるものあり、又水源の涵養、河川の修築、山野、干潟地の開墾、灌漑用貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活の向上等文化の進展に伴ひ多々益有利恰好の狀勢に向ふべきは疑なき所なるを以て、將來適當の施設を爲し之が奨励に努むるに於ては、其の收獲高現在の數百倍に達せしむるは蓋し難きにあらざるべし。

第四章 製 造 業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除きては、大概其の規模小に製品の種類も亦めんたい、たら、いわし、たこ、ぼら、ふか、いかなご、あわび、わかめ、のり素乾品、ぐち、にべの鹽乾品、ぐち、たちうを、にしん、たら、にべ、めんたい卵の鹽藏品、ゑびの鹽辛等主として鮮内向のものに屬し、

且品質粗雑にして見るに足るもの少かりき、然るに内地漁民の移住増加に伴ひ、製品の種類産額を増し煮乾いわし、ふかびれ、するめ、ほしるび、めいほ、かいさん、開たら、鹽さば、たんさい、乾かき、乾いかなご、かひばしら、あわび罐詰等主に輸移出向のものを製出するに至れると共に、一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初めとし、續て連年たいらぎ、いか、いがひ、ほつきかひ、こゑび、魚鱧、支那向鹽魚並鹽乾魚、米國向鹽さば、めんたい卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、あわび及なまこに就き歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降各種の傳習、講習を、又大正四年以降各種の試験を行ひたり、即ち京畿道の乾るび、平安北道のしらうを其の他の罐詰、黃海道のからすみ、平安南道及忠清南道の乾ぐち、全羅北道の鹽ぐち、慶尙南道及全羅南道の乾のり、江原道の開めんたい、咸鏡南道の鹽めんたい卵及めんたい肝油、咸鏡北道の乾わかめ等各種製造試験並之に關する指導を爲せり、又大正三年海藻検査規則を發布し、當時輸移出水産物中の重要品として産額多きに拘はらず、製法不良の爲め品質を損じて聲價地に墜ちたるてんぐさ、ふのり、ぎんなんさう、さくらそう、いぎす、ゑごの六種に就き品質検査を勵行して其の改善を圖り、續て移向水産肥料及輸出向かいさん、乾あわび等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水産製品検査規則を發布し、食用品中海參外十九種、海藻中石花菜外六種並各種肥料等、主なる輸移出品に付税關をして検査を行はしむることとし、亞で大正九年六月検査品目

を追加し包装重量等に關する規定を改正し、大正十三年十二月検査品目中に乾海苔を加ふると共に、食品中新に罐詰外六種に對し等級制を採用し、更に昭和二年四月全部抽出検査に改め、乾のりの荷造に小包郵便の途を開き、検査品中乾えび外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に互り改正し、以て製品々位の向上と商取引の便に資せり。

以上各種施設の結果として一般製造業改善の端を開き、特に製品検査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き糊料海藻類、特にでんぐさ、ふのり、ぎんなんさう、の如きは調製方法矯正せられ、包装亦漸く整ひて取引先の信用頓に加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、從來荷受者より品傷、目切れ等を口實として被りたる損害を免かれ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引回滑となり販路の擴張を來せり、検査以外の製品に在りても概して技術進歩の跡あり就中煮乾いわし、かんでん、かまぼこ等は内地品に比し殆ど遜色なし、殊に從來朝鮮人のみ製造したる素乾めんたい鹽藏めんたい卵及えび、かに（鹽辛）等を内地人製品中に加ふるに至れると共に朝鮮人亦開たら、煮乾いかなご、めいほ、乾のり等の輸移出向品の製造を爲すもの多きを加ふるの趨勢となる等頗る面目を一新せり、斯くて朝鮮の水産製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百餘人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの、昭和二年に於ては戸數一萬四千五百五十九戸、人口五萬二千六百五十六人製造高四千二十九萬餘圓に達し、且一種十萬圓以上の

産額あるもの約三十九種の多きを算するの現況となれり、尙今後漁業及養殖業の發達に伴ひ、其の原料豊富となり大市場として隣邦支那を有する等其の前途益多望なりと謂ふべし。

尙製造上最重要なる鹽の消費狀況を見るに、鮮内には未だ工業頗る幼稚の爲、其の消費は主として食料用に屬するも、其の消費額は最近數個年間に於て多大の増加を來し、大正三年二億斤に過ぎざりしもの、昭和二年には約五億斤に達するの狀勢を示し、其の内漁獲物處理及製造用として五千五百萬斤を使用す、然るに昭和二年に於ける鮮内の生産高は、官鹽一億八千三百萬斤、在來鹽五千七百萬斤合計二億四千萬斤にして需要量の約四割八歩を充すに過ぎずして輸移入高實に二億八千萬餘斤に達せり、斯くの如きは生産上看過すべきにあらざるを以つて、之が需要量の配給を圖る爲、專賣局に於ては大正九年以降九箇年繼續事業として、二千六百町歩の鹽田擴張の計畫を樹て、既に一千二百四十一町歩を竣成したるも、爾餘の一千三百五十九町歩に對しては、關東地方震災の爲め經費緊縮の結果、事業中止の已むなきに至れり、而して現在官設鹽田總面積は二千四百四十六町歩なり。

第五章 輸 移 出

朝鮮より内地又は支那其の他に移輸出せらるゝ鮮魚及製造品は、近時年々二千五百萬圓以上の多きに上り主要なる朝鮮貿易品たり、而して鮮魚は從來主として、内地人漁業者の漁獲せしものを仲買人の

手に依り漁場に於て買取られ、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接内地に輸送せられたるもの多く、従て其の數量、價額等數字の調査は明瞭を缺くも、其の各開港地を經由したるものに見るに、明治四十三年に於て數量二百萬斤、價額十七萬圓、仕向地は内地、支那、露領亞細亞にして、魚種はたひ、さば、さはら、ぶり等の數種に過ぎざる狀況に在り、然れども實際は如上開港地を經由せざるもの多きを以て、當時既に相當の移輸出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及鮮人の採取に係る海藻を主とし、其の他には肥料あるに止まりて其の輸移出額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一千八百萬斤、價額八十六萬圓にして而も殆ど其の大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに因り、其の包裝頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり、又製品の輸送に就ても朝鮮内地間に定期航路開けず、支那に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり、即ち昭和二年に於ける鮮魚の輸移出數量は六千四百七十六萬斤、價額六百四十四萬圓を算し、之を明治四十三年に比すれば、數量に於て約六十一倍、價額に於て約七十倍の劇増にして、朝鮮水産物總輸移出額二千九百四萬圓に對

し二割二分を占め、其の種類の如きも内地向はたひ、ぶり、さほら、はも、にしん、あじ、あまたひ、ひらめ等の如き比較的高價品の移出を見、支那向は從來支那密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ふて跡を絶ち、今は内鮮人の手に依りぐち、たら、かながしら、たちうを、ほうく、ふぐ、にべ、ぼら等の如き安價品の輸出大に増加せり、又製品としては其の種類乾魚、海藻、鹽魚、乾貝、肥料、海蔘、罐詰、乾るび、沃度灰、めんたい卵等を始め四十餘種、數量約九千六百七十三萬斤、價額二千八百八十三萬圓にして之を明治四十三年に比すれば價額に於て十八倍の劇増を示せり、而して其の仕向地別輸移出額の割合は内地九割、支那約一割にして其他露領亞細亞、英領香港等に輸出せられ更に南洋新嘉坡方面、廣東其他支那方面に再輸出せらるゝを以て該地方も亦將來樞要の仕向地たるに至るべく、露領亞細亞に仕向けらるゝものは主に内鮮移住者の需要に供するに過ぎず、又内地移出品中沃度灰、肥料、海藻、めんたい卵等を除くの外は長崎、神戸、下關、大阪等に於ける貿易商の手を経て更に支那に輸出せらるゝもの少からず、其の價額は詳ならざるも約三百萬圓下らざるべきを以て、支那輸出總額は五百五十萬圓に達すと謂ふも大過なきが如し。

運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て内地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、海上方面は朝鮮郵船株式會社の創立に依り漸次新開の航路加はり其の現在補助命令に屬する朝鮮、上海線（年十八回）朝鮮北支那線（年二

十六回) 清津、敦賀線(月二回) 釜山、浦鹽、關門、大阪線(年三十回) 雄基、關門、阪神線(月三回) 新義州、阪神線(月三回) 釜山、濟州、關門線(月二回) 及北陸汽船株式會社の伏木、浦鹽線の清津、城津、元山寄港(年二十回) 關東廳及朝鮮總督府の命令航路たる阿波國共同株式會社の芝罘、大連、仁川線(月四回) 並大阪商船株式會社及朝鮮郵船株式會社の朝鮮、長崎、大連線(月二回) を初め嶋谷汽船會社の朝鮮、北海道、大連線(年二十回) 近海郵船株式會社の基隆大連仁川釜山(月二回) の就航を見ると共に之に對應して沿岸航路漸次増加し取引の促進に益する所大なると共に昔日の如き製品出廻季に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるゝに至れり。

而して水産製品の販路は、現在は勿論將來に於ても地理的關係上之を支那市場に求めざるべからず、然るに従來支那に於ける最大需要地たる中部及南部には全く直通航路なき爲、上海に輸出せむとするものに在りても、一旦長崎又は門司に於て支那航路の船に積換へて輸出せざるべからざるが爲、運送に多大の時日を要するは勿論運賃嵩み荷傷、缺斤、荷爲替取組の困難並商機を逸する等甚大なる不便不利ありしが、大正十三年度より前述の朝鮮上海間の直通航路開始せられ、製品輸出上多大の便宜を得るに至れりと雖、種々の事情に依り尙之が利用完からざるを遺憾とす。

第六章 試驗調査

大正元年總督府水産課に臨時職員として技手二名を配置し、水産試験に關する事務に従事せしめたるを以て本府に於ける水産試験機關特設の嚆矢となす。爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し、以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時其の設備としては、漁撈試験に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試驗船一隻を購入し、海岸調査に在りては、大正六年に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては、咸鏡南道高原郡高原にさげ人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹼水養殖場の設置あり、又製造試験に在りては、大正四年度に大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設け、尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三箇所魚害の設置を爲したるに過ぎず、將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産の實狀に照して、適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はむとするには、到底此の如き不完全なる組織と設立とを以て之を遂行すること能はざるのみならず、比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み設備、内容共に充實せる、水産試験機關の設置は緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度豫算に於て水産試験場設置の計畫を立て、帝國議會の協賛を経て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、初めて茲に全鮮水産試験の中樞機關たる水産

試験場の確立を見るに至れり、依て敷地を釜山絶影島に卜し、約九千坪を得て大正十年度に於ては、漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、同十一年度に於ては、養殖に關する職員及設備を充實し、爾來漁撈部に在りては、漁場調査、めんたい漁業試験、ぐも漁業試験、漁船調査、機械試験、漁具材料調査、製造部に在りては、鹹水冷凍に依る鮮魚貯藏試験、魚肉内臟利用試験、鮮魚清淨試験、網地防腐劑試験、乾めんたい製造試験、養殖部に在りては、水棲動物種の査定及分布調査、重要魚類生活史の研究、池沼堤堰利用養殖試験、干潟地利用養殖試験、養殖適地調査、活魚輸送試験等を施行するの外海洋調査及海洋觀測を行ひつゝあり、而して是等の試験調査中漁船試験に於ては、既に全沿岸の調査を完了し、東海岸に就ては其の結果を發表すると共に、之に基きて考案したる延繩、流網に適する改良漁船を建造し實地に試験の結果成績良好なりしを以て漁民の之に倣ふもの尠からず、尙鮮魚貯藏試験に於ては既に相當の成果を收め得たるを以て之が第一報を公刊し、海洋調査及觀測に關しては其の結果に付第一號及第二號を刊行せり、此の外全羅南道、慶尙北道、黃海道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の六道には地方費を以て水産試験場を設置し、各地方適切の事項を選び夫々之が調査試験を行ひつゝあり。

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓合併と共に直接業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖財源の缺乏、人員の寡少等に依り尙隔靴搔痒の感あるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の状況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ひつゝあり、昭和二年度迄に於ける傳習生總數は八千三百名、同修了者七千九百九十八名にして一道平均六百六十六名の多きに達したり、而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業者の中堅たらしむることに努めたる結果概して良好の成績を挙げ、地方に於ける模範漁民として推奨するに足るべきもの尠からず。

水産教育機關としては現在全羅南道麗水港に於ける麗水公立水産學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水産學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水産學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島水産補習學校の四校にして、何れも地方費又は學校費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし、其の修業年限は麗水校の三箇年其の他は二箇年とす、教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實業時間に重きを置きを置けり、而して創立以來の卒業者は五校（昭和二年度廢校セル群山公立水産學校ヲ含ム）を合し三百七十九名に達し、内水産業に従事する者百十四名、官公署及銀行會社等に奉職するもの百六十八名、死亡其の他九十七名にして、官公署奉職者は主として水産關係勤務者なるを以て、結局卒業者總數の八割は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり、殊に卒業者中全羅北道閑也島及烟島に於て有利なる鮫鱈網漁業を唱導し、自ら進むで斯業に従事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす、又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、従つて水産技術者を要すること甚だ多きを以て、同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして、概して孰れも良好の成績を掲げつゝあるものゝ如し。

第八章 水産團體

第一節 水産會

從來朝鮮一圓を區域とする朝鮮水産組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く舊韓國時代に於ける、内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合會に濫觴し、爾來幾多の變遷を経て大正七年中、之を朝鮮水産組合と改稱し、本部を釜山に置き支部を各道樞要の地に置き以て水産業の改良發達、内鮮人漁業者の遭難救済、施療、紛議仲裁、漁業出願の代辨、郵便物の取扱、漁業者の移住奨勵等に努力し、其の成績見るべきものありしと雖、漸次漁民の増加するに伴ひ其の地區廣濶に失し、且組合員の自覺に乏しく従て組合財政の基礎薄弱なるのみならず、法令の保護亦十分ならざりし爲其の目的を達成し難き憂ありしを以て、大正十二年一月新に朝鮮水産會令を發布し同年四月一日より之を實施せり、本令に依る水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級とし、本令實施と共に各道一齊に道水産會を設立し、同時に朝鮮水産組合は之を解散し、亞で朝鮮水産會の設立を見るに至れり、水産會は水産業者の自治的機關たる公共團體にして、政府と當業者との間に介在し、公共の見地より水産業の改良發達を圖るを目的とし、一面國家水産行政の補助機關たるの機能を有するものにして之が健實なる發展は朝鮮に於ける水産業の將來に貢獻する所以なるを認め、從來朝鮮水産組合に補助し來りたる三萬圓(大正十四年度以降は二萬四千圓)を朝鮮水産會に補助し以て其の助長發達を期せり、而して同會は更に各道水産會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し勉めて其の會員の負擔を輕減し、會の着實穩健なる發達を圖り以て所期の目的達成に努めつゝありと雖、設立日尙淺く

諸般の施設計畫未だ其の緒に就きたるに過ぎず、成績の特に見るべきもの尠なきも、道水産會に在りては漁民の遭難救濟、醫療施藥、漁村調査等は各道一律に之を施行し、其の他更に地方の狀況に鑑み各種の試験調査、水産製品検査、漁獲物共同運搬、水産物共進會、品評會の開催其の他各般の指導獎勵等を爲しつゝあり、又朝鮮水産會に於ても機關雜誌の發行(月刊)、漁業組合理事者の講習、水産物の海外販路調査、又は各種水産統計の作成、其の他水産業の改良發達に關する指導獎勵に當り何れも着々實效を收めつゝあり。

第二節 漁業組合

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は、古來朝鮮の富豪又は兩班に於て之を占有し、高率なる採取料を徴收しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ、且其の漁利を永遠に保持する方法を講せしむる必要あり、又漁村の健全なる發達を促進せしむるは、漁民共同の施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年二月漁業令及漁業組合規則を發布し漁業組合に關する規定を設け、爾來之が設立を獎勵せり。

組合の設立 漁村の發達は漁業組合の共同施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て之が設置の普及を圖ると共に其の施設事業の指導獎勵に力を致しつゝある所にして、昭和二年末現在組合數百四十八、組合員數六萬六千九百五十四名(一戸一人計算)に及び、漁業者總戸數の約六割一分に當れり、

而して組合の區域は一部特定の漁業者を以て組織するもの及特別の事情を有するものを除くの外、面内の部落の區域を以てせり、組合員數の最多なるは全羅南道濟州島海女漁業組合の七千三百十九人にして、全羅南道莞島郡海苔漁業組合の六千九百三十六人々に亞ぎ、最少なるは慶尙南道松眞浦漁業組合の十六人にして、咸鏡南道第一區潜水水器漁業組合の二十五人々に亞ぐ、其の他は百名乃至三百名もの多數を占む。

組合の事業 組合の事業としては漁業權を取得し之を組合員に行使せしむるの外漁獲物及其の製品の共同販賣、漁業資金の貸付、漁業用品の共同購入其他漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、漁船繫留場、魚揚棧橋の築設、養殖場の設置、魚付林の造成、漁獲物處理用貯氷庫及氷藏庫並倉庫の設置等組合員の漁業に關する各種の事業を施行し、是等の事業は年を追ふて益々多きを加へつゝあり、就中漁獲物の共同販賣は魚價の公正を維持し、漁業者の利益を増進する上に於て適切なる事業にして、年來之が奨励に努めつゝあるの結果近時本事業を實施するもの増加し、昭和二年度現在實施組合數百十七、其の取扱高八百三十八萬二百四十圓に達し最良好なる成績を擧げつゝあり、又漁業資金貸付事業は組合員の窮乏せる經濟狀態に鑑み緊急重要なる施設に屬するも組合現下の財政上未だ一般に普及するに至らざるも、資金積立金或は起債に依り實施するものあるに至れり、而して起債に依り之が實施しつゝある組合は昭和三年度に於て三十九組合、起債額約九十四萬圓に迫り、之が成績は漁

業の盛衰、漁獲の豊凶の關係上各組合同一状態にあらざるも概して順調に運びつゝあり。

組合に對する補助及效果　漁業組合設置の普及と其の共同施設を促進せんが爲、大正十一年度以來國庫補助を開始せり、而して其の方法としては組合の設立普及を圖らんが爲には、新設の場合に於て一組合に付設立費として五百圓、又共同施設の促進に對しては、理事者に其の人を得ざるべからざるを以て其の俸給年額の半額(五百四十圓を限度とす)を三箇年間補助することとせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績に鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し之に代ふるに共同施設費に對し補助することとせるが、補助開始以來昭和三年度迄七箇年間に於ける毎年度の補助豫算額、補助組合數及補助額等別表の如くにして、其の效果としては前述組合事業中の漁業權行使以外の各種事業は其の大部分近年の施設に係るものにして、何れも補助獎勵に依る結果たらずんばあらず。

組合の經費　組合の經費は其の享有する漁業權の行使料金及共同販賣、共同購入に依る手数料、補助金其の他賦課金等を以て之に充てつゝあり、近時共同販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても増加を見るに至りたりと雖、未だ之を以て多種施設を要する事業費を支辨するに足らざるのみならず、賦課金の如きは多額の負擔を強ゆるは現在組合員經濟状態の許さざる所なるを以て、今後財政の許す場合更に進で國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を採ると共に、一面漁業權の付與の如きも單り第六種水面專用漁業

權に止まらず、漁業の性質上若は慣行上特定組合に免許するを要するもの、外は可成組合に免許して、其の収入財源を與へ以て施設の完璧を期せしむるの要あり。

(別表)

漁業組合補助費豫算額と補助額對照表

年次	種別	既設		新設			計	摘要
		組合	組合	一年目	二年目	三年目		
大正十一年度	豫算額	一七	一五	一七、二六〇	—	七、五〇〇	二四、七〇〇	二年目補助額前年度一年目補助額と差あるは二年目補助額を中止したるに因る
	補助額	一三	一七	一六、一〇〇	—	八、五〇〇	二四、七〇〇	
同十二年度	豫算額	一七	—	九、一八〇	一七、三〇〇	—	二六、四八〇	二年目及三年目補助額前年度一年目補助額と差あるは二年目補助額を中止したるに因る
	補助額	六	七	七、〇〇〇	一五、六〇〇	—	二六、一八〇	
同十三年度	豫算額	—	一五	八、一〇〇	九、一八〇	一七、二六〇	四三、〇〇〇	二年目及三年目補助額前年度一年目補助額と差あるは二年目補助額を中止したるに因る
	補助額	四	—	二、一六〇	六、四〇〇	一五、一三〇	三三、七〇〇	
同十四年度	豫算額	一四	一五	一五、六六〇	一一、八〇〇	七、〇一〇	三三、〇七〇	三年目補助額前年度二年目補助額と差あるは三年目補助額を中止したるに因る
	補助額	一五	二	七、六九〇	二、二三〇	五、〇〇〇	四三、〇三〇	
同十五年度	豫算額	一〇	—	八、七〇〇	三、四三〇	二、七〇〇	四二、〇〇〇	二年目補助額前年度一年目補助額と一致せざるは五年組合あるに因る
	補助額	一七	二	六、四一〇	八、六三〇	二、一三〇	四二、〇〇〇	

昭和三年度	昭和二年度	
	豫算額	補助額
補助額	二六	一七
二六	二	七
三	一、三〇〇	六、九〇六
一、三〇〇	四、六七六	五、三〇〇
四、六〇〇	六、三〇〇	八、五〇〇
四、六〇〇	八、七〇〇	二、三〇〇
五、八〇〇	六、三〇〇	三、三〇〇
五、八〇〇	二九、九九五	四、〇〇〇
四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
四、〇〇〇	補助額は既に補助したるもの	補助額は既に補助したるもの

備考

一、大正十三年度補助額にして豫算額に比し著しく少額なるは財政緊縮の趣旨に鑑み新規補助を見合せたるに因る但し既設組
 合四に對し新に補助せるは特別の事情に依り當年度限りの見込を以て補助したるものとす。

漁業組合施設種別補助調

施設種別	大正十四年度		昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		計	
	補助組合数	補助額	補助組合数	補助額	補助組合数	補助額	補助組合数	補助額		
共同販賣所建設	四	一、七九九 <small>円</small>	一五	一〇、〇七四 <small>円</small>	九	八、三五六 <small>円</small>	一三	七、七五七 <small>円</small>	四〇	三七、〇四一 <small>円</small>
共同保管倉庫建設	五	三、八九一	六	三、四四五	一一	六、八五〇	一三	五、六五〇	三五	一九、八三六
共同運搬船建造	四	五、一〇〇	二	三、二五五	—	—	四	三、二九〇	一〇	一六、六三六
魚揚棧橋建設	六	三、五〇〇	—	—	—	—	六	三、五〇〇	一五	七、〇〇〇
鹽藏タンク	三	三、〇〇〇	—	—	三	五、九五	六	一、九一〇	一五	一〇、〇〇〇
貯氷庫	二	二、六〇〇	—	—	—	—	—	—	二	五、〇〇〇
牡蠣養殖場	一	二、〇〇〇	三	一、三〇〇	—	—	一	三、〇〇〇	五	一六、二〇〇

施設種別	大正十四年度		昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		計	
	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額
魚付林	一	三〇	二	一六〇	一	四〇	一	一六〇	三	三六〇
共同井戸	三	八五〇	五	一,三〇〇	二	四〇〇	一	一,五〇〇	一	四,一〇〇
模範漁船漁具	七	五,五五〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	八	七,〇〇〇
繫船場	三	一,九六五	一	六五〇	一	八五〇	五	二,三三〇	九	四,九六五
共同染網所	一	一	一	四〇五	三	八三〇	三	六三〇	七	一,八六五
製品検査所	一	一	一	五〇〇	一	五〇〇	一	一	一	五〇〇
鮮魚處理場	一	三〇〇	一	八五〇	一	八五〇	一	一	一	一,〇〇〇
鮭人工孵化場	一	一	一	三三〇	一	三三〇	一	一	一	三三〇
漁船給水設備	一	一	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一	一	一,〇〇〇
漁船避難設備	一	一	一	五〇〇	一	五〇〇	一	一	一	五〇〇
漁業用製繩機	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
共同宿泊所	一	一	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇
明太魚共同糶	一	一	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇
明太魚浸漬池	一	一	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇
漁船曳揚器	一	二五〇	一	七五〇	一	七五〇	一	七五〇	一	一,七五〇
石首魚製造改良試驗	一	二五〇	一	二五〇	一	二五〇	一	二五〇	一	一,〇〇〇
總計	四三	二六,七六六	三九	二四,八三〇	三六	二二,三〇六	五九	二九,九九五	一六六	一〇三,九〇五

附表

第一表 水産業生産高、戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

年次	區分	生産量		生産高		水産業者戸數	指數	水産業者人口	指數	船舶	
		數量	指數	金額	指數					用船數	指數
明治四十四年		鯨 三六、〇四六 魚 三、四四六	100	九、四一七	100	七、〇〇〇	100	三、八、一〇八	100	一四、一九七	100
大正元年		鯨 一八、一九六 魚 三、三三三	七〇	三、〇七三	100	六、四三三	八八	二、〇、五九九	九三	一四、八〇〇	104
同 二年		鯨 五九、四八八 魚 二、九九九	三二六	一五、九四一	100	六、九九九	八七	二、六三、三四四	一一五	一九、二九九	135
同 三年		鯨 七六、三四〇 魚 二、六五五	二九三	一八、九二八	100	七、九四一	109	二、六六、六三三	一一七	三三、〇九一	154
同 四年		鯨 一〇九、三七六 魚 三、〇五五	四一〇	二二、〇一九	100	七、八、四九九	109	二、九二、九四一	129	三三、四〇一	157
同 五年		鯨 一三、八三三 魚 二、三六六	四六八	二五、七三六	100	八、五、三九九	129	三、七、七三三	148	三三、六七〇	159
同 六年		鯨 一三、五五四 魚 二、三五四	四七一	二四、一六〇	100	九、二、九三三	139	三、四、八四三	15〇	三三、五三三	163
同 七年		鯨 一三、八七五 魚 二、三四四	四六六	五、一九七六	100	九、八、九九	139	三、七、三四〇	144	三六、八三三	188
同 八年		鯨 一三八、二四四 魚 一、九六六	五三〇	七、九五四	100	九、一、五三三	137	三、八、〇、八五五	147	二六、三六三	199
同 九年		鯨 一二九、六四四 魚 二、三三三	四九八	六、一、〇七	100	九、〇、六七五	136	三、九、〇、二四八	147	二九、〇七五	103
大正十年		鯨 一四八、一五六 魚 二、三三三	五五九	七、一、三九九	100	九、六、六五五	134	四、〇、八、二六六	149	三二、二六五	119
同 十一年		鯨 一五八、五五九 魚 二、三三三	六〇八	七、四、六〇八	100	九、八、一、九〇	136	五、三、〇、〇八	155	三三、三六	129

附 表

1

年 次	區 分		生 產 量	指 數	金 額	指 數	水 産 業 者 戸 數	指 數	水 産 業 者 人 口	指 數	水 産 業 者 用 船 船 數	指 數
	次	分										
同 十 二 年	同	十 二 年	一七五、三〇四 <small>千貫</small>	六七三	七九、六三三 <small>千円</small>	八四六	一〇一、五七五 <small>戸</small>	一四七	四六、八一九 <small>人</small>	一八三	三、三〇〇 <small>隻</small>	三三五
同 十 三 年	同	十 三 年	一七三、三八九	六六三	八三、一七〇	八八三	一〇五、七五五	一四六	四〇、七三〇	一七八	三、四六八	二四三
同 十 四 年	同	十 四 年	一七三、六五三	六六七	八三、六二二	八八八	一〇八、六二四	一四七	四二、〇三九	一八〇	三、四一〇	二四三
昭 和 元 年			一九〇、八九四	七三五	八九、四三四	九四九	一二三、一八三	一五六	四三、五、六六九	一九二	三、六、五七〇	二五五
同 二 年			二六四、六九九	一、〇一六	一〇六、八八六	一、一三五	一九、五八八	二六七	四三、七七三	一九八	三、八、四六六	二六九

備考 一、本表は漁業(養殖を含む)製造を合算したる生産高、戸口數、船舶數なり。
二、本表、生産高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり。

第二表 漁獲高、漁業者戸口、漁船數表 (本府統計年報に據る)

年 次	區 分		漁 獲 量	獲 價	獲 額	指 數	漁 業 者 戸 數	指 數	漁 業 者 人 口	指 數	漁 船 數	指 數
	次	分										
明 治 四 十 三 年	同	四 十 三 年	一七、六九五 <small>千貫</small>	一〇〇	八、一〇三 <small>千円</small>	一〇〇	九三、三九五 <small>戸</small>	一〇〇	一四、三三三 <small>人</small>	一〇〇	一、六、七〇九 <small>隻</small>	一〇〇
同 四 十 四 年	同	四 十 四 年	一七、三四五	一〇〇	六、七三三	一〇〇	九一、九五七	一〇〇	一四、三三三	一〇〇	一、七、〇一五	一〇〇
大 正 元 年	同	元 年	二三、七九四	一三四	八、四六六	一三四	一〇三、七七一	一四五	一七、四四一	一八九	一、七、六八四	一〇一
同 二 年	同	二 年	四四、三五五	二五〇	一一、三一一	一七〇	一〇三、八六六	一八五	二〇、七〇七	一〇四	一、七、四〇一	一三三
同 三 年	同	三 年	五八、二〇三	三三九	一三、〇六四	一七六	一〇六、六八四	一〇八	二二、九、六一	一三三	一、〇、〇五五	一五五

同	四年	鯨 八七、六六六	四九五	一三、一三四	一九六	六七、八三六	二〇九	一五、五八八	二二九	二〇、二九九	一五六
同	五年	鯨 九三、〇六七	五三六	一五、九九五	二二〇	七四、四七七	二二〇	二七、六八八	一四三	二〇、八九一	一六〇
同	六年	鯨 九六、五三八	五四六	二〇、九二三	三五四	八〇、六三八	二〇	二九、六四二	一五三	二二、三四四	一七一
同	七年	鯨 九五、二四一	五三八	三三、八六三	四八六	七九、五二一	二二八	三三、〇四四	一六四	二四、四八六	一八八
同	八年	鯨 一〇八、六六八	六二四	四三、八四四	六三八	七、五〇三	二五	三二、〇九九	一六三	二五、六四一	一九七
同	九年	鯨 一〇一、三〇三	五七三	三九、二六四	五八一	七五、八三一	二二	三九、七八五	一七〇	二六、二四三	二〇一
同	十年	鯨 一二七、九九九	六六六	四四、九九七	六六五	七九、五八六	二六	四四、七〇〇	一七七	二七、五三三	二二一
同	十一年	鯨 一三〇、七六五	七三九	四七、五三六	七〇三	八三、七五九	二五	五七、九三九	一九九	二七、八二九	二二二
同	十二年	鯨 一四七、一九六	八三三	五一、七三三	七六五	八七、八四〇	二五	三七、二九三	一九〇	二九、一四三	二二三
同	十三年	鯨 一四三、七九九	八二二	五一、九九七	七六九	九〇、九三〇	二五	三六、七九一	一八六	三一、三四三	二四一
同	十四年	鯨 一四三、三〇一	八八九	五一、五五一	七六〇	九四、〇三三	二五	三六、六〇九	一八八	三一、三三三	二四〇
昭和	元年	鯨 一五六、四二五	八八四	五三、七四三	七九四	九七、〇三八	二五	三八、九四八	一九九	三三、〇〇七	二五三
同	二年	鯨 一三三、四六七	一、二五一	六四、〇三五	八二五	一〇五、〇一九	二〇	三九、九二六	一〇五	三四、六三七	二六六

備考 一、漁業者戸数及人口は漁撈及養殖業者なり。

二、明治四十三年の漁獲高數量及漁業者人口は統計の據るべきものを以て掲記せず從て指數の算定は四十四年を基礎とせり。

三、本表漁獲高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり。

第三表 製造高、製造業者戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

附 表

年 次	製 造		高		製造者戸數	指數	製造者人口	指數	製造及運搬船	指數
	數	量	價	額						
明治四十四年	八、三五三	千貫	100	三、五三四	千貫	100	三、八六六	100	一、二七三	100
大正元年	四、五七〇		五八三	四、六〇六		一七四	三、七〇七	110	一、五四六	113
同 二 年	四、九九三		一七九	五、四三〇		二〇五	六、〇〇七	117	一、八九五	115
同 三 年	一八、二七		二二七	六、六〇四		二五九	三、八五一	115	一、〇〇七	116
同 四 年	二、七五〇		三〇	七、七九五		二九三	四、一五五	113	一、一〇三	115
同 五 年	二六、七四		三四四	九、七八一		三六五	四、〇三四	111	一、七九	116
同 六 年	二六、〇六		三三	一三、三四七		四九九	四、四二	113	二、一八七	117
同 七 年	二六、六四		三九	一九、一一		七二〇	五、四四二	116	二、三四五	118
同 八 年	二九、四六		三五五	二六、一〇		一、〇五九	六、三、七六六	118	二、七四	115
同 九 年	二六、二八		三三七	二、四〇		八六六	六、〇、四六	117	二、八三〇	113
同 十 年	二六、七四		三四四	二五、六五四		九六七	六、四、五六六	119	三、七三	116
同 十 一 年	二、一七		三五五	二六、四三		九九五	五、二、四七	115	三、四八七	117
同 十 二 年	二七、四五		三五五	二九、六二		一一五	四、六、五二	117	三、一五七	118
同 十 三 年	二六、六〇		三四四	三一、七		一一七〇	四、五、五〇	117	三、三六七	116
同 十 四 年	三、三五		三五五	三、〇〇		一一三	四、五、四〇	113	三、二九	116
昭和元年	三、九六		三五四	三、四二		一一六五	四、八、九二	115	三、五三	116
同 二 年	四、四六		五〇八	四、二〇		一一五八	五、二、六五	115	三、八三九	116

備考 一、製造用船及運搬船は從來の統計資料にては區別し難きを以て一括計上せり。
 二、本表製造高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり。

	たいらぎ		あ		あわび		のり		てんぐさ		ふか		はも		ふのり		ぼら	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
附									一九	七四					一六	一〇六	一四	七九
					四八	九二	七七	五			九〇	三三	三三	六九	一九五	三三	一三	三三
表	一〇	一〇〇	二四	四一	四七	四六	一〇八	一〇一	一〇〇	一〇七	一三三	七八	一四五	四四	一九九	二二	一五	五九
	七三	四九	三〇	五五	一八	二四	一〇一	一一	一四	四四	一〇	四九	三三	七四	三三	七〇	一〇	五七
		一、七三	四八	一六	三〇	一五	四〇	九	二四	四九	一五	五九	三三	一、〇〇七	三三	七三	二九	五三
		一、〇七	一七一	一九	一〇	一九	一四	六	二四	二四	一五	五五	二八	一、一四九	三三〇	三二	三二	四七
	一四	九七	二六	五七	一六	二七	一六	一三	二二	一九	二〇	六九	二六	七三	三三	三三	四三	四三
	二二	一、二七	二四	四三	二五	二六			二八	三三	一〇	八七	三四	六二	三三	一五	五七	四〇
	二九	五三	八三	一、五八	三九	二六			三三	三六	一、〇〇	八〇	三六	五四	九二	三五	五六	四三
			六四	一、六〇	三三〇	二〇			三〇	一、〇三	五九	一、〇八	三九	四九	五二	二九	六九	五〇
	四	四九	一、〇五	一、二六	二七	一六			二六	一、七五	六三	一、一六	七六	八二	一、〇七一	一、七八	八四	六二
	五		九五	一、〇九	三七	二四			二六	四九	五九	一、三〇	七四	一、二〇	七七八	二、一九〇	七六	六三
七			一、三四	一、三六	四九	三三			三三	六六	四三	九七	六七	九二	二、七四	二、七四	六七	六〇
			一、八三	一、七八	五二	四八			五八	一、七四	五四	一、三三	七〇	一、〇四	二、〇五	二、〇五	七〇	六四
			一、六〇	一、七九	五三	四八			六六	一、五五	六六	一、四三	六九	八七	一、五四	一、五四	七三	七四
	二五	五〇	一、一五	一、九一	五二	四〇			五七	一、〇一	九一〇	一、六三	七九	九三	一、一〇	一、一〇	七九	七九
	二〇	二四	一、五五	六〇	五四	四〇			四七	一、〇一	八三〇	一、七四	六七	七七	一、七六	一、七六	九三	一、〇五

	ひら		らしためび		いかなご		このしろ		あなご		しかなが		だれんこ		すずき		んぎさんな	
	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量
附																		
表	七	三					三	九							五	壹		
	三	六					四	二	一	五	七	四			九	一	三	一
	八	二					三	七	六	一	四				八	二	三	一
	六	一					五	一	〇	二	七				七	三	四	二
	〇	一					六	七	〇	三	四				六	二	三	七
	八	七					七	二	八	五	三				六	二	七	五
	七	二					九	八	九	三	四				六	一	四	六
	一	三					四	九	一	五	三				四	一	四	九
	九	七					三	九	八	六	一				三	五	八	八
	二	三					二	〇	〇	五	四				二	九	三	〇
	四	七					三	八	一	九	七				九	三	一	三
	七	二					〇	三	六	七	二				三	〇	六	五
	一	三					一	〇	五	一	四				三	九	〇	三
九	九	三					八	二	七	二	四				〇	三	九	〇
	一	九					二	六	二	七	一				三	二	四	一
	〇	四					九	六	三	七	二				四	二	五	九
	二	〇					七	七	四	七	三				八	二	八	〇
	一	九					一	〇	五	一	四				三	六	七	五
	二	〇					二	七	四	九	二				六	七	八	〇
	一	九					一	七	五	八	五				五	〇	四	五
	三	七					三	四	三	二	四				三	六	三	五
	三	九					三	五	八	九	二				四	〇	四	五
	二	〇					二	七	四	九	二				三	六	一	〇
	一	九					一	七	五	八	五				七	八	一	〇
	三	七					一	七	五	八	五				三	五	三	五

附 表

種類別	年次		かぢめ		こんぶ		つまなが		がいたらいら		すつぼん		まて		ます		えつ		かんだり	
	千貫	千貫	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量
十	十四	年																		
元	大	年																		
二	同	年																		
三	同	年																		
四	同	年																		
五	同	年																		
六	同	年																		
七	同	年																		
八	同	年																		
九	同	年																		
十	同	年			三	四	四	四	五	二八	七	八	三	九	三	一〇	三	一四	三六	三六
十	一	年			三	七			四	八四	三〇	四	二四	五九	二六	一三	二	四	千	千
十	二	年	三	一七	七	九			五	八九	一五	四	三	七	二四	二六	二六	三	千	千
十	三	年	四	四六	六	三			三	一五	四	五	二	二五	九	八	二七	四	千	千
十	四	年	二	一五	八	二			三	一〇	一六	三	一〇	一八	五	七	一五	三〇	千	千
元	昭	年	三	九七	一〇	三			三	七	一四	三	三	二	八	九	二	一〇	千	千
二	同	年	一	一四	六	三			三	一八	一七	六	一	一〇	六	三	〇	二〇	千	千

總計	その他		えご		はいがい		こち		いわのり		いぎす		さんま		うに	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
六、七、三三	一七、六九五	七、五	三、五	二、六〇五												
八、四、六六	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
二、一、五二	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
三、〇、〇四	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
三、三、三四	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
一、五、九五	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
二、〇、九三	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
三、八、六三	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
四、八、四四	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
三、九、六四	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
四、四、九七	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
四、七、五六	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
五、一、七三	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
五、一、九七	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
五、一、五二	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
五、三、七三	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												
六、四、七五	三、四、六	三、四、六	三、四、六	三、四、六												

備考 一、本表は千位未満の端数を切捨掲記したるを以て總計と一致せず

附 表

二、海苔は大正七年以降養殖高表に掲記せり

第五表 種類別製造高累年比較表 (本府統計年報に據る)

種 類	年 次	素乾													
		い か		え び		た こ		ふ か ひ れ		い わ し		た ら		め ん たい	
		價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量
十四年	同	二一三	六	一三三	一	三	三〇〇	三	二二四	六二五	七	二二	二〇四	一、一三三	
大正元年	同	一三三	一三九	一	一	四八	二四	二〇	八〇七	九〇	三	二〇	九〇〇	一、八四一	
二年	同	一三	一三三	一	一	三六	三〇	三三	二二	五〇	一九	一五	九四四	一、三〇四	
三年	同	七	八三	一	一	五	七	九	六六	三三	九	三〇	四四	一、〇四一	
四年	同	一〇七	一四	一	一	七五	八四	一〇六	六九	一七三	一〇	五四	七四	一、七〇二	
五年	同	一五	一八	一	一	一六	一九	二七	一三	三〇〇	一三	三〇	一、〇三三	二、九四二	
六年	同	一〇	一四	一	一	七	三	二五	一四	三三	二九	四〇	一、三四一	三、三六	
七年	同	一四	五	一	一	一〇	三	二五	五	一六	三〇	六四	三、〇〇〇	三、九三三	
八年	同	二三	三	一	一	一九	六	二四	四七	三六	一〇	七〇	三、〇八八	三、九〇六	
九年	同	四九	六〇	一四	一	一八	七	一八	六六	三九	五	三	三、七七一	三、七五	
十年	同	一〇	五〇	一四	一	一六	九	一	一八	四一	一〇	一	三、六六	三、六五	
十一年	同	一九	四	一六	一	一〇	一六	一	一三	三二	四	六	三、三七	三、五五	
十二年	同	一四	六〇	九	一	一〇	九	一	一三	二四	一	一	三、八八	三、八二	
十三年	同	一五	五	一四	一	二	九	一〇	三	三八	一	一	三、二六	三、三三	
十四年	同	四〇	三	一五	一	三	九	六	九	三六	一	一	三、五〇	三、三三	
昭和元年	同	一五	三	一三	一	二	七	九	六	一五	一	一	三、四三	三、四一	
二年	同	九	三	一	一	一	四	三	三	一七	一	一	三、二八	一、六九	

魚油			海藻						肥料										
いわし		めんたい		ぎんなん		てんぐさ		のり		わかめ		ふのり		製にしん乾		乾製はたはた		搾いわし戻	
数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
						二五	八六	九四	四九	四九	二〇二	二八	二〇六						
						七三	三五	九一	九二	二四〇	四二	一九四						二九	三三
						八	五	八四	一七三	四七〇	一、四九	一四三	二五〇					三三	四九五
				三	一〇四	二四二	四四	一〇三	八八	二九	九四	一三七	六三					二五	三四
		一五	三二	四	二四	三三	三三	三三	九七	二八〇	七五	二三三	四四〇					二九五	九八
		六九	一四九	三七	二五	三二	三二	二六	一七	三〇七	九四	三九	三〇七					二三	三〇
		四九	六	七五	二二	二四	二六	一七	三	二六六	五三	三九	三五六				二五	八九	三七〇
七五	六九	一四七	一四	一四〇	二七	二七	二八	二八	八〇	六七	一、二八	三六	三七五				四〇	二五七	四六
二二	一五〇	一五六	一七八	一〇六	二八	二七	三四	五九	一〇〇	六六	一、〇	八七	二四九	一四七	二七	四三	四〇	五八	六一二
一九	二五	七〇	二二七	六九	二	二	三	六〇	一七	五	一、〇三八	五	二〇一	三	三	七	四〇	二〇	三八
八七	一七四	六〇	四八	三四	三六	二八	二九	三〇	三	五七	七八	一、〇九	三三	二	三	八	二九	三九	八二
五	二九	五九	七九	一五	三	九	六	一、三六	一、三	六六	一、〇六	九八	二二三			二	八	三〇	四四
二八	四九	五四	九九	一三	一四			一、四三	二六	七九	八四	一、〇	三七	八	一六			二	一五
七五	三二	三五	二七					一、六八	一四	一、四一	一、五三	九六	二七三					二八〇	五三
七五	二二	三	一	三〇	一五	三〇		二〇八	一五〇	九二	九四	四八	六七	一四	二六			一、三五	二、三八
一、五四	三、二九	二四	三五	一四	八			二、〇四	一七	八四	八八	八九	一八九	四三	七〇	二八	六〇	三、〇四	五、八六
四、一四	七、七〇	四九	二〇	一	四			二、七三	二〇	七五	七五	五〇	一八〇			二	一〇	三、六三	一一、五五

附 表

一七

種 類 別	年 次	雜 製 品 類				其 の 他		總 計
		く じ ら	か ま ぼ こ	價 額	數 量	價 額	數 量	
	明治十四年	千貫	千貫			四、三九	八、三五一	
	大正元年	千貫	千貫			四、六〇六	四、六〇六	
	二年	千貫	千貫			五、四三〇	五、四三〇	
	三年	千貫	千貫			六、六四四	六、六四四	
	四年	千貫	千貫			七、九四五	七、九四五	
	五年	千貫	千貫			九、七六一	九、七六一	
	六年	千貫	千貫			一三、一四七	一三、一四七	
	七年	千貫	千貫			一五、二五五	一五、二五五	
	八年	千貫	千貫			一六、二〇二	一六、二〇二	
	九年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	十年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	十一年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	十二年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	十三年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	十四年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	昭和元年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	二年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	
	昭和二年	千貫	千貫			一七、〇三三	一七、〇三三	

備考 一、あみの生産高は大正七年以前に於てはあびの生産額中に一括せるを以て其の數量價額不明なり、依つて本表には大正八年分より掲記せり
二、本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず。

第六表 種類別養殖高累年比較表 (本府統計年報に據る)

種 類 別	年 次	か き		は い が い	
		數 量	價 額	數 量	價 額
	大正七年	三三、五五	四、八七		
	同 八年	四三、九五	五八、三三	一〇〇	五〇
	同 九年	六三、〇五	二八、〇七		
	同 十年	五三、七六	三五、五		
	同 十一年	三三、七四	四四、六三		
	同 十二年	三三、五五	五三、四八		
	同 十三年	二八、九四	六二、三四		
	同 十四年	四八、四四	一八六、四四		
	昭和元年	一三、五三	二五、六七		
	昭和二年	五八、七四	二八、二〇		

附
表

の	こ い、ふ な	き ん ぎ よ	あ お の り	ん こ い、きんぎよ、すつぼ	あ げ ま き	ぶ り、 た い	ご	ぼ	こ い、ふな、うなぎ、 す つぼん、ます
数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
三六、五四九	四五、〇〇〇	七六、〇〇〇	一〇、〇〇〇						
二八五、五四四	一〇〇	一〇				三七五	三三〇	六〇〇	二〇
三三〇、九六七							二四〇	四〇〇	一、三三三
三二四、九三三				一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		二九七	三三〇	
六〇五、八六八			一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九、九、〇		一、八、〇	七〇	九、五
三〇九、三三三					三、六、五			九二五	
六三七、三三四				一、四、七	五、八			三、〇、〇	
八〇三、七七七				一、一、六、八	三、〇、五、七			一、七、三、〇	
九六六、四七五				二、七、五、九	二、七、五、九			二、九、九、八	
一、五〇、三四八				一、五、四、一	一、八、九			二、〇、〇、五	
一、九八、七三三					二、三、三、五			二、六、六、八	
二、一八、四〇一					一、八、二、九			二、六、三、三	
二、九〇、二五九					二、一、七、五			三、七、二	
一、九八、二八六					三、九、五、〇			一、四、七、九	

種 類 年 別	すつぽん、うなぎ		すつぽ		あわび		うなぎ		其の他		總計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正七年	一、二〇〇	五、八〇〇									七、三、八五	六、四、〇〇
同 八年											三、〇、〇〇〇	二、五、二、五七
同 九年											二、九、八、六四三	一、四、〇〇〇
同 十年											一、五、二、六九一	七、七、四三
同 十一年											七、八、八七七	六、四、七、六
同 十二年											九、六、六三	一、五、五、三六
同 十三年											一、一、〇〇、七六	一、六、九、九五
同 十四年											六、三、三、五五	二、二、三、二六三
昭和元年											一、五、五、三、七五	二、四、八、二、一九
昭和二年											八、〇、四、四、八一	二、五、二、四、二

備考 一、養殖業に關しては大正六年以前に於ては統計の據るべきものなきを以て大正七年以後の分を掲記せり。
 二、べにます、あさり、あわび、もがい等の養殖事業を營むものあるも收穫なきを以て本表に掲記せず。

第七表 漁獲高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道 名	年 次	數量	價額
京 畿 道	明治十四年	千貫 四三	千貫 四三
	大正元年	千貫 一、四六	千貫 一、四六
	同 二年	千貫 一、五七	千貫 一、五七
	同 三年	千貫 一、四九	千貫 一、四九
	同 四年	千貫 一、四三	千貫 一、四三
	同 五年	千貫 一、四三	千貫 一、四三
	同 六年	千貫 一、五六	千貫 一、五六
	同 七年	千貫 一、五九	千貫 一、五九
	同 八年	千貫 一、五九	千貫 一、五九
	同 九年	千貫 一、三七	千貫 一、三七
	同 十年	千貫 一、四四	千貫 一、四四
	同 十一年	千貫 一、二八	千貫 一、二八
	同 十二年	千貫 一、〇六	千貫 一、〇六
	同 十三年	千貫 一、三八	千貫 一、三八
同 十四年	千貫 一、四八	千貫 一、四八	
昭和元年	千貫 一、三六	千貫 一、三六	
昭和二年	千貫 一、三六	千貫 一、三六	

江原道	平安北道		平安南道		黃海道		慶尙南道		慶尙北道		全羅南道		全羅北道		忠清南道		忠清北道	
	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量
二七三	二四頭 鯨一〇頭	八四六	六〇五	六四四	五六一	七三	八三	五九	二〇五五	二七六	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	一三二頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
二六六	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
一三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
二〇〇	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五
三三三	三三頭 鯨一〇頭	二〇〇	一〇九	二二九	二二五	二六五	四〇九	二七九	二〇九	四〇九	九〇	四八七	五三三	八〇	一〇八二	四六五	四六五	四六五

附表

道名	年次	威鏡南道		威鏡北道		總計	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
道名	明治十四年	二、二六六	一、〇三四	一七、六九五	一、四三三	一八、九二一	六、七三三
	大正元年	三、六六六	一、二九六	三、四六六	一、一九三	六、九三二	八、四四六
	二年	三、〇六六	一、二九三	四、四三三	一、九三三	七、四六六	二、五二二
	三年	四、五二二	一、八二二	五、〇三三	二、〇〇〇	七、〇三三	三、〇〇〇
	四年	六、六六六	二、二二二	六、七三三	二、三三三	一三、四六六	三、三三三
	五年	三、九九九	一、六六六	九、三三三	三、三三三	一〇、九九九	一、五五五
	六年	二、八八八	一、九九九	九、六六六	三、三三三	一二、五五五	二、〇二〇
	七年	一、四四四	一、四四四	九、九九九	三、三三三	一一、四四四	三、六六六
	八年	二、五五五	一、六六六	一〇、六六六	三、三三三	一二、三三三	四、六六六
	九年	一、八八八	一、六六六	一〇、七三七	三、三三三	一二、六六六	三、六六六
	十年	一、八〇五	一、七三七	一二、七三七	三、三三三	一四、〇一〇	四、九九九
	十一年	一、七六九	一、六六六	一三、七六九	三、三三三	一五、一〇二	三、五五五
	十二年	一、七〇七	一、五五五	一四、一〇二	三、三三三	一五、八〇九	三、七三三
	十三年	一、五〇〇	一、四四四	一四、四四四	三、三三三	一五、七七七	三、九九九
	十四年	一、四四四	一、三三三	一四、七三七	三、三三三	一六、一〇〇	三、九九九
	元昭和二年	三、〇六六	一、三三三	一六、一〇二	三、三三三	一九、四三九	四、〇〇〇
元昭和二年	二、四四四	一、二二二	一七、二二二	三、三三三	一九、六六六	三、七三三	

備考 本表は千位未満の端数を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず。

第八表 製造高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道名	年次	京畿道		忠清南道		全羅北道	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
道名	明治十四年	八、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	大正元年	七、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	二年	九、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	三年	八、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	四年	六、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	五年	五、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	六年	五、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	七年	八、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	八年	五、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	九年	五、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	十年	四、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	十一年	四、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	十二年	四、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	十三年	三、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	十四年	三、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
	元昭和二年	三、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三
元昭和二年	三、千	一、七	五、千	一、三	三、千	一、三	

道	數量		價額	
	數量	價額	數量	價額
全羅南道	一,七三三	二,三九八	四,三三六	五,二八〇
慶尙北道	二,三三三	九六五	一,一九二	一,三三三
慶尙南道	五	一四	七五	九七
黃海道	一,〇三三	一,八七七	四,四三	四,六三
平安南道	八八八	一,一三七	一,六六八	二,六四
平安北道	一,六三	一,一七	二,六四	三,七九
江原道	三〇	一〇〇	八四	一〇六
咸鏡南道	一,二七二	二,四〇〇	一,六〇〇	一,四〇〇
咸鏡北道	一,三四	三三六	五五	三三
總計	八,三三二	四,八七〇	一四,九三三	一六,二二二

備考 本表は千位未満の端数を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず。

附 表

備考 養殖業に關しては大正六年以前は統計の據るべきものなきを以て大正七年以後の分を掲記せり。

昭和元年		昭和二年	
數量	價額	數量	價額
二六〇	五,五〇〇	四〇〇	六,四五〇
一	一	一	一
三五〇	五,〇〇〇	四五〇	四八〇
一	一	一	一
一四〇,九六七	一,〇一〇	九六二,二六七,一四五	三,〇九二,三〇,三九二
四三,七七〇	四,一五〇	三,〇九二,三〇,三九二	二,一七五
五〇	一八〇	一八〇	一八〇
一	一	一	一
二六,八〇〇	一四,九八八	二四	二二,五〇〇
一四,九八八	一,五五三,三七五	一	一
二,〇〇〇	八,六七三	一	一
二,四八一,九三九	二,四八一,九三九	一	一
一	一	一	一
二,四八一,九三九	二,四八一,九三九	一	一
一	一	一	一
二,四八一,九三九	二,四八一,九三九	一	一
一	一	一	一
二,四八一,九三九	二,四八一,九三九	一	一

第十表 漁業別漁獲高表 昭和二年(本府統計年報に據る)

漁業種類	船數人員漁獲高	船		人		員		漁獲高	
		數	人	數	員	數	員	獲	高
抄網類漁業	一,九六二	八,八三六	一,九六二	四六,四一四	五,〇〇六	一〇,二三二,三二一	二〇九,四五一	四	二〇九,四五一
刺網類漁業	一四,〇一一	八,一八五	一四,〇一一	六七,五九七	六,七五九	一四,五〇五,五二二	一四,五〇五,五二二	一	一四,五〇五,五二二
曳網類漁業	三,五九〇	三,五九〇	三,五九〇	四三,二八七	三,一八七	一四,四〇〇,一七九	一四,四〇〇,一七九	一	一四,四〇〇,一七九
旋網類漁業	三五九	三五九	三五九	三一,八七七	二,一六八	九,九二一,〇七五	九,九二一,〇七五	一	九,九二一,〇七五
掩網類漁業	三〇一	三〇一	三〇一	一,一〇一	一,一〇一	一,一〇一	一,一〇一	一	一,一〇一
敷網類漁業	一三,〇〇三	七,〇六九	一三,〇〇三	五一,七七七	二,一〇一	六,二八〇,五八二	六,二八〇,五八二	一	六,二八〇,五八二
延繩類漁業	七,〇六九	八,九二〇	七,〇六九	二一,九三二	一,八二〇,六〇九	一,八二〇,六〇九	一,八二〇,六〇九	一	一,八二〇,六〇九
一本釣類漁業	六六,二三六	六六,二三六	六六,二三六	四五三,七六八	六四,〇七五,二五〇	六四,〇七五,二五〇	六四,〇七五,二五〇	一	六四,〇七五,二五〇
雜漁具類漁業	計								

第十一表 漁船累年比較表 (本府統計年報に據る)

船型別	年別	明治四 十三年	同 十四年	大 元正	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	同 十三年	同 十四年	昭 元年	昭 二年
日本 型		—	三、〇五 <small>隻</small>	三、六〇三 <small>隻</small>	五、九五五 <small>隻</small>	五、八七五 <small>隻</small>	六、八八九 <small>隻</small>	七、八〇三 <small>隻</small>	九、一九〇 <small>隻</small>	一〇、三六八 <small>隻</small>	一一、四三〇 <small>隻</small>	一二、七五八 <small>隻</small>	一三、四四三 <small>隻</small>	一三、〇九二 <small>隻</small>	一三、八二八 <small>隻</small>	一四、三三一 <small>隻</small>	一四、二七五 <small>隻</small>	一五、一九九 <small>隻</small>	一五、九三三 <small>隻</small>
朝 鮮 型		—	九、七〇	九、六四	一一、三〇	一一、六四九	一三、二六六	一三、六七五	一三、七九四	一三、八七三	一三、九七二	一四、一五七	一四、六七三	一六、九九七	一七、五四〇	一六、四四六	一六、三六五	一七、〇九九	一七、八四六
其 ノ 他		—	八三九	五八	七三	三、五〇	二四四	四七	二六〇	三〇五	二九四	三七七	三五八	一、三三八	九三三	五六四	六七二	七〇九	八六八
計		一六、七九	一三、〇四	一三、二六四	一七、四一〇	一〇、〇五四	二〇、九四三	二〇、八三二	三三、四四〇	二四、四六二	二五、六四一	二六、二四一	二七、五三三	二八、三二六	三三、〇〇〇	三二、四四一	三二、三三三	三三、〇七七	三四、六三七

備考 明治四十三年は船型別統計の據るべきものを以て合計のみを掲記せり。

여 백

第十四表 漁業處分件數累年比較表 (本府統計年報に據る)

種別	區分	年次	免許			許可			届出			合計		
			内地人	朝鮮人	共同	内地人	朝鮮人	共同	内地人	朝鮮人	共同	内地人	朝鮮人	共同
		明治四十三年	二六件	三九	五四	一、一七五	一、六五四	五、一五	六、八三	二、四六	五、七四	五四	八、三四	
		同四十四年	三二件	六七	二九	二、三五七	三、四五四	四、七〇〇	八、二九六	四、六五五	五、九三四	二九	一〇、六八八	
		同四十五年	四四件	五五	二四	三、二二二	三、四五四	六、八〇九	七、七三三	四、六七七	五、九五六	二四	一〇、六九九	
		同四十六年	四五件	四九	三九	三、四四六	三、二二二	六、八〇九	九、〇六六	三、七六〇	一、〇三四	三九	一四、一〇〇	
		同四十七年	一八五件	五九	三三	二、四〇六	二、八三三	六、七八	九、五五九	四、一六	八、六三	三三	一三、七七一	
		同四十八年	四七件	一八	一	二、〇七二	二、七〇七	六、七二七	九、四三四	三、八三三	七、八九一	一	一二、七五五	
		同四十九年	五七件	三四	一	三、三三六	三、一七二	九、四七〇	三、六〇八	四、五四一	二、六四四	一	一六、三三六	
		同五十年	九五件	三二	二	三、七九九	三、三三六	一〇、七三三	二、四一六	四、九三五	三、四四六	二	一八、三三三	
		同五十一年	二六五件	九八	二	七、五九九	三、三三六	一〇、〇七三	二、〇〇一	四、八六一	一、五九三	二	二〇、八七	
		同五十二年	五〇件	一、〇三	三	七、四四四	一、〇六七	二、三三二	三、〇〇八	四、六八	一、七五四	三	三、三四〇	
		同五十三年	九五件	四八	九	七、七七	二、四四三	七、四六五	九、九八	五、二七	三、九二	九	一八、一三七	
		同五十四年	一四〇件	二六	八	八、七五〇	一、五九九	九、三三三	一〇、六九三	五、〇三	一、四八七	八	一九、八七七	
		同五十五年	一三三件	四七	一五	八、八六六	一、五九二	三、〇七	三、六六	四、三三	八、四九	一五	三、八三七	
		同五十六年	一六六件	六二	九九	九、〇七三	一、六七八	二、七〇七	一、四三六	四、九〇	一、九三四	九九	二、四三六	
		同五十七年	一九一件	六六	三五	九、八七七	九、九	一、四四七	一、五〇三	三、九三	三、二二	三五	三、二一九	
		同五十八年	二〇〇件	五九	二六	九、二六〇	八、三二	一、五、六七	一、七、八六	三、七〇五	三、七七八	二六	二、六、四〇九	
		同五十九年	二一九件	五〇	二二	一〇、三六八	一、四〇〇	一、六、〇七	一、七、八六	四、七三	二、四一	二二	二、八、六六	
		同六十年	二八二件	三七	三七	一〇、七五〇	一、四〇〇	一、五、五七	一、六、九五	四、七三	三、九七	三七	三、七、四七	

附 表

第十五表

漁業組合設立狀況表

(本表の數字は各當該年十二月末日現在組合數を示す)

道 名	設立の年		同																
	元天	年正	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	元昭	年和	二年	
京畿道	1																		
忠清北道																			
忠清南道																			
全羅北道																			
全羅南道																			
慶尙北道																			
慶尙南道																			
黃海道																			
平安北道																			
平安南道																			
江原道																			
咸鏡南道																			
咸鏡北道																			
計	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18

第十六表

地方費水産事業費累年比較表

(地方費豫算に據る)

道名	明治十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
京畿道	三、一八四	五、二〇六	六、四三三	四、八三三	四、七〇〇	五、三九四	四、九六九	四、三六六	四、三三七	七、三三一	七、二四〇	七、四〇〇	八、二九七	八、六九七	六、七五七	一、二七七	二、〇四七
忠清南道	一、六〇〇	二、七二四	二、六八〇	五、五三三	六、三六六	六、八六六	七、一〇〇	六、四〇六	六、三三九	一〇、〇〇〇	一七、四三三	一六、九九八	二二、五五六	二四、四三三	二〇、九六五	一〇、九四四	五、〇六九
全羅北道	九〇八	三、五五五	八九五	四、七六〇	四、八四四	四、四三三	四、九四四	四、四八三	四、六三三	五、七五二	六、四四四	三、四〇〇	三、三三三	一〇、三三三	二七、〇八四	二七、六三三	三三、三三三
全羅南道	九、八三三	一七、四六六	九、九六三	一九、二三三	一九、九四四	二五、二五五	二五、八三三	二三、一六三	二五、三三三	五、六六六	五、三三三	八、六〇〇	九、七三三	一〇、〇〇〇	一七、七〇〇	二七、五九一	四九、五五五
慶尙北道	一、四四四	一、五〇〇	一、〇〇〇	八、七三三	四、六六六	六、四四四	六、七三三	六、三三三	六、三三三	一七、〇〇〇	八、五五五	一四、六六六	一三、七三三	一四、四四四	八、三三三	四、三三三	四、三三三
慶尙南道	七、〇〇〇	六、七二二	四、二五〇	六、二二二	五、八三三	八、五五五	九、四三三	一四、三三三	一七、三三三	三、九三三	五、四四四	四、九九九	二、八八八	二、三三三	二、三三三	四、三三三	二、三三三
黄海道	六、四八八	—	八五〇	一、三三三	一、六六六	二、九三三	三、九三三	三、四三三	五、五五五	八、八八八	一六、三三三	二〇、七三三	二四、四四四	二四、四四四	五、七三三	四、三三三	七、〇〇〇
平安南道	二、二二二	二、三三三	二、四四四	三、五五五	二、九九九	四、五五五	三、八三三	三、九三三	四、五五五	五、六六六	七、〇三三	七、一三三	七、五五五	九、八八八	八、七〇〇	三、〇三三	一、五五五
平安北道	一、五〇〇	一、五五〇	三、〇〇〇	二、七〇五	三、四〇三	三、六三三	五、五五五	四、四八三	四、二六八	六、三三三	六、三三三	五、四八八	一八、八八〇	二九、九九五	二、三三三	二、九九七	三、四七七
江原道	六、四八八	六、九一一	一、〇〇〇	六、九三三	六、九六六	八、〇〇〇	一〇、六七二	一一、〇〇九	一一、八三三	二四、二四七	四、三三三	四、四七七	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
咸鏡南道	二、五〇〇	二、六七四	五、八四五	五、三三七	五、二四五	四、三三三	七、五五〇	六、〇〇六	七、八五〇	一一、六〇九	三、三三三	一七、四四一	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
咸鏡北道	四、〇〇〇	四、六六六	三、六五五	三、〇四九	三、五五六	三、七四四	三、六六六	二、五六六	二、九五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、三三三	三、三三三	三、三三三
計	三九、九五三	五四、四四〇	四三、六四五	七三、〇三二	七〇、二九七	七四、二六六	九二、四四三	九一、〇八〇	一〇一、〇一九	一六九、九五三	一三三、九三五	一四八、八三三	一七四、九四〇	一七九、五〇五	二八、九五五	三三、五九〇	三六、八三三

第十七表 漁期、漁場及漁具 (漁獲高五十萬圓以上のもの)

附 表

		鯖 (さば)		(코ットン오) (고동어)	
道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法	
全羅南道	自五月至十月	六月、七月	青山島、巨文島、濟州島、沿海	流網、巾着網、一本釣	鰻 (いわし) (미요르치)
慶尙北道	周 年	自四至六、自十至十二	沿海一帶	巾着網、流網、大敷網、角網、臺網、延繩	
慶尙南道	自三至七、自九至十二	自四至五、十月	巨濟島、長承浦、欲知島及方魚津近海	巾着網、流網、手釣	
黃海道	自六月至十月	自七月至八月	長山串、椒島近海	地曳網、流網	
平安南道	自六月至十月	自七月至九月	大同江口沖合	延繩、一本釣	
江原道	自四月至十一月	六月、十月	長箭、注文津、竹邊其他的全沿海	大敷網、流網	
咸鏡南道	自五月至十一月	六月、十月	全沿海	逐魚網、巾着網、流網、延繩	
咸鏡北道	自五至七、自九至十一	六月、十月	城津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、清津、大草島、西水羅地先	揮羅網、大謀網、巾着網、流網	
忠清南道	自四月至十月	自七月至八月	鰲川面各島近海	地曳網、焚寄網	
全羅北道	自七月至十一月	自八月至九月	古群山島、於青島近海	地曳網、焚寄網	
全羅南道	自四月至十二月	自六月至十一月	濟州島、楸子島、安島、所里島、太郎島沿海	地曳網、揮羅網、焚寄網、大敷網、防陣網	
慶尙北道	自五月至十一月	自六月至十月	沿海一帶	地曳網、揮羅網、權現網、船曳網	
慶尙南道	自四月至翌年一月	五、六月、九、十月	鎮海灣及統營、蔚山、東萊各郡沿海	船曳網、地曳網、焚寄網、巾着網	
黃海道	自五至六、自八至十一	自九月至十月	夢金浦、椒島、大小青島、龍湖島沿海	地曳網、魚籠	

平安南道	自五月至十月	自八月至九月	德島	地曳網
江原道	自五月至十一月	自六月至十一月	巨津、大浦、注文津、竹邊其の他各沿海	揮擲網、地曳網、巾着網、流網
咸鏡南道	自五月至十一月	七月、十一月	全沿海	揮擲網、地曳網、巾着網、流網
咸鏡北道	自五月至十一月	七月、十一月	全沿海	地曳網、流網、巾着網
明太魚 (めんたい)				
(ミヨシテイ)				
江原道	自九月至翌年三月	自十月至翌年一月	大浦、巨津沿海	延繩、擧網
咸鏡南道	自十一月至翌年三月	十二月、一月	咸興、洪原、北青、利原、端用郡の沖合	刺網、延繩、擧網
咸鏡北道	自九月至翌年五月	三月、四月	道沖合	角網、擧網、延繩、刺網
石首魚 (ぐち)				
(チヨキ)				
京畿道	自四月至八月	七月	江華島、屈業島近海	建干網、碇船網、鮫鱈網
忠清南道	自四月至十月	自四至六、自九至十	鰲川面各島近海、安眠島、古群山島近海	鮫鱈網、中船網、碇船網、網
全羅北道	自四月至十一月	自五月至六月	古群山島、竹島、煙島、於青島近海及沿岸一帶	延繩、延繩、一本釣
全羅南道	周年	五、六、九、十月	蝟島、所安島、珍島沿海	延繩、鮫鱈網、柱木網、魚箭
慶尙南道	自四月至十一月	自五月至九月	南海島、巨濟島沿海	鮫鱈網、延繩
黃海道	自四至六、自八至十一	五月	延平島、月乃島、椒島近海、茂島沿岸	角網、小臺網、延繩、一本釣
平安南道	自五月至十月	自五月至六月	上下芒魚漢川沖合、大同江口	鮫鱈網、中船網、柱木網、魚箭
平安北道	自四月中旬至十月	自五月中旬至六月	圓島、薪島、魚泳島、身彌島、大和島附近	鮫鱈網、魚箭、延繩

附 表

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
忠清南道	自四月至六月	自五月至六月	牙山灣沖、鰲川面各島近海	流網
全羅北道	自五月至六月	五月	古群山島、竹島、煙島近海	流網
全羅南道	自四月至十一月	五月、十月	羅老島、安島、鳶島、巨文島、所安島、蟬島	流網、曳網、漕釣
慶尙北道	周	自十月至十二月	沿海一帶	流網、大敷網、角網、巾着網、曳釣
慶尙南道	自二至六、自八至十二	自九月至十月	南海島、巨濟島及方魚津近海	角網、小臺網、流網、曳網、流網、地曳網、魚箭
黃海道	自三至五、自八至十	四月、九月	席島、延平島、夢金浦、龍湖島近海	網、地曳網、魚箭
平安南道	自六至七、自九至十	六月、九月	大同江口沖合	流網
平安北道	自五月初至十月	七月、十月	闊島、蕪島、魚泳島、身彌島、大和島附近	鮫鱈網、流網、魚箭
江原道	自六月至十二月	自八月至十月	沿海一帶	大敷網、曳釣、揮羅網
咸鏡南道	自二月至十一月	三月、十月	利原郡以南各郡沿海	刺網、大敷網、揮羅網、曳釣
咸鏡北道	自五月至十一月	六月、十月	城津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、大原島、西水羅地先	大敷網、大謀網
忠清南道	自十一月至翌年三月	自十二月至二月	鰲川面各島近海、於青島沖合、各郡近海	延繩
全羅北道	自十二月至翌年三月	自十二月至一月	於青島、古群山近海	延繩
全羅南道	自十一月至翌年四月	十二月、一月	黑山島、螺島、鞍馬島沿海	延繩

鱈 (さわら)

(サムチ)

鱈 (たら)

(テイク)

附 表

慶尙北道	自十一月至翌年四月	自十二月至翌年二月	沿海一帶	壹網、角網、延繩、刺網
慶尙南道	自十一月至翌年二月	自十二月至翌年一月	鎮海灣內及巨濟島、加德島沿海	小臺網、防簾、延繩、掛釣
黃海道	自二月至六月	自三月至四月	椒島、大靑島、漁化島近海	延繩
平安南道	自三月至五月	自三月至四月	大同江口沖合	延繩
平安北道	五月初旬		大和島沖	鮫鱈網、鯛延繩
江原道	周	自十月至翌年五月	長嶺、巨津、注文津、汀羅津、竹邊沿海	延繩
咸鏡南道	自二月至十一月	四月、九月	利原郡沿海を主とし全沿海	延繩
咸鏡北道	周	自三至五、自九至十一	鏡城灣、清津灣、造山灣沖合	延繩、刺網
忠清南道	自五月至十一月	自五至六、自九至十一	外烟島近海	延繩、一本釣、五智網
全羅北道	自五月至十一月	自五、六、自九至十一	竹島、古群山島、於靑島	延繩、一本釣、五智網
全羅南道	周	五、六、九月	莞島、海南、濟州、蟬島、巨文島沿海	延繩、一本釣、縛網、綠網、揮擺網、打瀬網
慶尙北道	自五月至十一月	自六月至八月	沿海一帶	大敷網、角網、地曳網、延繩
慶尙南道	周	自四月至五月及十月	南海島、欲知島、盧臺島、巨濟島及東萊郡、大邊近海	延繩、一本釣、五智網、手線網
黃海道	自四月至十月	自五月至六月	睡鴨島、延平島、椒島、長山串近海	延繩、一本釣、鮫鱈網、魚箭
平安南道	自五月至十一月	自八月至十月	大同江口沖合	延繩、一本釣
平安北道	自五月至十月	八月、九月	閔島、大和島、新島沖	鮫鱈網、延繩
江原道	自五月至九月	六月、七月	通川郡、高城郡、三陟郡、蔚珍郡	揮擺網、大敷網

(鯛)

(た い)

(トウミ)

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
咸鏡南道	自五月至九月	七月	全沿海	延繩、揶羅網、罽網
咸鏡北道	自五月至十月	十月	黃津、漁大津、西木羅、城津、獨津、清津地先	延繩、一本釣
鯨 (にしん) (チョンオ)				
慶尙北道	自十二月至翌年四月	自一月至二月	迎日灣及清河灣を主とし全沿海	壺網、角網、刺網、舉網、揶羅網
慶尙南道	自十二月至翌年三月	自一月至二月	蔚山灣	刺網、壺網
江原道	自十二月至翌年四月	自一月至三月	長箭灣、墨湖津、巨津里沿海	舉網、壺網
咸鏡南道	自二月至五月	三月、四月	元山灣を主とし全沿海	舉網、壺網、揶羅網
咸鏡北道	自十月至五月	十一月、二、三月	五常津、漁大津、清津及造山灣地先	巾着網、刺網、舉網
太刀魚 (たちのうお) (カルチ)				
京畿道	自六月至九月	六月	仁川近海	鮫鱈網
忠清南道	自五月至九月	自五至六、自八至九	鹿島附近沖合	鮫鱈網、柱木網、魚箭、碇船網、網船網
全羅北道	自四月至十一月	五、六、九、十月	古群山島、竹島、煙島、於青島近海	鮫鱈網、柱木網、魚箭、延繩網、角網、延繩、一本釣
全羅南道	自五月至十二月	六、七、十月	蟠島、所安島、珍島の各沿海	大敷網、棗網、角網、延繩
慶尙北道	自六月至十二月	自九月至十月	沿海一帯	角網、小棗網、一本釣、延繩
慶尙南道	自四至七、自九至十二	自五至六、自八至十	南海島、巨濟島及東萊、蔚山郡近海	船曳網、地曳網

附 表

忠清南道		忠清南道		泰安、鰲川而諸島		手採	
自四月下旬至八月下旬		自六月中旬至七月下旬		泰安、鰲川而諸島		手採	
咸鏡北道	周	周	自三月至十一月	全沿海	全沿海	延繩、魚箭	延繩、魚箭
咸鏡南道	周	自五月至十月	五月、十月	全沿海	全沿海	延繩、魚箭、鮫鱈網	延繩、魚箭、鮫鱈網
江原道	周	自五月、六月	五月、十月	全沿海	全沿海	延繩、魚箭、鮫鱈網	延繩、魚箭、鮫鱈網
平安北道	自三月至五月	自四月、五月	四月、五月	本道全沿海	本道全沿海	延繩	延繩
平安南道	自三至五、自九至十一	自四、五月	四月、五月	大同江口、德島近海	大同江口、德島近海	一本釣、延繩、鮫鱈網、魚箭	一本釣、延繩、鮫鱈網、魚箭
黃海道	周	自十月中旬至十一月	十月	延平島、九月浦、巡威島、椒島近海	延平島、九月浦、巡威島、椒島近海	手繰網、打瀬網	手繰網、打瀬網
慶尙南道	周	自五、六、九、十月	十月	蔚山、仙竹浦より亭子里沖合	蔚山、仙竹浦より亭子里沖合	手繰網、打瀬網、延繩、地曳網	手繰網、打瀬網、延繩、地曳網
慶尙北道	周	自五、六、九、十月	十月	沿海一帶	沿海一帶	鮫鱈網、中船網、碇船網	鮫鱈網、中船網、碇船網
全羅南道	自二月至十二月	自二至五、十一月	十一月	鰲川に屬する各島近海	鰲川に屬する各島近海	一本釣	一本釣
全羅北道	自三月至八月	自五、六、九、十月	十月	竹島、於青島、古群山群島近海	竹島、於青島、古群山群島近海	鮫鱈網、手繰網、柱木網、刺網、一本釣	鮫鱈網、手繰網、柱木網、刺網、一本釣
黃海道	自八月至十一月	自九月至十月	十月	蔚山、於青島、古群山群島近海	蔚山、於青島、古群山群島近海	延繩、魚箭、鮫鱈網	延繩、魚箭、鮫鱈網
平安南道	自八月至十一月	自九月至十月	十月	蔚山、於青島、古群山群島近海	蔚山、於青島、古群山群島近海	延繩、魚箭、鮫鱈網	延繩、魚箭、鮫鱈網
平安北道	自六月至十月	七月、九月	九月	蔚山、於青島、古群山群島近海	蔚山、於青島、古群山群島近海	延繩、魚箭、鮫鱈網	延繩、魚箭、鮫鱈網

海 嶺

(ふのり)

(カサリ)

鰲

(かれい)

(カジヤミ)

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
全羅北道	自四月至九月	自六月至七月	於青島、古群山島	手探
全羅南道	自三月至九月	六月、七月	莞島、珍島、濟州島、大黑山島沿海	裸潛、手探
慶尙北道	自四月至六月	五月	慶州郡及盈德郡沿海	手探
慶尙南道	自三月至九月	自四月、至六月	南海島、統營郡諸島及蔚山、東萊郡沿海	手探
黃海道	自四月至六月	四月	白翎島、麒麟島、月乃島、昌麟島、大小青島、巡威島沿海、長山串	手探
江原道	自三月至五月	三月、四月	三陟、蔚珍各郡沿海	手探
(あ ぢ)				
全羅南道	自五月至十月	六月、十月	莞島、濟州島沿海	大敷網、地曳網、一本釣
慶尙北道	自五月至十二月	自九月至十一月	甘浦、九龍浦近海	流網、巾着網、地曳網、大敷網、臺網、角網
慶尙南道	自三至六、自九至十一	四、五、十月	巨濟島、蔚山、方魚津、南海島近海	巾着網、角網類、焚寄網
(セウウ)				
京畿道	自四月至十月	五月、九月	江華島近海	醜船網、柱木網、弓船網
忠清南道	自四月上旬至十月下旬	自四至六、自九至十	牙山灣、淺水海灣、錦江流域	曳網、灣内鮫鱈網、弓船網、魚箭
全羅北道	周年	自五月至九月	錦江、萬頃江口、苗浦灣	曳網、灣内鮫鱈網、弓船網、魚箭
全羅南道	自五月至十一月	六月、九月	羅老島、光陽、順天郡法聖浦灣沿海	漕網、打瀨網、弓船網、鮫鱈網、魚箭、柱木網

鯨 (あ ぢ)

(チヨスクワンイ)

蝦 (セウウ)

(セウウ)

附 表

慶尙南道 黃海道 平安南道 平安北道 江原道	周 年 自五月至十月 自四月至十月 自三月至十月 自十二月至翌年三月	自四至六及十月 自六月至八月 五月、九月 四、五、九、十月 二月	鎭海灣、統營、三千浦近海 甌山島、龍媒島、睡鴨島近海 安州、平原、龍岡郡沿岸 清川、鴨綠江口 三陟郡、蔚珍郡	打瀨網、手綵網、漕網 鹽船網、弓船網、鯨鱈網 柱木網、叉手網、鹽船網、弓船網 柱木網、鯨鱈網、蝦籠、弓船網、 囊網 手綵網
全羅南道 慶尙北道 慶尙南道 黃海道 江原道 咸鏡北道	自十月至翌年五月 周 年 自十月至翌年四月 自十月至翌年四月 自十月至翌年四月 自三至五、自九至十一	二月、三月 自七月至十二月 十一月、十二月 自十一月至翌年三月 二月、三月 四月、十月	大黑山島沖合 長鬚岬沖合 蔚山郡沖合 大青島近海 長箭沿海 鏡城灣、造山灣沖合	諸威式捕鯨船 諸威式捕鯨船 諸威式捕鯨船 諸威式捕鯨船 諸威式捕鯨船 諸威式捕鯨船
京畿道 忠清南道 全羅北道 全羅南道	自二月至十月 周 年 自十二月至翌年三月 自五月至十二月	二、三、五、六月 自一至四、自八至九 自十二月至翌年一月 五、六、九、十月	仁川、江華島近海、南陽灣 牙山灣、唐津郡沖合 錦江 務安、光陽、高興、靈巖各郡沿海	建千網、掛網 曳網、魚帶、中船網、建千網 石防簾、刺網 四手網、鯨鱈網 魚箭、綵網、建切網、刺網、 地曳網、投網

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
慶尙北道	自九月至翌年五月	自一月至三月	迎日灣を主とし沿海一帯	旋刺網、罽網、投網
慶尙南道	自十二月至翌年五月	二月、三月	南海島、巨濟島沿海	敷網、石繰、揚繰網、巾着網
黃海道	自三月至十一月	自三至四、自九至十	禮威江口、甌山島、釜浦、龍湖島、熊島沿岸	建于網、掛網、魚箭、地曳網
平安南道	周	五月、九月	大同江、清川江、各灣濤筋	建于網、魚箭、投網
平安北道	周	自十二月至翌年三月	鴨綠江、清川江口、鐵山、龍川、宣川	建于網、魚箭、浦防網
江原道	自七月至十二月	八月、九月自十二至二月	水源端、竹邊、其の他の沿海	掛網、地曳網
咸鏡南道	自十一月至翌年一月	自十二月至翌年一月	永興灣、安邊郡、浪城江	揮羅網、遮網
咸鏡北道	自三月至五月	三月、四月	豆滿江	地曳網
(ぶり)				
(반오)				
全羅南道	自十月至三月	十一月、十二月	濟州島、楸子島、墨山島、巨文島沿海	一本釣、建網、大敷網
慶尙北道	自五月至十二月	自六月至七月	沿海一帯	大敷網、罽網、角網、地曳網、延繩、一本釣
慶尙南道	自六月至三月	十二月	蔚山郡、統營郡近海	角網、一本釣、延繩、擬餌釣
黃海道	自八月至十一月	十月	大青島、夢金浦、龍湖島、椒島近海	魚箭、地曳網
江原道	自五月至十二月	七月、十月	靈津、莊湖津其の他の沿海	大謀網、曲建網、揮羅網
咸鏡南道	自六月至十一月	自六月至十月	利原郡以南全沿海	大謀網、揮羅網
咸鏡北道	自五月至十一月	六月、十月	城津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、清津、大原島、西水羅地先	大謀網、刺網

鯉

(はも)

(チャムチャノイ)
참장어

京畿道

自八月至十月

九月

仁川近海

延繩、鮫鱈網

忠清南道

自四月至十月

自四月至五月

外煙島附近

鮫鱈網、中船網、魚網

全羅北道

自五月至九月

自六月至七月

古群山島、鞍馬島近海

鮫鱈網、延繩

全羅南道

自五月至十一月

六月、十月

羅老島、金鰲島、鹿島、麗水、所安島、莞島、嵎島沿海

延繩、打瀬網、手繰網

慶尙北道

周年

自六月至十月

沿海一帶

延繩

慶尙南道

自五月至十一月

五月

蛇梁島近海及鎮海灣、子郊灣

延繩、手繰網、打瀬網

黃海道

自五月至十月

七月、八月

龍湖島、夢金浦、椒島近海

延繩、一本釣

和布

(わかめ)

(메이오크)
말

忠清南道

自五月至七月

六月

蘆川面諸島近海、泰安諸島近海

鎌

全羅北道

自三月至八月

自四月至五月

於青島、古群山島

竿捲鎌

全羅南道

自三月至八月

三月、五月

濟州島、莞島、珍島、大黑山島沿海

裸潛、徒涉

慶尙北道

自三月至七月

自二月至五月

沿海一帶

蒟採

慶尙南道

自三月至十月

自三月至五月

蔚山、東萊、統營、泗川、南海各郡沿岸

竿捲鎌、裸潛

黃海道

自三月至六月

自四月至五月

登山、麒麟島、麻蛤島、大小青島近海

手採

江原道

自四月至六月

四月、五月

高城、三陟、納珍其の他各郡沿海

蒟採

咸鏡南道

自四月至六月

六月

定平郡以北全沿海

卷採、蒟採

附表

四一

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
成鏡北道	自二月至八月	五月、六月	全沿海地先	荊採
海苔 (のり)				
(キム)				
忠清南道	自一月至四月	自二月至三月	鰲川、泰安に屬する諸島	手採
全羅北道	自一月至四月	自二月至三月	於青島、古群山島	手採
全羅南道	自十二月至翌年四月	一月、二月	莞島、長興、光陽、高興、康津、濟州島沿海	手採、養殖
慶尙北道	自十一月至翌年三月	自十二月至翌年二月	各郡沿海	手採
慶尙南道	自十一月至翌年五月	自十二月至翌年二月	蟾津江口及洛東江口	手採、養殖
黃海道	自二月至四月	三月	登山串、麒麟島、巡威島沿海	手採
江原道	自十一月至翌年四月	十二月、一月	襄陽、三陟、蔚珍其他沿海	手採
海鼠 (なまこ)				
(ヘーサム)				
忠清南道	自五月至翌年三月	自五至九、自十一至翌年三月	泰安、鰲川面各島近海	潜水器、裸潜
全羅北道	自三月至八月	自五月至七月	於青島近海	裸潜、潜水器
全羅南道	自九月至翌年五月	自十月至翌年二月	莞島郡、麗水郡沿海	裸潜、潜水器
廣尙北道	自十月至翌年四月	自四月至六月	沿海一帶	裸潜、潜水器、稽突
慶尙南道	自九月至翌年四月	自十一月至翌年二月	巨濟島、欲知島沿海及鎮海湾内	桁網、潜水器

附 表

鰾		鯪		
(ニ)		(ニ)		
(ミン)		(ミン)		
忠清南道	五月、六月	五月中旬	於青島、竹島	延繩
全羅北道	自六月至十一月	五月中旬	於青島、古群山島、東波島近海	延繩
全羅南道	自四月至十二月	五、六、九、十月	珍島、大黑山島、濟州島沿海	延繩
慶尙北道	自五月至十二月	自七月至九月	沿海一帶	延繩、一本釣、角網、橐網、大敷網
慶尙南道	周	八、九月、自十一至翌年三月	巨濟島、欲知島近海及蔚山郡東面、江東面沿海	延繩、一本釣、打漁網
黃海道	自五月至十月	自五月至六月	延平島、夢金浦、大青島近海	延繩
平安南道	自四月至九月	自五月至七月	德島、大同江口沖合	延繩
平安北道	自五月至八月	六月	磐城列島、大和島附近、宣川灣內	打漁網、手繰網、定釣、鮫鱈網
江原道	自三月至十一月	四月、五月	大浦、注文津、竹邊、其の他の沿海	流刺網、延繩
咸鏡南道	自五月至八月	六月、七月	北青郡以南沿海	延繩
咸鏡北道	自三月至十一月	六月、十月	鏡城灣、造山灣	延繩
鰾		鯪		
(ニ)		(ニ)		
(ミン)		(ミン)		
黃海道	自四至六、自九至十二	五月、十月	登山津、巡威島、麒麟島、大小青島、長山串、椒島沿岸、大東灣、德同沿岸	潛水器、裸潛、桁網
江原道	自十月至翌年四月	二月、三月	大津、注文津、竹邊其の他の沿海	潛水器
咸鏡南道	自八月至翌年四月	九、十月、三、四月	全沿海	潛水器、裸潛、桁網
咸鏡北道	自九月至翌年五月	九月	羅津灣、造山灣內	潛水器

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
京畿道	自六月至九月	八月	屈萊島、仁川近海	鮫鱈網、延繩
忠清南道	自五月至十一月	七月	孤島、安興、德積島附近	延繩、鮫鱈網
全羅北道	自四月至十月	自五月至七月	古群山島、煙島、竹島、於青島近海	鮫鱈網、柱木網、延繩
全羅南道	自五月至十月	七月、八月	高興、靈光郡沿海	鮫鱈網、中船網、延繩、柱木網、流網
慶尙南道	自三月至十一月	自四月至九月	南海島、巨濟島沿海	角網、小棗網、手繰網、延繩
黃海道	自五月至十月	五月、八月	延平島、夢金島、椒島近海	延繩、鮫鱈網、一本釣
平安南道	自五月至十月	五月、八月	下上芒魚島、大同江口沖合	一本釣、延繩、鮫鱈網、魚箭
平安北道	自五月至十月	七、八、九、十月	圓島、薪島、鶉島、身彌島、大和島附近	鮫鱈網、魚箭、延繩、一本釣
(えい)				
(カオリ)				
京畿道	自六月至七月	六月	江華島近海	懸繩、建干網
忠清南道	自四月至十二月	自五至六、自一至三	泰安、鰲川沖合、牙山灣附近	鮫鱈網、空掛、柱木網、延繩、中船網
全羅北道	自五月至十二月	自一月至三月	於青島、古群山島近海、菴浦灣外	延繩、空釣、鮫鱈網
全羅南道	自八月至翌年五月	六、七、十月	蟬島、大黑山島、長興、光陽、麗水郡沿海	延繩、鮫鱈網、手繰網、打瀬網
慶尙北道	自八月至翌年五月	自七月至十月	沿海一帶	手繰網、打瀬網、地曳網、延繩
慶尙南道	自八月至翌年五月	自七月至十月	洛東江口、鎮海灣	打瀬網、延繩
黃海道	自二月至九月	三月、六月	平島、巡威島、白翎島、椒島近海	延繩、鮫鱈網、魚箭、空釣

附 表

忠清南道	自三月至十一月	五月、十月	南陽、江華郡及仁川沿海 牙山灣、錦江流域沿海	手繰
京畿道	周	四月、五月	南陽、江華郡及仁川沿海	手繰
咸鏡北道	自十一月至八月	七月、八月	富寧郡以南全沿海	潜水器、裸潜
咸鏡南道	自五月至八月	七月、八月	原郡沿海	潜水器、裸潜
江原道	自四月至九月	七月、八月	長蘆、注文津、莊湖津、竹邊其他沿海	潜水器、裸潜
慶尙南道	自一月至八月	自五月至七月	蔚山、東萊、統營郡沿海	潜水器、裸潜
慶尙北道	自一月至九月	自六月至八月	沿海一帶	裸潜、猎突、潜水器
全羅南道	自一月至十月	四月、五月	濟州島、嶺子島、大黑山島、巨文島、安島、所安島、青山島、太郎島沿海	潜水器、裸潜
全羅北道	自三月至八月	自五月至七月	於青島、古群山島近海	潜水器、裸潜
忠清南道	自五月至十一月	自六月至七月	泰安、鰲川面諸島近海	潜水器、裸潜
咸鏡北道	自三月至十一月	四月、十月	鏡城灣、清津灣、明川、城津郡地先	延繩、刺網
咸鏡南道	自四月至三月	一月、二月	北青、利原、端川郡沿海	延繩、勿致網
平安北道	自四月下旬至十月	六月、七月	圓島、蕡島、身彌島、大和島	空釣、魚箭
平安南道	自三月至八月	自四月至六月	全沿海	空釣

牡蠣 (かき) (クルル)

鮑 (あわび) (センボク)

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
全羅北道	周 年	五月、十月		
全羅南道	自十月至翌年四月	自十一月至翌年二月	光陽、高興、海南、務安沿岸	手繰
慶尙北道	自十月至翌年四月	自十一月至翌年二月	慶州郡沿海	裸漚
慶尙南道	自十月至翌年四月	自十一月至翌年二月	河東、昌原沿海	貝挾及手探
黃海道	自八月至翌年四月	三月、九月	海州灣及各島嶼沿海	手探
平安南道	自三月至十二月	四、五、九、十月	廣陽灣漢川浦清川江口	貝挾及手探
平安北道	自四月至十一月	九月	梨嘉浦各島嶼沿海	貝挾及手探
咸鏡南道	自九月至翌年四月	十一月	元山灣	貝挾
咸鏡北道	自九月至翌年五月	十、十一月	黃角浦	貝挾
(ひらめ)				
(ノブチ)				
忠清南道	自四月至十月	四、五月		鮫鱈網、魚箭、延繩
全羅北道	自五月至八月	六月	竹島、於青島、古群山近海	
全羅南道	周 年	六、七月	濟州島、楸子島、蜆島、所安島、巨文島、青山島、安島、羅老島、沿海	一本釣、打瀬網、手繰網
慶尙北道	周 年	自五月至十二月	沿海一帶	手繰網、打瀬網、地曳網、延繩
慶尙南道	周 年	自十月至四月	南海、欲知、巨濟島及蔚山東萊各郡近海	打瀬網、手繰網、手釣
黃海道	自四月至七月	五月	延平島、椒島、龍虎島近海	延繩、鮫鱈網、魚箭

咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道
自五月至七月	自五月至八月	周年	自四月下旬至十月	自三月至五月
六月	六、七月	自八月至十一月	五、六月	五月
全沿海	全沿海	三陟、蔚珍郡 北青郡を主とし全沿海	全沿海	大同江口、徳島近海
手繰網、忽攷網、延繩	手繰網、延繩	手繰網、延繩	手繰網、延繩	延繩 鮫罾網、打瀬網、手繰網

昭和四年八月十五日印刷
昭和四年八月十七日發行

朝鮮總督府殖産局

印刷所
京城府長谷川町七六番地
合名
近澤印刷部
會社

養殖場

昭和五年

朝鮮の水産業



朝鮮總督府

1930년 1월



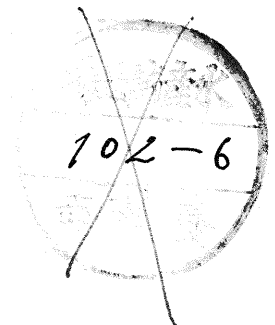
639.0951
25282

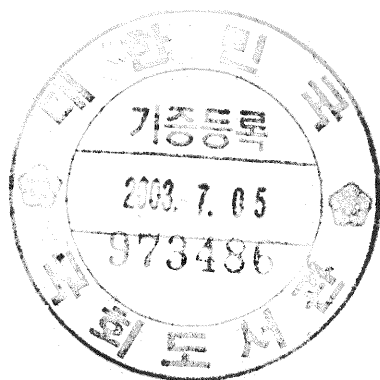
凡 例

一 本書は朝鮮水産業の變遷並本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂したるものなり。

二 統計表は記事に對し引例に供するを目的とし據るべき統計なきものゝ外明治四十三年以降昭和三年の迄の分を掲記せり。

三 統計表に掲げたる指數は初年分(明治四十三年未詳なるものは明治四十四年分)を百とし増減の割合を示した
り。





朝鮮の水産業

目次

第一章	總說	一頁
第二章	漁業	六
第一節	漁場	六
第二節	漁業の種類	七
第三節	漁船漁具	九
第四節	漁獲物の處理運搬	一四
第五節	販賣機關	一五
第六節	漁港	一七
第七節	漁業資金	二三
第八節	移住漁民	二四
第九節	漁家の副業	二六

第十節 漁業處分及取締……………二七

第三章 養殖業……………三一

第四章 製造業……………三四

第五章 輸移出……………三七

第六章 試驗調查……………四〇

第七章 指導教育……………四三

第八章 水產團體……………四四

第一節 水產會……………四四

第二節 漁業組合……………四五

附表

第一表 水產業生產高、戶口、船舶數表……………一

第二表 漁獲高、漁業者戶口、漁船數表……………二

第三表 製造高、製造業者戶口、船舶數表……………三

第四表 種類別漁獲高累年比較表……………五

第五表	種類別製造高累年比較表.....	一四
第六表	種類別養殖高累年比較表.....	一八
第七表	漁獲高道別累年比較表.....	二〇
第八表	製造高道別累年比較表.....	二三
第九表	養殖高道別累年比較表.....	二四
第十表	漁業別漁獲高表.....	二五
第十一表	漁船累年比較表.....	二六
第十二表	仕向地別鮮魚輸移出額累年比較表.....	二七
第十三表	仕向地別水產製品輸移出額累年比較表.....	二七
第十四表	漁業處分件數累年比較表.....	二九
第十五表	漁業組合設立狀況表.....	三〇
第十六表	地方費水產事業費累年比較表.....	三〇
第十七表	漁期、漁場及漁具.....	三一

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて四千三百九十五里（九千三百二十五里）の長きに亙り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港錨地に適するもの少く、而かも沿岸に並行せる金剛山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩漫なり、之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎に達し、廣漠たる干潟を成し且概ね遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず、又釜山港より珍島附近に至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅棋布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、統營、馬山、鎮海、三千浦、彌助、羅老島、麗水其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東、西兩海岸の中間に位す、而して暖流たる對馬海流の一派は、朝

鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流に遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を経て黃海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海洲に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端、竹邊附近より東方に轉じつゝあり、之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝に屈曲、島嶼の散在、寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに日韓併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ、且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の智識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、漁村の健全なる發達を促進せしめんことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水産製品検査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水産會の施設を助長して水産業の改良發達を促進し、又斯業の獎勵に關しては、國費を補助して優良漁船竝に鮮魚冷蔵貯藏設備の普及を圖り、一面のり、かきの増殖施設を助長し、其の他從來の施設を充實して益、其の効果を大にし、更に漁民の教養に關しては實地に之を指導する等、中央、地方相呼應して或は國費を支出し、或は地方費を支出し以て朝鮮水

産業の發達進歩の爲力を臻せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの少からずと雖、而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、昭和三年に於て漁獲高六千九百四十四萬圓、製造高四千四百八十八萬圓に達し漁獲高に於て十倍、製造高に於て十六倍九分の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、昭和三年に於て漁獲高二億三千二百八十三萬圓、製造高一億八千三百九十四萬圓となり漁獲高に於て二倍九分、製造高に於て四倍七分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべく、尙沿岸里數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。(昭和三年の統計に據る)

區別	員數		朝鮮	内地に對する 朝鮮の割合
	内地	朝鮮		
沿岸里數	七、〇四〇 _里	四、三九五 _里	六・二四 _割	
漁場面積	九六、〇〇〇 _{平方里}	五〇、〇〇〇 _{平方里}	五・二一 _割	
漁船數	三六〇、一二六 _隻	三六、三四一 _隻	一・〇九 _割	
漁業者戶數	五六九、二三二 _戶	一二九、五五八 _戶	二・二七 _割	

區 別	員 數		漁 獲 高
	內 地	朝 鮮	
漁業者人口	一、二五〇、四一六 _人	四六二、七三一 _人	三・七〇 _割
漁獲高	二三二、八三〇、四五六 _円	六九、四四二、九一四 _円	二・九八

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内朝鮮に在りては東海岸は百尋線内、西南兩海岸は距岸平均約六十哩以内の水面積なり

前表に依り更に沿岸里數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸里數一里に對する

漁場面積		漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
平方里 一四	平方里 一一	隻 五	隻 八	戶 八〇	戶 二九	人 一七	人 一〇	円 三、四三	円 一五、〇〇

(ロ) 漁場面積一平方里に對する

漁船數		漁業者戶數		漁業者人口		漁獲高	
内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮
隻 三・七	隻 〇・七	戶 五・八	戶 二・五	人 一三・三	人 九・三	円 二、四三	円 一八、八八

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄なるを見る

べく、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁業の前途綽々たる餘裕の存するを見るべく、尙將來養殖適地の廣大なること及沿海州竝に支那海方面に雄飛する餘地少からざること等に想到せば其の前途の益々洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規は韓國時代に於ける漁業法を其の嚆矢となし其の後明治四十四年に至り漁業令を制定し尠からざる實効を舉げたりと雖爾來二十有餘年を経過し、朝鮮に於ける漁業が、輒近長足の進歩を來し、同令を以てしては現下の實狀に適應せざる幾多の不備缺陷を生ずるに至りたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定公布し、亞で同令施行規則其他の附屬法規を發布し、昭和五年五月一日より之を施行せり、朝鮮漁業令に於ては漁業權の設定は、行政官廳の免許を受くることを要し、其の免許に依りて生ずる漁業權は、之を物權とし、質權を除くの外土地に關する規定を準用せり、従つて之に伴ひ必要なる登録制度を設け、漁業權及之を目的とする權利竝に入漁に關しては、之を登録し、漁業權の權利關係を確保すると共に、一般の周知に便ならしめたり、又漁業權の存續期間に付ては從來の更新制度を改めて延長制度とし、其の存續期間を二十年迄とし、更に二十年以内に於て其の延長を許可し得ることとし、漁業資金の融通上に便し且又漁業權の財産的價値の増大を圖れり、而して行政官廳に於て支障ありと認むるときは、免許又は許可したる漁業を制限し、停止し、又は漁業の免許若は許可を取消し得る場合を規定すると共に、此の場合に於ける損害補償の途をも設けたり、其の他

漁業上必要なる土地物件其の他の権利の使用を認め、又漁業者間の紛議に付ては、裁定の途を開く等法規の適用範圍の改定並に漁業制度を整備し、尙漁業の發達に伴ふ水産動植物の濫獲酷漁を防止する爲朝鮮漁業保護取締規則中に諸種の禁令を設け、且最近許可漁業の發達顯著なるものあるに鑑み、魚族の蕃殖保護上、各漁業の實態に徴し夫々此等に關する一定の制限事項を規定し、又漁業組合及水産組合に關する規定を整備し、法人格を有する各聯合會を設立し得るの規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の洄游棲息に適し、其の種類、數量自ら豊富にして既知重要水産物のみにても凡そ百種に迫り魚類六十二、貝類十六、藻類十七、海獸其の他十餘種を含めり、之を各海岸に區別すれば、東海岸に在りてはめんたい、にしん、たら、さわら、ぶりさば、いわし、はたゝ、さけ、ます、わかさぎ、あぶらめ、そい、ほたてかい、ほつきかい、たらばかに、ずわいかに、こんぶ等の分布あり、西海岸に在りてはぐち、えび、ひら、にべ、あこう、かながしら、まで、たいらぎ、かじめ等を饒産す又南海岸に在りては特種の種族を産せずと雖漁業上重要なる種族は概ね之を産しいわし、さば、さわら、たい、たら、たちのうお等を重なるものとす。

施政以來本府に於てはぐち、にべ、ひら、まいわし、たらばかに、ずわいかに、いか、さば、めんたい等の漁場探検及淺海竝に深海探検又は海洋調査等に從事し就中ぐち、にべに就ては有利なる新漁場を發見したる等、漁場の開發上貢獻せし所少からず、而して近時沖合漁場開拓の氣運に向ひ、朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興等により漸次漁場を擴大しつゝあり。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり就中重要なるは江原、慶北、慶南及全南に於けるいわし地曳網漁業、同抄網漁業、咸北、咸南に於けるめんたい刺網漁業、同延繩漁業、咸南、慶南に於けるたら防籠漁業、同魚張漁業、咸北、咸南、江原、慶北に於けるにしん防籠漁業、同刺網漁業、同舉揮羅網漁業、慶南、全南竝に西海岸に於けるぐち中船漁業及たちのうち一本釣漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採藿業、慶南に於けるたこ釣及このしろ網船網漁業、咸南に於けるはたゞ舉網漁業、平南平北に於けるえび中船漁業、全南に於けるえび弓船漁業、江原、咸南、咸北に於けるさば舉揮羅網漁業、逐魚網漁業及ほつけ刺網漁業等稍々見るべきものあり。然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍々盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間のいわし地曳網、同權現網、さわら流網、たい延繩、ふか延繩、さば一本釣、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改竊に依り、朝鮮全沿岸に互り内地人の漁業を認めらるゝや、通漁盛となり之れと共に移住者亦漸次其

の數を増し來れり、亞で四十二、三年日韓併合前後より内地人各種の漁業急激に發展し就中巾着網、縛網、大敷網、角網、柵網等内地式漁業盛況を來し、鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來漁業は稍、其の面目を一新するに至れり、殊にいわし地曳網漁業、延繩漁業等の如きは内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲竝に其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり、斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試験、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具漁船の給與、或は其の補助等各般に互り指導獎勵の方法を講じ夫れ夫れ相當の成績を挙げたり、是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮漁業の發達に貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して、昭和三年に於ては約百五十種の多きに達し其の漁業別漁獲高百萬圓以上のものを見るに、流網七百五十九萬圓、機船巾着網四百四十九萬圓、鮫鱈網四百三十四萬圓、巾着網三百五十八萬圓、延繩三百四十三萬圓、刺網二百六十一萬圓、打瀬網二百八十七萬圓、地曳網二百四十一萬圓、船曳網二百二十二萬圓、八角網百八萬圓、機船手繰網百五十二萬圓、捕介採藻五百七十一萬圓、捕鯨百十四萬圓の十三種なり、又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを擧ぐればいわし一千三百五十八萬圓、さば八百七十四萬圓、ぐち三百八十一萬圓、めんたい三百八萬圓、にしん三百十四萬圓、ぶり百八十二萬圓、たい百七十萬圓、たら百七十八萬圓、たち百五十三萬圓、さわら百六十六萬圓、かれい百七十四萬圓、えび百八十八萬圓、にべ百五十萬圓、あじ百五十八萬圓、くじら百三萬圓の十五種なり。

第三節 漁船 漁具

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船は日本型及朝鮮型にして、其の他多少の西洋型及支那戎克船等あり、日本型漁船は日露戦争前後より内地人漁業者の刺戟に依り鮮人の之を使用するもの漸く増加し、始政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたり、各道は鮮人間に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付竝に船匠講習等を施行せり右施設に依り購入したる漁船六百七隻に達し又講習を終了したるもの四十名なり、斯くて日本型漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して昭和二年には一萬六千六百六十一隻に達し漁船總數の四割六歩に當れり、然れども其の船質を見るに打瀬網漁船の如く稍々大形にして相當作業力を有するものは少く概ね一本釣、延繩及手繰網船等の小型漁船に止まるを遺憾とす、朝鮮型漁船は明治四十四年其の數九千七百七十隻なりしものは亦漁業の發展と共に増加し、昭和三年には一萬八千六百三十六隻に達し漁船總數の五割三歩に當れり、元來朝鮮型漁船は其の構造の牢否、技工の巧拙竝に使用上の便否日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾あるを見る、本府水産試験場に於ては之れが改良を研究し實地建造したるものを使用せしめ成績見るべきものあり、西洋型漁船として明治四十二年頃さば、さわら流網汽船一、二隻ありしも中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船一〇隻を見たるに始まり昭和三年には

實に五百四十三隻を數ふるに至り今後沖合漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込なり、以上の外平北平南、黃海等の如き特殊の海面を有する各道に於ては支那戎克船を使用するものあり其の數詳ならざるも昭和三年に於ては約三百隻に迫りたるものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの昭和三年には三萬六千三百四十一隻に達せりと雖、朝鮮海漁場の現況よりすれば尙其の數甚だ少く船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と、質の向上とを圖ることを要す、而して朝鮮型漁船及戎克船の外は造船材料の產出乏しきと、船匠人員不足にして其の技工亦概して不充分なるとに因り多くは内地より移入を仰ぐの現況なれども、造船費の三分の一以上を占むる職工及人夫の勞賃の如きは之を内地に比し概して低廉なるべきを以て材料の一部は之を内地に仰ぐとするも、鮮内の造船事業は經濟上必ずしも不利益にあらざるべく、殊に修繕工事に於て最も其の必要なるを見るなり。朝鮮舊來の漁業は主として港灣入江等に行はれたる結果其の漁具は防簾、魚箭、魚張、舉網、柱木等の定置漁具及地曳網、中船、弓船、刺網等の運用漁具に過ぎず、其の構造亦概ね粗笨なりしが内地式漁業の盛大となるに従ひ鮮人の之を模倣するもの尠からず、且本府に於ては鮫鱈網の試験を實施し、又各道に於ては漁具購入資金補助及貸付、漁具の給與、漁具製作及其の使用法の傳習等を施行し以て優良漁具の普及を圖れり。

右の施設に依り一本釣、延繩、流網及鮫鱈網等小漁具の増加を來したると共に、一方漁業の大勢に順應して近年大小各種の漁具大に増加せり、今之を列擧すれば左の如し。

(一) 抄網類

抄網類に屬する漁具はいわし焚寄網、系び又手網、はたく抄網、カジキリ網等にして明治四十四年其の數四百二十七統なりしもの昭和三年には總數千三百八統に達せり。

(二) 刺網類

刺網類には古來めんたい、にしん、たら、さば、さわら、いみんづ、ぐち、かに等の底刺網ありしのみにして明治四十四年其の數四千九百一十一統なりしもの近年ほら、かれい、ひらめ、はたく、ふか等の底刺網及さば、さわら、ひら等の流網増加し、昭和三年には四萬四百八十七統の多きに達せり。

(三) 建網類

建網類には朝鮮古來の漁具として杖矢、漑矢、擧網、曲建網、中船、柱木、弓船等あり、又内地人は大謀網、角網、壺網等を使用し明治四十四年其の數二千二百十四統なりしもの更に八角網、小臺網等漸次増加し、昭和三年には一萬七千九百一統に達せり。

(四) 曳網類

朝鮮古來の曳網類は地曳網の一種なる揮羅網、忽致網のみなりしが其の後權現網、打瀬網、手繰網、五智網等を使用する内地人増加し明治四十四年其の數四千八百五十二統なりしもの、昭和三年には一萬三千五百十二統に達せり。

(五) 旋網類

朝鮮古來の旋網類は逐魚網、網船網、舉揮羅網の三種にして内地人は旋刺網、揚操網、巾着網、縛網等を使用し明治四十四年其の數二百六十三統なりしもの、昭和三年には二千六百七十一統に達せり。

(六) 掩網類

朝鮮には掩網類に屬するもの從來之を見ず、現今使用する投網は内地より移入せしものにして明治四十四年其の數二百二十六統なりしもの、昭和三年には二千七百六十二統に達せり。

(七) 敷網類

朝鮮在來の敷網類はぼら敷網のみなりしが内地人いわし、あじ焚寄網を使用せし以來鮮人間にも之を使用するものあるに至り昭和三年には其の數二千七百三十五統に達するに至れり。

(八) 延繩類

明太魚延繩の外は凡て内地より傳來せるものゝ如くたい、はも、あなこ、ふか、たら、ぼら等の

延繩を主とし其の種類二十餘種に迨び其の數明治四十四年には一萬八千三百四十五鉢なりしもの昭和三年には十七萬七千九百七十六鉢の多きに達せり。

(九) 一本釣類

朝鮮にはめんたい、ほげ、たちのうき、ぐち、たこ釣等數種の一本釣ありしが内地人通漁以來さばざわら、たい、すずき、あかうを、くろたい、いか其の他の一本釣を移入し是亦現今二十餘種に迨び其の數明治四十四年一萬四百三十八個なりしもの、昭和三年には四萬五千九百四個に達せり。

(二) 雜漁具類

茲に雜漁具と稱するは前記の九種に屬せざる各種漁具の總稱にして大は防簾、羽瀬より小は銛、猪、貝搔鰻搔等に迨び其の種類多く明治四十四年其の數一千八百二十九個なりしもの近年著しく増加し、昭和三年には實に三十九萬三千三百五十五個の多きに達せり。

斯の如く各種の漁具大に増加發達し明治四十四年の總數四萬三千五百九なりしもの、昭和三年には七十萬二千六百十一の多きに上れり。然れども是等漁具は朝鮮古來のものたるか若は内地にて使用せるものを其の儘移し來りたるものに過ぎざるを以て、將來尙改良の餘地尠からず、年中内地より移入せる漁網及網地は其の數量百四十三萬斤、價額百九十九萬圓に比し、朝鮮内に於ける漁網生産高は漸く百六萬圓に過ぎざるを以て、將來朝鮮紡績業の發達と官廳の施設とに俟ち斯業の改良發達を圖らんと

す。

第四節 漁獲物の處理運搬及水産物冷蔵

漁獲物は其の種類、漁獲時の状況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す、鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外、近時冷蔵船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり、鹽魚は叭、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す、其の内地仕向に在りて漁業者又は運搬業者に依り汽船又は發動機船を以て下關其の他の地方に運搬販賣せらる、昭和三年に於ける内地仕向運搬數量九千五十萬貫價額二千六百餘萬圓に及べり、運搬船は汽船十七隻、石油發動機船四百十四隻、帆船日本型千五百四十五隻、朝鮮型千八百四十隻其の他二百二十隻合計四千十八隻にして朝鮮内地間鮮魚の運搬を主として汽船及石油發動機船に依れり。

鮮魚の處理運搬に要する氷は一箇年約二十萬三千噸内外に達し之が供給は鮮内約十二萬三千噸、内地約八萬噸とす、而して鮮内の供給は人造氷約七萬三千噸、天然氷約五萬噸にして内地よりの移入數量八萬噸は下關を主とし全量の七割五歩、其の他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割五歩とし内地に往來せる鮮魚運搬船之を積載移入す、是等は内地出帆の都度氷と積載して適當の荷足と爲し、航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て、鮮魚の市場

變更せざる限り、縱令朝鮮産氷の供給數量豊富となり、其の全量に對する供給力あるに至るも、將來俄かに内地製氷の供給を杜絶せしめて之に代り得べきに非ず、然れども内地製氷に依れる結果尠からざる不利不便を招くのみならず、漸次鐵道輸送に依るもの増加すべきを以て、氷の自給自足を圖るは亦等閑に附すべからざる處なるを以て、昭和二年度以降水産物冷蔵用製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ふこととし、以て斯業の開發促進に資することとせり。因りて同年には十噸製氷工場二、貯氷庫三、同三年度には十五噸製氷工場及十噸製氷工場各一、貯氷庫四、同四年度には十噸製氷工場三、貯氷庫三の建設を見るに至れり。又朝鮮沿海の魚價は、南鮮方面に於ては逐年内地の市價に接近する傾向ありて、下關の市價は其の一倍半乃至二倍を普通とするに至りたるも、東西兩海岸の交通不便なる地方に於ては、漁業資金比較的多額を要するに拘らず往時に比し甚しき徑庭を見ず、故に將來漁業者の共同連擲の獎勵、又は最近勃興の氣連に在る冷凍船又は冷蔵庫の利用、其の他漁獲物處理を有利ならしむる方法を講じ漁業經濟の向上を圖るの要あり。

第五節 販賣機關

從來水産物競賣市場は専ら私人の營利事業として經營せられ、而も之が監督の法備はらず、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすること尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營

並に營業に付ては許可を要すること、せしが、爾來其の經營、經營並に營業許可を受けたるもの、昭和四年末調査に於て私人九、公共團體二十、會社二十二、合計五十一、營業許可のみを受けたるもの會社五、個人十四、組合一合計二十に達せり、而して其の販賣には糶賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手数料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二歩、鹽乾魚三步乃至七歩を徴收し、更に其の一割五歩内外を仲買人に歩戻金として交付す、荷主に對しては其の販賣代金中より、手数料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す、又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも、地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり、通常仲買人より身元保證金を徴收す、而して昭和三年の取扱高數量八百八十八萬五千五百七十六貫、價額八百五萬一千百五十一圓を算せり。

水産物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水産物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし、之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す、客主（又は旅閣）は漁業者又は荷主の委託を受けて、仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便にし、又荷主の爲に貨物保管に任する機關にして、地方に依り古來一種の株と成れるを以て、新に該營業を開始せむとする場合には、賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は

受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣人と折衝し其の値段を決定す。

近時漁業組合の普及發達に伴ひ、其の施設事業として組合員漁獲物の委託販賣を施行するもの漸く多きを加へつゝあり、其の販賣設備、仲買人、競賣の方法、手數料、歩戻等に至りては魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るものにして、魚市場の存在せざる地方に於ては組合員の漁獲物販賣上の利益甚大なるものあり、昭和四年度末漁業組合總數百六十六中、共同販賣を施行するもの百三十八組合其の取扱高一千二百六十九萬一千九百三十八圓に迫り。

此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり、本業者は主として下關其他内地に根據を有し、漁業者の要求に應じ相當の漁業資金を貸付し、之が償還條件として其の漁獲物を引渡すの契約に依り、漁期中常に運搬船を漁場に回航し漁獲物の引渡しを受け、又は特に買收して之を内地に運搬販賣しつゝあり、又は金融上相當の便宜あるも其の漁獲物は市價に比し安價に引取らるゝ爲め、漁業者の不利益尠からず。

第六節 漁 港

朝鮮沿海の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ、港灣約三百個所を有すれども、其の多數は天然の形成に放任して

絶て人工を加へず、是れ蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繋、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、今や港灣の不良に因る漁船の遭難甚だ多く、年々二百隻乃至五百隻に達し其の死傷人員百人以上五百人、損害高十萬圓乃至七十萬圓を算する状態にして、沖合漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も漸次増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、大型漁船の増加に伴ひ相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事に屬せり、故に大正元年以降地方費、府、面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し、緊要なる箇所より漸次完成に努めつゝありたるも、其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは漸く大正十一年度以降の事に屬す。其の漁港修築の實績を概記すれば左の如し。

(一) 國費にて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	工事概要	工費	事業主體
慶尚南道	鎮海港	自大正十一年度 至大正十四年度	突堤長幅四間 同長幅四間 棧橋長幅三間 埋立長幅三間 二、七五〇坪	三四、六四〇	國

(二) 國庫補助に依り修築したるもの (△印は施行中)

道名	港灣名	施行年度	工事概要	總工費	國庫補助	事業主體	備考
全羅北道	於青島港	自大正二年度 自大正三年度	防波堤延長 三間	五七〇〇	三五〇〇	地方費	
全羅南道	濟州港 別刀港島	自大正五年度 自大正六年度	岩切取除 突堤築造 防波堤幅 二八間 九尺	六三〇〇	二三〇〇	同	
同	楸子港	自大正七年度 自大正八年度	防波堤延長 二五間	六三八	二五〇〇	同	
慶尙北道	浦項港	自大正七年度 自大正九年度	左岸導水堤 右岸導水堤 制水工 二五間 二五間 六ヶ所 三、四坪	一三、〇〇〇	六、五〇〇	同	
同	同	自大正十一年度 自大正十二年	制水工	四、八〇〇	三、四〇〇	同	
同	江口港	自大正三年度 自大正四年度	防波堤 川口切開 三間	七、一六三	四、〇〇〇	同	
同	九龍浦港	自大正十一年度 自大正十二年	防波堤 天幅 二〇〇間 六尺	二八、八六七	一〇、七七一	滄洲面	
慶尙南道	彌勒港 大浦港島	自大正四年度 自大正五年度	防波堤 天幅 一、九六七坪 五〇間 七尺	六、四三三	一、三〇〇	漁業組合	
江原道	汀羅港	自大正四年度 自大正五年度	護岸 防波堤 二、四三坪 四三坪	四、七四五	二、五〇〇	地方費	
同	大浦港	自大正七年度	防波堤 空間	八、〇〇〇	一、五〇〇	同	
同	注文津港	自大正十二年度 自大正十四年度	東防波堤 西防波堤 導水堤 九間 七間 一四七間	三三〇、一〇三	七七、七五三	同	

道名	港灣名	施行年度	工事概要	總工費	國庫補助	事業主體	備考
咸鏡北道	清津東漁港	自大正五年度	北防波堤 空間	壹,〇〇〇,〇〇〇	壹,〇〇〇,〇〇〇	清津府	
全羅南道	山地港	自大正三年度	防波堤 一六〇間	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	濟州面	
慶尙北道	甘浦港	自大正五年度 至昭和二年	防波堤 壹間	五九,〇〇〇	七,〇〇〇	陽北面	內三〇,〇〇〇圓ハ 災害ノ爲減耗ス
△同	江口港	自大正五年度 至昭和五年	縮切堤 制水堤 導水堤 埋立 三,〇〇〇坪 六ヶ所 六ヶ所	三〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	地方費	
△同	浦項港	自昭和二年 至昭和五年	左岸導水堤 右岸導水堤 二四〇米 二八〇米	二四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	同	
慶尙南道	方魚津港	自大正二年度 至昭和二年	防波堤 一五間	四七,〇〇〇	一三,〇〇〇	同	
江原道	汀羅港	自昭和二年 至昭和四年	南防波堤 北防波堤 縮切堤 港口浚深 二二〇米 一五〇米 一五〇米 一〇〇米	一六,〇〇〇	六,五〇〇	地方費	
△慶尙南道	沿岸貿易 設備釜山港	自昭和三年 至昭和五年	繫船場 物揚場 埋立 上層倉庫 九,六〇平方 二,三三平方 二,〇〇平方 二,〇〇平方	四〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	釜山府	
△黄海道	龍塘浦港	自昭和三年 至昭和七年	埋立 繫船壁 防波堤 三,〇〇平方 一,〇〇平方 三〇〇米 三〇〇米	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	地方費	
△慶尙南道	統營港	自昭和二年 至昭和五年	掘繫延長 底幅 深サ 一,一六米 四〇米 二米五	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	同	
咸鏡北道	清津漁港	昭和四年度	防波堤 二二米	五五,〇〇〇	四,〇〇〇	清津府	

道名	港灣名	施行年度	工事概要	工費	事業主體	備考
忠清南道	仙掌港	大正十年度	荷揚場改築 幅延長 七間六	四、六〇〇 <small>四</small>	仙掌面	
全羅南道	西歸浦港	大正十四年度	防波堤延長 二九間	一五、〇〇〇	右面	
同	琴瑟浦港	大正十五年度	護岸道路 防波堤 荷揚場 側溝 三三間五 七〇間 二二坪 六坪	五、三二	大靜面	
慶尙南道	統營港	大正十五年度	荷揚場新設 四ヶ所	八、〇〇〇	地方費	

(三) 公共團體等に於て修築したるものにして主要なるもの

△江原道	墨湖漁港	自昭和五年度	防波堤 三〇米	一〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	地方費
△同	厚浦港	自昭和七年度	防波堤 三〇米	三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	同
△黄海道	延平島港	自昭和六年度	防波堤 八六米	一五〇、〇〇〇	七、〇〇〇	同
△咸鏡北道	漁大津	自昭和七年度	防波堤 埋立 三、七〇平方 一八〇米	二四〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	同
△咸鏡南道	新昌港	自昭和七年度	防波堤 護岸 二五〇米 一六〇米	三〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	同
△平安南道	漢川港	自昭和五年度	護岸 埋立 二、七六平方 六三米 一九七米 一八、〇〇平方 一六、〇〇平方	五五、〇〇〇	三、五〇〇	同

道名	港灣名	施行年度	工事概要	工費	事業主體	備考
慶尙南道	船所里港	大正十五年度	防波堤延長 二七間	四、〇〇〇 _円	地方費	
同	三千浦港	大正十五年 昭元年度	防波堤延長 天幅 三間	二四、三〇〇	同	
黄海道	龍塘浦港	大正十一年度	海面埋立物揚場等 二、〇〇〇坪	一、九、七五〇	同	
同	龍湖島港	大正十四年度	木造棧橋 突堤石造 一八間 附屬護岸 二五間	三、六五〇	同	
江原道	瓮津港	自大正八年 至大正十一年度	防波堤延長 防波堤修理 三〇間 五間	六、〇〇〇	道川面	
同	汀羅港	大正十一年度	防波堤延長 六間	四、五〇〇	三陟面	
咸鏡北道	西水羅港	大正十三年度	防波堤延長 三間	六、六〇〇	蘆西面	

第七節 漁業資金

朝鮮在住漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖、統計其の他の材料を基礎とし之を推算するに、漁船九百十五萬圓、漁具千二百三十萬圓、運轉資金六百四十四萬圓、合計二千七百八十九萬圓の巨額に達せり、而して右投資額中經營者自身の投資額と目すべきものは、大體千百十六萬圓に過ぎずして、他の千六百七十三萬圓は之を借入に據れり、其の借入金中二百九萬

一千圓は朝鮮殖産銀行、二十萬五千圓は東洋拓殖株式會社、十九萬五千圓は金融組合聯合會、七十九萬八千圓は金融組合、四十萬圓は朝鮮内魚市場の貸出に係り、之等は低利の資金たるを失はずと雖、其の他の千三百四萬一千圓は地方金貸業者又は魚問屋業者、或は主として内地に根據を有する魚類運搬業者の貸出に係り、少くとも年三割以上の高利を以て借入るゝか、又は無利を標榜するも債務者が漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして、常に市價に比し安價に引取らるゝが故に事實に於て高利に相當し、漁利の大部分は之等金貸業者に壟斷せられつゝあり、繙つて漁業の状態を見るに近時動力付漁船に依る稍、大規模の漁業勃興し、之が漁業者は多少の資力を有するか、然らずとするも運轉資金の融通比較的容易に行はれつゝありと雖、漁業の全體より通觀するときは尙沿岸小漁業者大部を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱なる無産階級に屬し、前述の如く高利の借入金に依り辛ふじて漁業に従事するを以て、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる狀況に在り、之に對し低利なる資金の融通を圖り、漁利を漁民の手に收むるの方途を講ずるは、漁業の發展と漁業者の福祉を増進する上に於て最も喫要なる事項にして、右に關しては漁業組合に於て資金の造成に努め、之を以て組合員に低利貸付を行ひ、或は銀行其の他の金融機關より起債を爲し資金融通の途を講じ、昭和三年度末に於ては其の額百十六萬圓に達し良好なる成績を擧げつゝあるも組合設立日尙淺く基礎鞏固ならざるものありて未だ全般に互り之が施設の徹底を見るに至らず、然れども組合に對しては現に國庫及

地方費の補助に依り、極力共同施設の獎勵に努めつゝあるを以て、將來漸を追ふて相當金融の圓滑を期することを得べし。

第八節 移住漁民

内地漁民の移住は遠く朝鮮の開港貿易に其の端を發し明治三十八年の戰捷、同四十一年韓國漁業法發布、同四十三年の日韓併合等の機會に際し著しく増加し同四十四年に至りては三千百七十二戸、一萬一千四百三十六人を算するに至り、爾來多少の消長ありしも未だ著しき進歩を見ず、昭和三年には六千六百五十三戸、二萬一千二百五十四人に達せり、現在移住漁民の分布は沿海十二道に互り最多數なるは慶尙南道にして二千五百二戸、八千三百十二人、全羅南道之に次ぎ最少きは忠清南道にして五百四戸、百五十七人、之に次ぐを平安北道とす。

以上各道移住漁民に依り昭和三年末迄に設置したる漁業組合三、組合員二百二十人、移住漁民と朝鮮漁民との合同に依り設置したる組合五十、組合員内地人一千五百三十一人、朝鮮人一萬八千二百九十六人あり、該移住漁民中には、任意に移住したるものと、府縣の獎勵に基きたるものと、元朝鮮水産組合の獎勵竝に經營に依るものと、東洋拓殖株式會社と移民契約を爲せるもの等の別あれども其の過半は任意の移民に屬せり、是等移住漁民中堅實なる發達を遂げ移住後の成績良好と認むべきは、慶尙南道統營郡山陽面岡山村、同道泗川郡三千浦面愛媛村、同道統營郡長木面松真浦、同道昌原郡鎮海面鎮

海漁浦等を數ふべく、就中岡山村は明治四十年同縣水産組合の經營に係り、昭和三年末に於て六十四戸、二百六十三人の移住民あり、たい、はも、あなご延繩、發動手繰等の漁業を經營す、同村には漁業組合を設置し同組合に於て六千三百餘圓を投じて漁港の修築及海岸の埋立を行ひ、大正三年には總工費四千圓を投じ一千五百坪のえび蓄養場を築設し、又移住民共同して年賦償還に依り東洋拓殖株式會社より田畑十餘町歩の貸付を受け之を耕作し、學校を設置して移住民の子弟を教育し、其の他植林頼母子講、青年團の設置、副業の施設等漁村としての內容充實し村民の生計裕なり、又愛媛村は明治四十年同縣西外海遠洋漁業同盟組合の經營に係り、昭和三年末戸數三十四戸人口百八十三人の移住民あり、さば巾着網二統を有す漁民各自出資して共同經營と爲す、毎年の收益は之を土地の購入に充つるを以て、今や數十町歩の田畑を所有し各戸の生計安固にして相當の資金を有するもの尠からず、松眞浦及鎮海漁浦は大正元年朝鮮水産組合に於て、海軍省及朝鮮總督府より土地建物及物件の貸付を受け内地二府、二十一縣と移住經營協議會を開きて之が協定を爲し、大正二年より移住者を收容したるに、同十年末には松眞浦移住民は山口、廣島、兵庫、福岡の各縣を合して二十五戸、百二十五人、鎮海漁浦移住民は大阪、三重、福岡、徳島の各縣を合して二十九戸、百二十九人に達したり、漁業は一本釣、延繩、手繰、打瀬、船曳、地曳、鮫鰯網等にして、家族は土地の耕作に従事す、松眞浦には漁業組合あり、鎮海漁浦には漁業組合及貯金會あり、以上兩漁浦の移住漁民は素質の選擇に留意したるを以て

勤勉力行其の成績概して良好なり。

以上の如く漁民の移住に關して從來施設したる事項は、内地府縣、朝鮮水産組合及東洋拓殖株式會社の移民經營に係り、本府は間接に之が獎勵保護を爲したるに止まるも、由來朝鮮漁業の開發は内地漁業者、殊に移住漁民に負ふ所尠からず、蓋し鮮人漁業者は日常接觸する間に於て、漁船漁具の精巧にして漁利多きを目撃し、或は從業者となりて親しく其の使用法を會得し之を模倣するに至りしに因る而かも内地移住漁民は、朝鮮人漁業者の約二十四分の一に過ぎずして、敢て朝鮮漁業者の漁利を損することなく却て朝鮮人漁業の啓發に資する所多きを認むべし。

第九節 漁家の副業

朝鮮に於ける漁業は、一般に幼稚にして概して小規模の地先沿岸漁業に従事するに止まるを以て、比較的閑散期を有すると共に其の收益亦寡く、殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷期に際し流水を見る地方に在りては、全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上、本業のみにては生計を支持し難く、從て副業を營む者比較的多く、且其の種類亦多種に互れり、而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上、農業に従事する者大部分を占めたりしが、併合以來各種産業上の施設獎勵に伴ひ漁家の副業にも自から變遷を見るに至れり、即ち新に養蠶の如き、器械製網の如き副業を生じ、又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に回漕業を兼營する者を生じたるが如き之なり、内地人に在りては當初

漁業を目的として移住し、主力を之に傾注せるが故に、鮮人漁業者に比し漁獲高遙に多く副業を營む者比較的少かりしも、近時漁閑期を利用し、之に従事せんとする者漸次増加の傾向を來せり、漁家の副業に付ては最近調査の據るべきものなしと雖も、大正十年中の調査に依れば、漁家副業の種類は内地人、朝鮮人共に約十八種に迨び共通的のもの多く、其の主なるものを擧ぐれば水産製造、漁獲物及製品の販賣、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鶏、雜貨販賣等あり、副業を營む漁家の數は、各其の總數に對し内地人は百分の四十、朝鮮人は百分の六十七に相當し、副業の收益は詳ならざるも内鮮人を合して約百八十萬圓に達し、在住内鮮人漁獲高三千五百三十五萬圓に對し約五歩一厘に相當す、漁家の副業に就ては從來自然の發達に委し、何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て、有利適切なる副業を調査選定して益々之が普及を圖るの要あり。

第十節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て、漁業法及其の附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て、明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に漁業令施行規則其他の附屬法規を發布し翌年之を施行せり。然るに漸次漁業の發達と社會各般の事情の變遷とに伴ひ、同令も亦幾多の不備缺陷を生じたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定し、亞で附屬法規全部に付改

正を加へ、昭和五年五月一日より之を施行せり。新令に於ては免許を受くべき漁業を六種、許可を受くべき漁業を十五種とし、其の他の漁業に付ては總て届出を要することとせり。而して漁業權は之を物權として土地に關する規定を準用し、漁業權及之を目的とする權利並に入漁に關しては、登録制度を設け其の權利の確保を計り、漁業權の存續期間は、之を二十年以内とし、從來の更新免許制度を廢して延長許可制度に改め、以て財産權としての價値の増進を圖れり。而して舊令發布の當初より免許漁業は總て、朝鮮總督の免許を受くることとなしたるが、中途事務簡捷並に地方分權の主義に則り、朝鮮漁業令施行規則中に特に指定せられたる漁業に付ては、道知事の免許を受くることとせり。従つて免許を受くべき漁業にして朝鮮總督の權限に屬するは、專用漁業及養殖漁業（藻類の養殖漁業を除く）の二種とし、許可を受くべき漁業にして、捕鯨漁業、「トロール」漁業、工船漁業、機船底曳網漁業及潛水器漁業の五種に付ては、朝鮮總督、其の他の許可を受くべき漁業十種に付ては、道知事の許可を受くるを要し、許可の期間は五年以内に於て行政官廳之を定むることとせり、但し捕鯨漁業、「トロール」漁業及工船漁業は規模大にして、資本的企業に屬し、相當長期間の安固性を要するを以て、許可の期間は十年以内とせり。其の他の漁業は總て、道知事に届出で、鑑札の交付を受くることとせり。免許、許可漁業の出願處分は、獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係あるを以て、努めて其の處分を慎重にし、虛業者を排除するの方針を採れる爲、漁業の經營漸次眞摯に赴き

漁業に關する諸法規の完備と相俟つて、一層斯業の向上發展を見るに至れり。而して明治四十二年以降昭和三年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願四萬二千八百八十七件中免許件數一萬七千七百九十二件、許可漁業出願十三萬四千八百九件中許可件數十二萬三千六十九件、届出漁業十八萬一千六百零八件の多きに達せり。

水産動植物の蕃殖保護に關しては、明治四十四年六月漁業令と同時に漁業取締規則を發布し、之が取締上諸種の禁令を設け、亞で漸次同規則を改正したるが、近時斯業の急速なる發達に依り、猶實狀に適合せざる不備の點尠からず、茲に於て昭和四年一月朝鮮漁業令制定公布と同時に、新に朝鮮漁業保護取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法は之を制限又は禁止すると共に、從來各道取締規則中に規定せられたるものにして、朝鮮に於ける代表的又は各道共通のものに付ては、朝鮮漁業保護取締規則中に統一規定し、其の漁場、漁期又は體長等に關しては、採捕上一定の制限を加へ、同時に河川漁業の保護に付ては、遡河魚類の通路を害すべき工事を取締るの規定を設けたり。又魚族の蕃殖保護及漁業取締上極めて有害なる有毒物、爆發物又は電流を使用して爲す漁業の禁止に關する規定を整備し、之が違反者に對する制裁を一層嚴にしたり。尙同規則中に規定するもの、外、特に一地方に限り水産動植物の蕃殖保護上、之が取締の要あるものに付ては、大正六年五月制定せられたる各道漁業取締規則は、夫々改廢を行ひ、以て一層之が取締を適實周到ならしめ漁利を永遠に保護するの途を

講じたり。又漁業制限の顯著なるものを擧ぐれば、捕鯨漁業に付ては明治四十年韓國政府に於て、捕鯨管理法を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限し、爾來多少の改廢を経て今日に於ては捕鯨船數を十二隻に定めたり。「トロール」漁業に付ては、大正元年及同二年に禁止區域の改正あり、今尙朝鮮に於ては從業を見ず。機船底曳網漁業に付ては、從來其の許可に當り船數を制限し、禁止區域を定め、以て沿岸漁業者との衝突を防ぎ蕃殖保護を圖る所あり。然るに本漁業は從來道處分に屬したるを以て、各道別に夫々操業區域竝に許可隻數を制限規定せられたるが、漁業の性質上操業區域狹隘に失したるを以て、朝鮮漁業保護取締規則發布せらるゝに及び之が操業區域を擴張し、全沿岸を六區に分ち、各其の許可の定限數を明記し、同時に從來の禁止區域の一部を變更規定せり。従つて朝鮮に於ける本漁業は、内地に比較し、極めて合理的に且つ順調なる發達を見つゝあり。潜水器漁業に付ては從來操業區域を全沿岸三區に分ち、各其の操業隻數を定めたるも、現今の實況に應じ更に之を四區に改め、臺數の整備と漁獲物の統一を圖りたり。尙新に工船漁業に關する許可制度を設け、定限數を五隻とし現今工船漁業の出現を見るに至れり。

漁業取締に従事する警備船は汽船五隻、發動機船十七隻を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業の取締に當らしむることゝし、昭和二年度に於て漁業取締船朝風丸を建造し、從來各道に於て沖合の取締を至難とせられたる缺陷を補ひ、主として沖合漁業の取締に従事せしめ、前者と相

俟つて取締の完璧を期することとせり。又明治四十二年以來朝鮮西沿岸に出沒する支那密漁船の取締を嚴にしたる結果近年は全く其の跡を絶つに至れり。

第三章 養殖業

朝鮮在來の養殖業としては、全羅南道の光陽、莞島及慶尙南道の河東等に於けるのり養殖業のみにして何れも百數十年前の創始に係りしと雖其の區域、廣袤、産額等に付ては、何等文獻の徵すべきものなく、殆んど不明に屬す。

日清、日露の兩役を前後にして、内地より通漁及移住者等の出現を見、漸次之が増加と共に養殖業の有望なるに着眼するものありて、明治四十三年以來咸鏡南道のかき、忠清南道、京畿道のあげまき、全羅南道、慶尙南道ののり、かき、はいがい及もがい等の養殖を企圖する者簇出したるも、氣候、風土を異にする朝鮮に於て、内地式養殖法其の儘を採用したる關係上、所期の成績を擧ぐるに至らずして、其の多くは中途廢業の已むなきに至りたる狀況なりき、然るに之と前後して、本府は地方廳と共に淡水及鹹水に於ける各種養殖試驗を開始し、爾來斯業の改良發達に努めつゝあり。

即ち本府は咸鏡南道高原に於けるさけ、ますの孵化放流、慶尙南道密陽に於けるこい、全羅南道康津及慶尙南道加徳に於けるかき、鎮海に於けるこい等の淡水魚類の養殖試驗を行ふと共に河川、池沼干

潟等の養殖適地利用に關する調査を爲し尙試験の傍各種魚苗の配付を行へり。

又地方廳は咸鏡北道のかき、こい、江原道のます等の人工孵化放流、慶尙北道のこい、慶尙南道、全羅南道ののり、あさり、かき、全羅北道、忠清南道のあげまき、かき、京畿道、黃海道のあげまき、かき、あさり、のり及平安南道のこい、さけ、ます等の養殖試験並に之に關する指導を爲せり。

以上の施設經營は其の實行に於て徹底せざるものありて悉く顯著なる効果を擧ぐるに至らざりしと雖のり及かき養殖に在りては本府、全羅南道及慶尙南道の適切なる指導獎勵に依りて養殖法の改善、養殖區域の擴張、製品の改良と共に著しく産額の増加を見るに至れり。

尙のり、かきの養殖は朝鮮に於て最も普及性大なるべきを見込み之が助長獎勵に付本府は地方費に對し昭和二年度より十箇年間總額四十二萬圓の國庫補助金を交付する計畫を以て、斯業發展の助成に努めつゝあり、今のり及かき養殖に付て之が概要を擧ぐれば左の如し。

一、のり養殖は主として全羅南道並に慶尙南道の二道に行はれ、乾のりの製法を内地向に改良せし以來、著しく其の販路を擴張せられし爲其の原料たるのりの養殖業益々勃興して年々其の産額増進し、

昭和三年には生産高二百九十萬圓に達び、南鮮に於ける重要産業となるに至れり、乾のりの販路は内地を主とし鮮内は勿論、滿洲に至る迄益々其の範圍を擴張せられつゝあり、生産地は全羅南道の莞島、光陽、長興、高興、康津、海南、麗水、珍島の八郡及慶尙南道の河東、東萊の二郡なり。

二、かき養殖の咸鏡北道竝に全羅南道地方に行はるゝものは何れも粗放的にして、咸鏡北道永興灣及咸鏡南道黃魚浦に於ては常時水面下に養殖せられ、全羅南道海倉灣及蟾津江口に於ては内地と同様干潟地を利用せり、慶尙南道加德灣及辰橋灣附近に於ては集約的養殖法を爲すものあるも未だ規模小にして大量的生産を見ず、然れども前記の如く斯業奨勵の爲昭和二年度より國庫補助金を交付し居るを以て其の勃興も近きに期せらるべし。

以上各種養殖業の昭和三年に於ける従業者人員約六萬七千人、養殖水面積約二千十八萬坪、收穫高約八十四萬六千貫價額三百三十二萬八千餘圓に達し、近時内鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるは欣ぶべき現象なり。

尙朝鮮には干潟、淺海其他池沼、堤堰等到處養殖に利用し得べき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり、又水源の涵養、河川の修築、山野、干潟地の開墾、灌漑用貯水池の増設、交通の發達都會の繁榮及生活の向上等文化の進展に伴ひ益々斯業發達を促進せしむるは疑なき所なるを以て將來適當の施設を爲し、之が發展に努むるに於ては其の收穫高現在の數十倍に達せしむるは蓋し難からざるべし。

第四章 製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除きては、大概其の規模小に製品の種類も亦めんたい、たら、いわし、たこ、えい、ふか、いかなご、あわび、わかめ、のりの素乾品、ぐち、にべの鹽乾品、ぐち、たちのうお、にしん、たら、にべ、めんたい卵の鹽藏品、ゑびの鹽辛等主として鮮内向のものに屬し、且品質粗雜にして見るに足るもの少かりき、然るに内地漁民の移住増加に伴ひ、逐年製品の種類産額を増し煮乾いわし、乾のり、ふかびれ、するめ、乾えび、めいぼう、かいさん、開たら、鹽さは、鹽ぐち、たんさい、乾かき、乾いかなご、かいばしら、さざえ、さば、うなぎ、かに(たらば、ずわい、けがに)あわび、罐詰等魚糧其の他の水産肥料、いわし油等主に輸移出向のものを製出するに至れり、一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初めとし、續いて連年たいらぎ、いか、いがい、ほつきかいこえび、魚鰾、支那向鹽魚並に鹽乾魚、米國向鹽さは、めんたい卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、あわび及なまこに付歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降各種の傳習、講習を、又大正四年以降各種の試験を行ひたり、即ち京畿道の乾えび、平安北道のしらうお其の他の罐詰、黃海道のからすみ、平安南道及忠清南道の乾ぐち、全羅北道の鹽ぐち、慶尙南道及全羅南道の乾のり、江原道の開めんたい、咸鏡南道の鹽めんたい

卵及めんたい肝油、咸鏡北道の乾わかめ等各種製造試験竝に之に關する指導を爲せり、又大正三年海藻検査規則を發布し、當時輸移出水産物中の重要品として産額多きに拘はらず、製法不良の爲め品質を損じて弊價地に墜ちたるてんぐさ、ふのり、ぎんなんそう、さくらそう、いぎす、えこの六種に付品質検査を勵行して其の改善を圖り、續いて移出向水産肥料及輸出向かいさん、乾あわび等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水産製品検査規則を發布し、食用品中かいさん十九種、海藻中てんぐさ外六種竝に各種肥料等、主なる輸移出品に付税關をして検査を行はしむることとし、亞で大正九年六月検査品目を追加し包装重量等に關する規定を改正し、大正十三年十二月検査品目中に乾のりを加ふると共に、食用品中新に罐詰外六種に對し等級制を採用し、更に昭和二年四月全部抽出検査に改め乾のりの荷造に小包郵便の途を開き、検査品中乾えび外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に互り改正し、亞で昭和四年五月更に検査規則を改正し近時生産激増に伴ひ漸く粗製濫造の弊を馴致したる鰯油を検査品目に加へ以て製品々位の向上と商取引の便に資せり。

以上各種施設の結果として一般製造業改善の端を開き、特に製品検査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き糊料海藻類、特にてんぐさ、ふのり、ぎんなんそうの如きは調製方法矯正せられ、包装亦漸く整ひて取引先の信用頗る加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、從來荷受者より品傷、目切れ等を口實として被りたる損害を免かれ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正

確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり、検査以外の製品に在りても概して技術進歩の跡あり就中煮乾いわし、かんてん、かまぼこ、ちくわ、さくらぼし、乾のり等は内地品に比し殆ど遜色なし、殊に従來朝鮮人のみ製造したる素乾めんたい、鹽藏めんたい卵及えび、かに（鹽辛）等を内地人製品中に交ふるに至れると共に朝鮮人亦開たら、煮乾いかなご、めいほう、乾のり等の輸移出向品の製造を爲すもの多きを加ふるの趨勢となりたる等頗る面目を一新せり、斯くて朝鮮の水産製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百餘人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの、昭和二年に於ては戸數一萬四千二十四戸、人口四萬九千六百六十四人、製造高四千四百八十八萬餘圓に達し、且一種十萬圓以上の産額あるもの約四十七種の多きを算するの現況となれり、尙今後漁業及養殖業の發達に伴ひ、其の原料豊富となり大市場として隣邦支那を有する等其の前途益々多望なりと謂ふべし。

尙製造上最重要なる鹽の消費狀況を見るに、鮮内には未だ工業頗る幼稚の爲、其の消費は主として食料用に屬するも、其の消費額は最近數個年間に於て多大の増加を來し、大正三年二億斤に過ぎざりしもの、昭和二年には約五億斤に達するの狀勢を示し、其の内漁獲物處理及製造用として四千百十四萬斤を使用す、然るに昭和二年に於ける鮮内の生産高は、官鹽二億五千三百萬斤、在來鹽五千六百萬斤合計三億九百萬斤にして需要量の約六割二歩を充し輸移入高二億六千萬餘斤に達せり、斯くの如きは生

産上看過すべきにあらざるを以て、之が需要量の配給を圖る爲、專賣局に於ては大正九年以降九箇年繼續事業として、二千六百町歩の鹽田擴張の計畫を樹て、既に一千二百四十一町歩を竣成したるも、爾餘の一千三百五十九町歩に對しては、關東地方震災の爲め經費緊縮の結果、事業中止の已むなきに至れり、而して現在官設鹽田總面積は二千四百四十六町歩なり。

第五章 輸 移 出

朝鮮より内地又は支那其他に移輸出せらるる鮮魚及製造品は、近時年々三千萬圓以上の多きに上り主要なる朝鮮貿易品たり、而して鮮魚は從來主として、内地人漁業者の漁獲せしものを仲買人の手に依り漁場に於て買取られ、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接内地に輸送せられたるもの多く、從て其の數量、價額等数字的調査は明瞭を缺くも、其の各開港地を經由したるものに付て見るに、明治四十三年に於て數量二百萬斤、價額十七萬圓、仕向地は内地、支那、露領亞細亞にして、魚種はたい、さば、さわら、ぶり等の數種に過ぎざる狀況に在り、然れども實際は如上開港地を經由せざるもの多きを以て、當時既に相當の移輸出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及鮮人の採取に係る海藻を主とし、其他には肥料あるに止まりて其の輸移出額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一

千八百萬斤、價額八十六萬圓にして而も殆んど其の大部分は移出品にして輸出品は僅かに其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに因り、其の包装頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり、又製品の輸送に付ても朝鮮内地間に定期航路開けず、支那に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり、即ち昭和三年に於ける鮮魚の輸移出數量は七千九百五十六萬斤、價額七百六十三萬圓を算し、之を明治四十三年に比すれば、數量に於て約四十倍、價額に於て約四十五倍の激増にして、朝鮮水産物總輸移出額三千百七十八萬圓に對し二割四分を占め、其の種類の如きも内地向はたい、ぶり、さわら、はも、にしん、あじ、あまたいひらめ等の如き比較的高價品の移出を見、支那向は従來支那密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ふて跡を絶ち、今は内鮮人の手に依りぐち、たら、かながしら、たちのうお、ほうく、ふぐ、にべ、ぼら等の如き安價品の輸出大に増加せり、又製品としては其の種類乾魚、海藻鹽魚、乾貝、肥料、かいさん、罐詰、乾ゑび、沃度灰、めんたい卵等を始め四十餘種、數量約一億六千二百七十七萬斤、價額二千四百十五萬圓にして之を明治四十三年に比すれば價額に於て二十八倍の激増を示せり、而して其の仕向地別輸移出額の割合は内地九割、支那約一割にして其の他露領亞細亞

英領香港等に輸出せられ更に南洋新嘉坡方面、廣東其の他支那方面に再輸出せらるゝを以て該地方も亦將來樞要の仕向地たるに至るべく、露領亞細亞に仕向けらるゝものは主に内鮮移住者の需要に供するに過ぎず、又内地移出品中沃度灰、肥料、海藻、めんたい卵等を除くの外は長崎、神戸、下關、大阪等に於ける貿易商の手を経て更に支那に輸出せらるゝもの少からず、其の價額は詳ならざるも約三百萬圓を下らざるべきを以て、支那輸出總額は五百五十萬圓に達すと謂ふも大過なきが如し、運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て内地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、海上方面は朝鮮郵船株式會社の創立に依り漸次新開の航路加はり其の現在補助命令に屬する朝鮮、上海線（年十八回）朝鮮北支那線（年二十四回）清津、敦賀線（月二回）釜山、浦鹽、關門、大阪線（年三十回）雄基、關門、阪神線（月四回）新義州、阪神線（月四回）釜山、濟州、關門線（月二回）及北陸汽船株式會社の伏木、浦鹽線の清津、城津、元山寄港（年二十回）關東廳及朝鮮總督府の命令航路たる阿波國共同株式會社の芝罘、大連、仁川線（月四回）竝に大阪商船株式會社及朝鮮郵船株式會社の朝鮮、長崎、大連線（月二回）を初め嶋谷汽船會社の朝鮮、北海道、大連線（年二十回）近海郵船株式會社の基隆、大連、仁川、釜山（月二回）の就航を見ると共に之に對應して沿岸航路漸次増加し取引の促進に益する所大なりと共い昔日の如き製品出廻期に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるゝに至れり。

而して水産製品の販路は、現在は勿論將來に於ても地理的關係上之を支那市場に求めざるべからず、然るに従來支那に於ける最大需要地たる中部及南部には全く直通航路なき爲、上海に輸出せんとするものに在りても、一旦長崎又は門司に於て支那航路の船に積換へて輸出せざるべからざるが爲、運送に多大の時日を要するは勿論運賃嵩み荷傷、缺斤、荷爲替取組の困難竝に商機を逸する等甚大なる不便利ありしが、大正十三年度より前述の朝鮮上海間の直通航路開始せられ、製品輸出上多大の便宜を得るに至れりと雖、種々の事情に依り尙之が利用完からざるを遺憾とす。

第六章 試驗調査

大正元年本府水産課に臨時職員として技手二名を配置し、水産試験に關する事務に従事せしめたるを以て本府に於ける水産試験機關特設の嚆矢となす、爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し、以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時其の設備としては、漁撈試験に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試験船一隻を購入し、海岸調査に在りては、大正六年に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては、咸鏡南道高原郡高原にさけ人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹼水養殖場の設置あり、又製造試験に在りては、大正四年度に慶尙北道大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設

け、尙鹽魚貯藏試驗用として仁川、群山、元山の三個所に魚害の設置を爲したるに過ぎず、將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産業の實狀に照して、適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はんとするには、到底此の如き不完全なる組織と設備とを以て之を遂行すること能はざるのみならず、比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み設備、内容共に充實せる、水産試験機關の設置は緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度豫算に於て水産試験場設置の計畫を立て、帝國議會の協賛を経て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、初めて茲に全鮮水産試験の中樞機關たる水産試験場の確立を見るに至れり、依て敷地を釜山絶影島に卜し、約九千坪を得て大正十年度に於ては、漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、同十一年度に於ては、養殖に關する職員及設備を充實し、爾來漁撈部に在りては、漁場調査、めんたい漁業試験、ぐち漁業試験、漁船調査、機械試験、漁具材料調査、製造部に在りては、鹹水冷凍に依る鮮魚貯藏試験、魚肉内臟利用試験、鮮魚清淨試験、網地防腐劑試験、乾めんたい製造試験、冷蔵貨車に依る鮮魚の輸送試験、釣魚餌料の冷蔵に關する試験、鰻處理に關する試験、養殖部に在りては、水棲動植物種の査定及分布調査、重要魚類生活史の研究、池沼堤堰利用養殖試験、干潟地利用養殖試験、養殖適地調査、活魚輸送試験等を施行するの外海洋調査及海洋觀測を行ひつゝあり、又昭和三年度には鎮海に養魚場を新設し、鯉苗を得べき優良親鯉五〇〇尾を内地より移入し、昭和四年度より鮮内各地に鯉苗配付を開始せり、而して是等の試験調査中

漁船試験に於ては、既に全沿岸の調査を完了し、東海岸に就ては其の結果を發表すると共に、之に基きて考案したる延縄・流網に適する改良漁船を建造し實地に試験の結果成績良好なりしを以て漁民の之に倣ふもの尠からず、尙鮮魚貯藏試験に於ては既に相當の成果を收め得たるを以て之が第一報を公刊し、海洋調査及觀測に關しては其の結果に付第一號及第二號を刊行せり、此の外忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、黃海道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の八道には地方費を以て水産試験調査所又は水産試験場を設置し、各地方適切な事項を選び夫々之が調査試験を行ひつゝあり。

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖財源の缺乏、人員の寡少等に依り尙隔靴搔痒の感あるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の狀況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に

於ては一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ひつゝあり、昭和三年度迄に於ける傳習生總數は八千三百名、同修了者七千九百九十八名にして一道平均六百六十六名の多きに達したり、而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業者の中堅たらしむることに努めたる結果概して良好の成績を挙げ、地方に於ける模範漁民として推奨するに足るべきもの尠からず。

水産教育機關としては現在全羅南道麗水港に於ける麗水公立水産學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水産學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩公立水産學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島水産補習學校の四校にして、何れも地方費又は學校費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし、其の修業年限は麗水統營の二校は三箇年其の他は二箇年とす、教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實習時間に重きを置けり、而して創立以來昭和五年度迄の卒業者は五校（昭和二年度廢校せる群山公立水産學校を含む）を合し四百四十六名に達し、内水産業に従事する者百四十七名、官公署及銀行會社等に奉職するもの百九十九名、死亡其の他百名にして、官公署奉職者は主として水産關係勤務者なるを以て、結局卒業生總數の八割は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり、殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鮫鱈網漁業を唱導し、自ら進んで斯業に従事し漁

民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす、又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、従つて水産技術者を要すること甚だ多きを以て、同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして、概して孰れも良好の成績を擧げつゝあるものゝ如し。

第八章 水産團體

第一節 水産會

從來朝鮮一圓を區域とする朝鮮水産組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く舊韓國時代に於ける、内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合會に濫觴し、爾來幾多の變遷を経て大正七年中、之を朝鮮水産組合と改稱し、本部を釜山に置き支部を各道樞要の地に置き以て水産業の改良發達、内鮮人漁業者の遭難救濟、施療、紛議仲裁、漁業出願の代辨、郵便物の取扱、漁業者の移住獎勵等に努力し、其の成績見るべきものありしと雖、漸次漁民の増加するに伴ひ其の地區廣濶に失し、且組合員の自覺に乏しく従て組合財政の基礎薄弱なるのみならず、法令の保護亦十分ならざりし爲其の目的を達成し難き憂ありしを以て、大正十二年一月新に朝鮮水産會令を發布し同年四月一日より之を實施せり、本令に依る水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級とし、本令實施と共に各道一齊に道水産會を設立し、同時に朝鮮水産組合は之を解散し、亞で朝鮮水産會の設立を見るに至れり、

水産會は水産業者の自治的機關たる公共團體にして、政府と當業者との間に介在し、公共の見地より水産業の改良發達を圖るを目的とし、一面國家水産行政の補助機關たるの機能を有するものにして之が健實なる發展は朝鮮に於ける水産業の將來に貢獻する所以なるを認め、従來朝鮮水産組合に補助し來りたる三萬圓(大正十四年度以降は二萬四千圓)を朝鮮水産會に補助し以て其の助長發達を期せり、而して同會は更に各道水産會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し勉めて其の會員の負擔を輕減し、會の着實穩健なる發達を圖り以て所期の目的達成に努めつゝありと雖、設立日尙淺く諸般の施設計畫未だ其の緒に就きたるに過ぎず、成績の特に見るべきもの尠きも、道水産會に在りては漁民の遭難救濟、醫療施藥、漁村調査等は各道一律に之を施行し、其の他更に地方の狀況に鑑み各種の試験調査、水産製品検査、漁獲物共同運搬、水産物共進會、品評會の開催其の他各般の指導獎勵等を爲しつゝあり、又朝鮮水産會に於ても機關雜誌の發行(月刊)、漁業組合理事者の講習、水産物の海外販路調査、又は各種水産統計の作成、其の他水産業の改良發達に關する指導獎勵に當り何れも着々實效を收めつゝあり。

第二節 漁業組合

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は、古來朝鮮の富豪又は兩班に於て之を占有し、高率なる採取料を徴收しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁

場として之を占有せしめ、且其の漁利を永遠に保持する方法を講せしむる必要あり、又漁村の健全なる發達を促進せしむるは、漁民共同の施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年二月漁業令及漁業組合規則を發布し漁業組合に關する規定を設け、爾來之が設立を獎勵せり。

組合の設立漁村の發達は漁業組合の共同施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て之が設置の普及を圖ると共に其の施設事業の指導獎勵に力を致しつゝある所にして、昭和四年度末現在組合數百六十六、組合員數七萬六千六百四十二名（一戸一人計算）に及び、漁業者總戸數の約六割二分に當れり、而して組合の區域は一部特定の漁業者を以て組織するもの及特別の事情を有するものを除くの外、面内の部落の區域を以てせり、組合員數の最多なるは全羅南道莞島郡海苔漁業組合の七千五十二人にして、全羅南道濟州島海女漁業組合の六千九百八十八人に亞ぎ、最少なるは慶尙南道松眞漁業組合の十六人にして、咸鏡南道第一區潜水器漁業組合の二十六人に亞ぐ、其の他は百名乃至三百名のもの多數を占む。

組合の事業 組合の事業としては漁業權を取得し之を組合員に行使せしむるの外漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、漁業用品の共同購入其の他漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、漁船繫留場、魚揚棧橋の築設、養殖場の設置、魚付林の造成、漁獲物處理用貯氷庫及氷藏庫並に倉庫の設置等組合員の漁業に關する各種の事業を施行し、是等の事業は年を追ふて益々多きを加へつゝあ

り、就中漁獲物の共同販賣は魚價の公正を維持し、漁業者の利益を増進する上に於て適切なる事業にして、年來之が獎勵に努めつゝあるの結果近時本事業を實施するもの増加し、昭和四年度現在實施組合數百三十八、其の取扱高一千二百六十九萬一千九百三十八圓に達し最良好なる成績を舉げつゝあり、又漁業資金貸付事業は組合員の窮乏せる經濟狀態に鑑み緊急重要なる施設に屬するも組合現下の財政上未だ一般に普及するに至らざるも、資金積立金或は起債に依り實施するものあるに至れり、而して起債に依り之が實施しつゝある組合は昭和四年度に於て四十五組合、起債額約百四十二萬圓に及び、之が成績は漁業の盛衰、漁獲の豊凶の關係上各組合同一狀態にあらざるも概して順調に運びつゝあり。

組合に對する補助及效果　漁業組合設置の普及と其の共同施設を促進せんが爲、大正十一年度以來國庫補助を開始せり、而して其の方法としては組合の設立普及を圖らんが爲には、新設の場合に於て一組合に付設立費として五百圓、又共同施設の促進に對しては、理事者に其の人を得ざるべからざるを以て其の俸給年額の半額（五百四十圓を限度とす）を三箇年間補助することとせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績に鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し之に代ふるに共同施設費に對し補助することとせるが、補助開始以來昭和三年度迄七箇年間に於ける毎年度の補助豫算額、補助組合數及補助額等別表の如くにして、其の效果としては前述組合事業中の漁業權行使以外の各種事業は其の

大部分近年の施設に係るものにして、何れも補助獎勵に依る結果たらずんばならず。組合の經費 組合の經費は其の享有する漁業權の行使料金、共同設備使用料金、販賣竝に共同購入に依る手数料、補助金、貸付金利子及賦課金等を以て之に充てつゝあり、近時共同販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても増加を見るに至りたりと雖、未だ之を以て多種の施設に要する事業費を支辨するに足らざるのみならず、賦課金の如きは多額の負擔を強ふるは現在組合員經濟狀態の許さざる所なるを以て、今後財政の許す場合更に進んで國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を採ると共に、一面漁業權の附與の如きも單り専用漁業權に止まらず、漁業の性質上若は慣行上漁業組合に免許し支障なきものは可成之を漁業組合に免許して、其の收入財源を與へ以て施設の完璧を期せしむるの要あり。

(別表)

漁業組合補助費豫算額と補助額對照表

年次	種別	既設		新設		經費補助			設立施設		計	摘	要	
		組合	組合	一年目	二年目	三年目	補助	補助	補助					
大正十一年度	豫算額	一七	一五	一七、三〇〇	—	—	—	—	七、五〇〇	—	二四、七〇〇			
	補助額	三	一七	一六、一〇〇	—	—	—	—	八、五〇〇	—	二四、七〇〇			

自大正十四年度
至昭和四年度 漁業組合施設種別補助調

單位圓

施設種別	大正十四年度		昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		計	
	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額		
共同販賣所	四	一、七九七	一四	一〇、〇七四	九	八、三四六	三	七、七三三	一〇	八、五〇〇	五〇	三、五、九三
共同保管倉庫	一五	三、八九一	六	三、四四三	一一	六、五七〇	三	五、六五〇	六	四、四〇〇	四二	二四、二三六
共同運搬船	四	五、一〇〇	二	三、二七五	—	—	四	三、二九〇	一	二二五	一一	二、八八〇
魚揚棧橋	六	三、五〇〇	—	—	三	七二〇	六	三、五七〇	—	七五〇	一六	八、五三〇
鹽藏タンク	三	二一〇	三	一、三〇〇	三	五九五	六	一、九一〇	—	九〇〇	一六	四、九一五
貯氷庫	二	二、六〇〇	二	一、四六〇	—	—	—	—	—	—	三	四、〇六〇
牡蠣養殖場	一	二〇〇	三	一、三三〇	—	—	一	三三〇	—	—	五	一、九一〇
魚付林	一	二〇	二	一九六	—	—	—	—	—	—	三	二六
共同井戸	四	一、三五〇	五	一、二〇〇	二	五四〇	—	—	五	九一〇	一七	五、五八〇
模範漁船漁具	七	五、五五五	一	一、四六五	—	—	一	一、五六〇	二	四、〇〇〇	一〇	一七、〇一一
繫船場	三	一、九八五	一	六五〇	—	—	五	二、三五〇	四	三、五七〇	一三	八、五五五
煮干鮭乾燥機	—	—	—	—	一	一、九二〇	—	—	—	—	一	一、九二〇
共同染網所	—	—	一	四〇	三	八三五	—	—	二	三六〇	九	一、三三〇
製品検査所	—	—	—	—	二	五〇〇	—	—	—	—	一	五〇〇
鮮魚處理場	一	二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一、〇五〇

合	同	漁	改	石	漁	明	明	共	漁	漁	鮭
製	獲	首	良	船	太	太	同	同	業	船	人
造	物	魚	試	曳	魚	魚	宿	宿	用	避	工
場	共	製	驗	揚	濱	同	泊	泊	製	難	躰
計	場	造	造	器	池	德	所	所	繩	設	化
									機	備	場
四	一	一									
二六、七八六	二五	二五〇									
元											
二四、八三〇											
五											
二二、三〇六									五〇〇	一、〇〇〇	三〇〇
五											
二九、九九三				二	二	一	一	一	一五〇		
元	三			二二〇	七五〇	二七五	一、〇〇〇	一五〇			
二七、一五五	一、二〇〇										
二七	三	一		三	三	三	二	一		二	一
一三、一〇〇	一、二〇〇	一五		四六〇	八五〇	一、五五〇	二、〇〇〇	一五〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三〇〇

附 表

第一表 水産業生産高、戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

年次	生産		生産高		水産業者戸數	指數	水産業者人口	指數	水産業者用船舶	指數
	數量	指數	金額	指數	戶數		人口		隻數	
明治四十四年	5,200,000 5,200,000	100	2,400,000 2,400,000	100	21,000	100	210,000	100	12,000	100
大正元年	5,100,000 5,100,000	98	2,300,000 2,300,000	96	20,500	98	205,000	98	11,800	98
同 二年	5,500,000 5,500,000	106	2,500,000 2,500,000	104	21,500	102	215,000	102	12,200	102
同 三年	5,800,000 5,800,000	112	2,600,000 2,600,000	108	22,000	105	220,000	105	12,500	104
同 四年	6,000,000 6,000,000	115	2,700,000 2,700,000	113	22,500	107	225,000	107	12,800	107
同 五年	6,200,000 6,200,000	119	2,800,000 2,800,000	117	23,000	110	230,000	110	13,000	110
同 六年	6,500,000 6,500,000	125	2,900,000 2,900,000	121	23,500	112	235,000	112	13,200	111
同 七年	6,800,000 6,800,000	131	3,000,000 3,000,000	125	24,000	114	240,000	114	13,500	113
同 八年	7,000,000 7,000,000	135	3,100,000 3,100,000	129	24,500	116	245,000	116	13,800	115
同 九年	7,200,000 7,200,000	139	3,200,000 3,200,000	133	25,000	118	250,000	118	14,000	116
同 十年	7,500,000 7,500,000	144	3,300,000 3,300,000	137	25,500	120	255,000	120	14,200	117
同 十一年	7,800,000 7,800,000	150	3,400,000 3,400,000	141	26,000	122	260,000	122	14,500	118
同 十二年	8,000,000 8,000,000	154	3,500,000 3,500,000	145	26,500	124	265,000	124	14,800	119

單位

年次	生産高				水産業者戸数	指数	水産業者人口	指数	水産業者用船舶	指数
	量	指数	金額	指数						
大正十三年	一七、七九九 <small>千貫</small>	一〇三	八三、七三〇 <small>千円</small>	八八三	一〇五、七五五 <small>戸</small>	一〇四	四〇、三〇一 <small>人</small>	一七	一〇、六〇六 <small>隻</small>	一〇〇
同十四年	一七、三六三	一〇二	八三、六六一	八八〇	一〇八、六四〇	一〇七	四三、三三九	一八〇	一〇、六〇一	一〇〇
昭和元年	一五、八九〇	七五	八九、四四〇	九四九	一一三、一八三	一五	四七、六六九	一九二	一〇、五七〇	一〇〇
同二年	一五、四九八	七〇	一〇六、八六六	一、二五五	一一九、八八八	一六七	四七、七三三	一九九	一〇、四四六	一〇〇
同三年	一七、一四三	一〇四	一四、三三〇	一、二二三	一二九、五五六	一七九	五三、五五五	二四〇	一〇、五九七	一〇〇

備考 一、本表は漁業(差船を含む)製造を合算したる生産高、戸口数、船舶数なり。

二、本表生産高の数量は千貫、金額は千円を單位とせり。

第二表 漁獲高、漁業者戸口、漁船数表 (本府統計年報に據る)

年次	漁獲高				漁業者戸数	指数	漁業者人口	指数	漁船数	指数
	量	指数	金額	指数						
明治四十三年	一七、六九五 <small>千貫</small>	一〇〇	八、二二三 <small>千円</small>	一〇〇	九三、五五五 <small>戸</small>	一〇〇	一、一〇九 <small>人</small>	一〇〇	一六、七〇九 <small>隻</small>	一〇〇
同四十四年	一七、四四〇	一〇〇	六、七三三	一〇〇	九三、九七五	一〇〇	一、〇九三	一〇〇	一六、〇〇四	一〇〇
大正元年	一三、六四〇	一三三	八、四四六	一三〇	五三、七九一	八五	一、三、四四三	八九	一三、八八四	一〇〇
同二年	一四、三三三	一三三	一一、五二二	一七〇	五三、八六六	八五	一、三、〇七七	一〇〇	一七、四〇一	一〇〇
同三年	一五、二〇三	一三九	一三、五二〇	一七六	六六、六六四	一〇〇	一、三、九七一	一三三	一〇、〇〇四	一〇〇

同	四	年	餘	八七、六三三	四、五七	一、三、三三	一九六	七、八六	二九	二五、二六八	一九九	三、九九	一、五
同	五	年	餘	七、〇七	一、九、九三	三、〇	七、四七	三、〇	二、七、八六	二、四	二、八六	三、〇、九二	一、〇
同	六	年	餘	六、五、五	三、〇、九二	三、〇	〇、〇、六六	二、三	三、六、四三	二、五	三、三、四四	三、三、四四	一、七二
同	七	年	餘	九、三、三三	三、〇、八二	四、六	九、二二	二、六	三、九、〇四	二、六	三、〇、四四	二、六	二、八
同	八	年	餘	一、〇、六	四、〇、四	四、六	七、三三	二、三	三、七、〇九	二、三	三、七、〇九	二、三	三、六、四二
同	九	年	餘	一、〇、三、三	三、六、二	三、六	七、八二	三、三	三、九、六九	三、三	三、九、六九	二、七〇	三、六、四三
同	十	年	餘	一、七、七	四、四、九	四、九	七、五五	三、六	三、四、七〇	二、七	三、七、五二	二、七	三、六、四三
同	十	一	年	一、〇、七、七	四、七、五	七、三	八、七九	三、五	三、六、七九	三、五	三、六、七九	二、九	三、七、〇九
同	十	二	年	一、四、七、一	五、七、三	六、五	八、八〇	二、五	三、〇、三三	二、五	三、〇、三三	二、九〇	三、六、四三
同	十	三	年	一、四、七、七	五、一、九	七、九	九、九	二、五	三、六、七九	二、五	三、六、七九	二、八	三、三、四三
同	十	四	年	一、四、〇、〇	五、一、五	七、〇	九、〇三	二、五	三、六、六	二、五	三、六、六	二、八	三、三、四三
昭	和	元	年	一、六、四、五	五、七、四	九、四	九、〇六	二、七	三、六、六	二、七	三、六、六	二、九	三、三、四三
同	二	年	一、三、一、四	六、〇、三	八、二	一、〇、〇	一、〇、〇	二、七	三、九、一三	二、七	三、九、一三	二、九	三、三、四三
同	三	年	一、三、六、三	六、二、二	九、七	一、九、五	一、〇、九	二、九	四、三、七	二、九	四、三、七	三、〇	三、三、四三

備考 一、漁業者戸数及人口は漁撈及遊漁業者なり。

二、明治四十三年の漁獲高数量及漁業者人口は統計の據るべきものを以て掲記せず從て指數の算定は四十四年を基礎とせり。

三、本表漁獲高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり。

第三表 製造高、製造業者戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

附 表

年 區 分	製 造		高		製造者戸數	指數	製造者人口	指數	製造及運搬船	指數
	數	量	指數	價						
明治四十四年	八,五二一	100	三,五〇〇	100	10,044	100	三〇,八四八	100	1,273	100
大正元年	八,五二一	100	三,五〇〇	100	10,044	100	三〇,八四八	100	1,273	100
同 二 年	一〇,九七九	127	三,四〇〇	97	10,103	100	三〇,〇〇九	97	1,283	100
同 三 年	一〇,一三三	117	三,四〇〇	97	10,313	101	三〇,八七二	100	1,283	100
同 四 年	一一,七五七	137	三,四〇〇	97	10,333	101	三〇,一〇〇	93	1,283	100
同 五 年	一六,七〇〇	194	三,四〇〇	97	10,933	109	三〇,八四四	100	1,283	100
同 六 年	一六,〇〇六	183	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 七 年	一六,六〇〇	191	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 八 年	一六,四〇〇	188	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,七六六	100	1,283	100
同 九 年	一八,一〇〇	208	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 十 年	一八,〇〇〇	207	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 十 一 年	一七,一〇〇	194	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 十 二 年	一七,一〇〇	194	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 十 三 年	一六,六〇〇	188	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 十 四 年	一六,〇〇〇	183	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
昭和元年	一五,九二一	182	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 二 年	一四,八〇〇	167	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100
同 三 年	一四,〇〇〇	157	三,四〇〇	97	11,333	113	三〇,四四四	98	1,283	100

備考 一、製造用船及運搬船は従来の統計資料にて區別し難きを以て一括計上せり。

二、本表製造高の數量は千貫、價額は千圓を單位とせり。

第四表 種類別漁獲高累年比較表 (本府統計年報に據る)

種類別	年次		明治十四年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	昭和元年	二年	三年
	数量	価額																		
さば	数量	価額	三、五七六 千石	一、七五七 千石	二、四八四 千石	六、六六六 千石	七、七三三 千石	五、七〇五 千石	八、四四三 千石	三、四四二 千石	二、八四四 千石	三、七四五 千石	二、四七四 千石	六、〇九六 千石	七、三三三 千石	一、四四三 千石	三、五二二 千石	二、三三三 千石	二、四八四 千石	三、五七六 千石
いわし	数量	価額	二、五二四	四、七三三	六、〇三二	四、〇三二	一、九三三	二、〇三二	二、七三三	四、〇三二	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三
めんたい	数量	価額	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二	三、〇三二
ぐち	数量	価額	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
さわら	数量	価額	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
たら	数量	価額	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
にしん	数量	価額	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
たい	数量	価額	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二

附 表

五

附 表

種類別	え		ま		ま		す		つ		ま		す		つ		ま		す		つ		年次		
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額			
う																							十	明	
に																								四	治
か																								十	大
ぢ																								四	元
め																								年	正
こ																								二	同
ん																								年	三
ぶ																								同	三
つ																								年	四
ま																								同	四
な																								年	五
お																								同	五
が																								年	六
い																								同	六
ら																								年	七
す																								同	七
つ																								年	八
ぼ																								同	八
ん																								年	九
す																								同	九
つ																								年	十
ば																								同	十
ん																								年	十
す																								同	一
つ																								年	一
ば																								同	二
ん																								年	二
す																								同	三
つ																								年	三
ば																								同	四
ん																								年	四
す																								同	五
つ																								年	五
ば																								同	六
ん																								年	六
す																								同	七
つ																								年	七
ば																								同	八
ん																								年	八
す																								同	九
つ																								年	九
ば																								同	十
ん																								年	十
す																								同	一
つ																								年	一
ば																								同	二
ん																								年	二
す																								同	三
つ																								年	三

		品類										品類							
		あわび					たのさい					た		ぐち					
		さば		あわび		たいらぎ		いかなご		たのさい		かいしん		いわし		た		ぐち	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
11	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11
12	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12
13	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13
14	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14
15	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15
16	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
17	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17
18	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
19	19	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19
20	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
21	21	1	21	1	21	1	21	1	21	1	21	1	21	1	21	1	21	1	21
22	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22
23	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23
24	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24
25	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25
26	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26
27	27	1	27	1	27	1	27	1	27	1	27	1	27	1	27	1	27	1	27
28	28	1	28	1	28	1	28	1	28	1	28	1	28	1	28	1	28	1	28
29	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29
30	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30
31	31	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31
32	32	1	32	1	32	1	32	1	32	1	32	1	32	1	32	1	32	1	32
33	33	1	33	1	33	1	33	1	33	1	33	1	33	1	33	1	33	1	33
34	34	1	34	1	34	1	34	1	34	1	34	1	34	1	34	1	34	1	34
35	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35
36	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36
37	37	1	37	1	37	1	37	1	37	1	37	1	37	1	37	1	37	1	37
38	38	1	38	1	38	1	38	1	38	1	38	1	38	1	38	1	38	1	38
39	39	1	39	1	39	1	39	1	39	1	39	1	39	1	39	1	39	1	39
40	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40
41	41	1	41	1	41	1	41	1	41	1	41	1	41	1	41	1	41	1	41
42	42	1	42	1	42	1	42	1	42	1	42	1	42	1	42	1	42	1	42
43	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43
44	44	1	44	1	44	1	44	1	44	1	44	1	44	1	44	1	44	1	44
45	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45
46	46	1	46	1	46	1	46	1	46	1	46	1	46	1	46	1	46	1	46
47	47	1	47	1	47	1	47	1	47	1	47	1	47	1	47	1	47	1	47
48	48	1	48	1	48	1	48	1	48	1	48	1	48	1	48	1	48	1	48
49	49	1	49	1	49	1	49	1	49	1	49	1	49	1	49	1	49	1	49
50	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50

附
表

種 類	年 次	雑穀 品 〔かまぼこ〕				其の 他		總 計
		くじら		かまぼこ		數量	價額	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	
	明治四十四年	千石	一	—	—	八、五二	二、五九	
	大正元年	千石	—	—	—	四、六三	四、六三	
	二年	千石	—	—	—	二、八九	二、八九	
	三年	千石	—	—	—	四、〇八	四、〇八	
	四年	千石	—	—	—	七、五九	七、五九	
	五年	千石	—	—	—	六、七五	六、七五	
	六年	千石	—	—	—	二、〇〇	二、〇〇	
	七年	千石	—	—	—	三、八三	三、八三	
	八年	千石	—	—	—	六、四〇	六、四〇	
	九年	千石	—	—	—	一、〇〇	一、〇〇	
	十年	千石	—	—	—	三、〇六	三、〇六	
	十一年	千石	—	—	—	五、〇三	五、〇三	
	十二年	千石	—	—	—	三、六三	三、六三	
	十三年	千石	—	—	—	三、〇二	三、〇二	
	十四年	千石	—	—	—	四、九二	四、九二	
	昭和元年	千石	—	—	—	三、〇〇	三、〇〇	
	二年	千石	—	—	—	七、二二	七、二二	
	三年	千石	—	—	—	三、九二	三、九二	
	四年	千石	—	—	—	七、五九	七、五九	
	五年	千石	—	—	—	四、〇〇	四、〇〇	
	六年	千石	—	—	—	七、七六	七、七六	
	七年	千石	—	—	—	二、四二	二、四二	

備考 一、あみの生産高は大正七年以前に於てはあびの生産額中に一括せるを以て其の數量價額不明なり、依つて本表には大正八年分より掲記せり
 二、本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず。

第六表 種類別養殖高累年比較表 (本府統計年報に據る)

種 類	年 次	かき		はいがい	
		數量	價額	數量	價額
		千石	千圓	千石	千圓
	大正七年	三、五五	四、八七	—	—
	同 八年	四、八八	五、三三	—	—
	同 九年	六、〇三	二八、〇七	—	—
	同 十年	五、七五	五、八三	—	—
	同 十一年	三、七五	四、六三	—	—
	同 十二年	三、五五	五、四〇	—	—
	同 十三年	二、八〇	六、二〇	—	—
	同 十四年	四、四三	一八、四四	—	—
	昭和元年	三、三三	三、九七	—	—
	昭和二年	五、七五	二八、二〇	—	—
	昭和三年	五、七五	三、〇〇	—	—

種 類 別	年 次							
	大正七年		同 八年		同 九年		同 十年	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
す っ ぽ ん	10	100	10	100	10	100	10	100
あ わ び	10	100	10	100	10	100	10	100
う な き	10	100	10	100	10	100	10	100
其 の 他	10	100	10	100	10	100	10	100
總 計	40	400	40	400	40	400	40	400

備考 一、養殖業に關しては大正六年以前に於ては統計の據るべきものなきを以て大正七年以後の分を掲記せり。
 二、べにます、あわび、もがい等の養殖事業を營むものあるも收穫なきを以て本表に掲記せず。

第七表 漁獲高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道 名	年 次	数量		價額	
		千貫	百貫	千貫	百貫
京 畿 道	明治十四年	1,468	146	1,468	146
	大正元年	1,557	155	1,557	155
	二年	1,455	145	1,455	145
	三年	1,436	143	1,436	143
	四年	1,433	143	1,433	143
	五年	1,586	158	1,586	158
	六年	1,564	156	1,564	156
	七年	1,504	150	1,504	150
	八年	1,566	156	1,566	156
	九年	1,037	103	1,037	103
	十年	1,045	104	1,045	104
	十一年	1,218	121	1,218	121
	十二年	1,336	133	1,336	133
	十三年	1,318	131	1,318	131
十四年	1,481	148	1,481	148	
元昭和	1,368	136	1,368	136	
昭和二年	1,267	126	1,267	126	
昭和三年	1,833	183	1,833	183	

	江原道		平安北道		平安南道		黃海道		慶尙南道		慶尙北道		全羅南道		全羅北道		忠清南道		忠清北道		
	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	
附 表	二七	鯨二頭 鯨四頭 鯨三頭 鯨一頭	二六八	二二〇 二二二 二二二 二二二	一〇〇	七五三	二六	二六	三三	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
	八四八	鯨三頭 鯨一頭 鯨一頭 鯨一頭	六五五	二五〇 二五〇 二五〇 二五〇	一〇九	一〇九	二二	二二	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
	七八四	鯨六頭 鯨五頭 鯨四頭 鯨三頭	五八三	七九七 七九七 七九七 七九七	一〇	一〇	二五	二五	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
	七三	鯨七頭 鯨三頭 鯨三頭 鯨一頭	八三	四九 四九 四九 四九	三	三	九三	九三	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
	八三	鯨三頭 鯨三頭 鯨一頭 鯨一頭	一〇九三	四九 四九 四九 四九	一〇	一〇	二五	二五	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
	一四四六	鯨四頭 鯨四頭 鯨一頭 鯨一頭	一四四六	八八 八八 八八 八八	一	一	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	一五四二	鯨六頭 鯨六頭 鯨一頭 鯨一頭	一五四二	八五 八五 八五 八五	一	一	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、二〇	六、四 六、四 六、四 六、四	一八九三	一、四〇 一、四〇 一、四〇 一、四〇	二	二	七九	七九	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
	一八九三	六、六 六、六 六、六 六、六	二、一六三	一、五七 一、五七 一、五七 一、五七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	二、五九	一〇、三 一〇、三 一〇、三 一〇、三	二、五九	二、二七 二、二七 二、二七 二、二七	二	二	九六	九六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

道名	年次	成鏡南道		成鏡北道		總計
		數量	價額	數量	價額	
道名	十四年	二、六千	二、六	二、二	一、四	六、七
	元年	三、六千	三、六	一、二	一、一	八、四
	二年	三、六千	三、六	一、二	一、一	二、五
	三年	四、三	四、三	一、九	一、八	二、〇
	四年	六、六	六、六	一、六	一、六	一、三
	五年	三、九	三、九	七、〇	七、〇	二、九
	六年	二、八	二、八	一、九	一、三	二、〇
	七年	四、三	四、三	二、四	一、五	三、八
	八年	二、七	二、七	六、〇	六、〇	四、八
	九年	一、八	一、八	七、五	七、五	三、九
	十年	一、八	一、八	四、七	四、七	四、九
	十一年	一、三	一、三	四、六	四、六	四、七
	十二年	一、七	一、七	五、三	五、三	五、七
	十三年	一、五	一、五	四、四	四、四	五、九
	十四年	一、六	一、六	三、九	三、九	五、五
	元昭和	三、〇	三、〇	四、三	四、三	五、三
二昭和	二、四	二、四	五、四	五、四	六、〇	
三昭和	三、〇	三、〇	四、九	四、九	六、一	

備考 本表は千位未満の端數を切捨て掲記したるを以て總計と一致せず。

第八表 製造高道別累年比較表 (本府統計年報に據る)

道名	年次	京畿道		忠清南道		全羅北道	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
道名	十四年	八千	七、八	一、七	一、七	二、三	二、三
	元年	七、七	七、七	二、四	二、四	二、三	二、三
	二年	九、六	九、六	一、一	一、一	二、二	二、二
	三年	八、四	八、四	二、五	二、五	二、三	二、三
	四年	六、七	六、七	三、四	三、四	一、七	一、七
	五年	五、九	五、九	三、六	三、六	二、五	二、五
	六年	五、九	五、九	二、八	二、八	二、九	二、九
	七年	八、七	八、七	四、九	四、九	二、六	二、六
	八年	五、三	五、三	五、三	五、三	二、三	二、三
	九年	五、〇	五、〇	四、五	四、五	三、一	三、一
	十年	四、三	四、三	四、六	四、六	三、三	三、三
	十一年	四、三	四、三	四、九	四、九	三、五	三、五
	十二年	四、〇	四、〇	四、九	四、九	二、六	二、六
	十三年	三、四	三、四	三、三	三、三	四、六	四、六
	十四年	二、九	二、九	四、九	四、九	三、六	三、六
	元昭和	三、二	三、二	三、八	三、八	三、五	三、五
二昭和	三、〇	三、〇	四、九	四、九	四、九	四、九	
三昭和	四、〇	四、〇	六、〇	六、〇	五、九	五、九	

昭和三年	昭和二年	昭和元年	昭和三年		昭和二年		昭和元年	
			價額	數量	價額	數量	價額	數量
七、九四〇	八、五五〇	六、四四〇	四〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	
二四〇	五〇〇	四八〇	四、五〇〇	五〇〇	五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
六、四六三、九八二、九五四	一、〇〇〇、七二〇、八八〇	九、二二六、二四五	三〇三、七三三、四四三	一、三三三、一九〇	一、四〇〇、九七七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
二、六三〇	四八〇	三、〇七九	九、五〇〇	五、三三五	四、三、七〇〇	四、一、五〇〇	四、一、五〇〇	
二七、六〇〇	七、〇〇、三九七	三、〇、九三三	四、二、八七	三、〇、七四七	三、三、五〇〇	三、三、五〇〇	三、三、五〇〇	
—	—	二、一、五	三、九、五〇〇	二、三、五〇〇	二、三、五〇〇	二、三、五〇〇	二、三、五〇〇	
五、〇〇〇	二、七〇〇	一、八〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
—	—	—	—	—	—	—	—	
二、六	七	二、四	二、三、七〇〇	二、三、七〇〇	二、三、七〇〇	二、三、七〇〇	二、三、七〇〇	
五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、四、一九六	一、四、一九六	一、四、一九六	一、四、一九六	一、四、一九六	
九、一六三	八、四六三	八、四六三	二、五、二、四二	二、五、二、四二	二、五、二、四二	二、五、二、四二	二、五、二、四二	
三、三、八、八六三	三、三、八、八六三	三、三、八、八六三	—	—	—	—	—	

備考 養殖業に關しては大正六年以前は統計の據るべきものを以て大正七年以後の分を掲記せり。

第十表 漁業別漁獲高表 (本府統計年報に據る)

漁業種類	船數人員漁獲高		船	數	人	員	漁	獲	高
	船數	人員							
抄網類漁業	—	—	—	一、九八五	—	—	—	—	四、九六七
刺網類漁業	—	—	—	九、九〇七	—	—	—	—	一一、五一九、一三四
建網類漁業	—	—	—	一五、七二五	—	—	—	—	一五、六四二、四六九
曳網類漁業	—	—	—	七、五七七	—	—	—	—	一二、五五〇、七七六
旋網類漁業	—	—	—	三、三七五	—	—	—	—	九、〇五七、四二四
掩網類漁業	—	—	—	三一二	—	—	—	—	一、一五一、九八一
敷網類漁業	—	—	—	六九一	—	—	—	—	三、二、五一七
延繩類漁業	—	—	—	一三、三〇七	—	—	—	—	五、八六〇、二六五

附 表

附 表

漁業種類	船數人員漁獲高	
	船 數	人 員
一本釣類 漁業	五、三九五 <small>隻</small>	一八、四九五 <small>人</small>
雜漁具類 漁業	一二、八六三	二〇一、三九六
計	七一、一三九	四七五、〇三一
		漁 獲 高
		一、四八三、四一 <small>円</small>
		八、四一二、八八七
		六六、一一四、〇五二

第十一表 漁船累年比較表 (本府統計年報に據る)

船型別	年 別	
	日本型	朝鮮型
計	一六、七〇九	一、
明治三年	三、〇五 <small>隻</small>	一、
同四年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同五年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同六年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同七年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同八年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同九年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同十年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同十一年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同十二年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同十三年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
同十四年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
元昭	三、〇三 <small>隻</small>	一、
昭和元年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
昭和二年	三、〇三 <small>隻</small>	一、
昭和三年	三、〇三 <small>隻</small>	一、

備考 明治四十三年は船型別統計の據るべきものを以て合計のみを掲記せり。

第十二表 仕向地別鮮魚輸出額累年比較表 (本府貿易年報に據る)

仕向地別	年次	支那		露亞細亞		内地		計
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	
明治十三年	四十三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
明治十四年	四十四	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
大正元年	一	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同二年	二	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同三年	三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同四年	四	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同五年	五	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同六年	六	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同七年	七	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同八年	八	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同九年	九	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十年	十	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十一年	十一	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十二年	十二	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十三年	十三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十四年	十四	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
昭和元年	一	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
昭和二年	二	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
昭和三年	三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000

備考 大正七年以後輸出額の激増せるは從來の漁場よりする直接輸出取締を勵行したるに由る

第十三表 仕向地別水産製品輸出額累年比較表 (本府貿易年報に據る)

仕向地別	年次	支那		露亞細亞		内地		計
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	
明治十三年	四十三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
明治十四年	四十四	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
大正元年	一	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同二年	二	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同三年	三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同四年	四	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同五年	五	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同六年	六	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同七年	七	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同八年	八	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同九年	九	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十年	十	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十一年	十一	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十二年	十二	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十三年	十三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
同十四年	十四	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
昭和元年	一	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
昭和二年	二	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000
昭和三年	三	1,815,000	1,815,000	1,330,000	1,330,000	1,700,000	1,700,000	4,845,000

여 백

第十四表 漁業處分件數累年比較表 (本府統計年報に據る)

種別	區分	年次	免許			許可			届出			合計		
			内地人	朝鮮人	計	内地人	朝鮮人	計	内地人	朝鮮人	計	内地人	朝鮮人	計
		明治十三年	二六八	三九	五四一	六四	二七	八一九	一、六五四	五、一六六	六、八三三	二、四七四	五、七四〇	八、二一四
		同十四年	三二二	八〇七	二九	七四八	四三七	一、一七五	三、五九六	四、七〇〇	八、二九六	二、四七四	五、九三四	一〇、六二八
		大正元年	四四七	五五二	二四	一、〇三〇	七七〇	二、三三七	三、四三三	三、八一九	七、七三三	四、六七七	五、九六八	一〇、六五九
		同二年	四五二	一、四九九	三九	一、七三三	二、〇九九	三、二二一	二、二六三	六、〇〇三	九、〇六六	三、六〇〇	一〇、四二一	一四、四〇〇
		同三年	一八五	五九九	三三	八二六	一、二一〇	二、四〇六	二、二八一	六、七二八	九、五五九	四、一六六	八、六二二	一二、七六一
		同四年	四七	一三三	一	三〇〇	一、〇九九	二、〇七二	二、七七一	六、七七七	九、四四四	三、八三三	七、九二二	一一、七五五
		同五年	五七	三四	一	二八三	一、三三三	三、三三六	三、七七一	九、四三七	一二、六八八	四、五四一	一一、六八四	一六、三三六
		同六年	九五	三二	二	四八	一、四三〇	三、七九二	三、三三三	一〇、七三三	一四、一六六	四、九三三	一二、四六六	一八、三八三
		同七年	二六三	九八一	二	一、二八七	二、五五〇	七、五九九	一、八九	一〇、七三三	二二、〇〇一	四、九三三	一五、九三三	二〇、八二七
		同八年	五八	一、〇三三	三六	一、五八八	二、四三三	七、六四四	一、六六七	一一、三六一	二二、〇八〇	四、六八八	一七、五四四	二三、二四〇
		同九年	九五	四八	九	五三	二、六九〇	七、七七七	二、四三三	七、四五五	九、九八八	五、二七七	二、九二二	一八、三三七
		同十年	一四〇	二八七	八	四三	三、三三三	八、七五〇	一、五九九	九、一三三	二〇、六九二	五、〇三三	一四、八七七	一九、八七七
		同十一年	三三	四六	一五	七三	二、八〇〇	八、八七六	一、三三三	一一、〇七二	二二、〇七二	四、三三三	八、四九九	三、八七七
		同十二年	一六	六二	九九	八八	三、〇五五	九、〇七三	一、六七八	一〇、七五二	二四、三六八	四、九〇三	一九、三四四	二四、三四六
		同十三年	一七九	六六	三三	八〇	二、八九九	九、八七七	九、五五	一四、四三七	二五、四三三	三、九三三	二二、五〇〇	二六、四一九
		同十四年	一〇〇	五九五	二六	七四二	二、七五五	八、三二一	九、三二一	一五、六七三	一六、四三三	三、七〇五	三、七〇五	二六、四三三
		昭和元年	一九	五〇	二	七三	三、九三三	一〇、三六〇	一、四三三	一五、一五五	一六、六六六	四、七三三	一三、三三三	二六、四三三
		同二年	一八	六〇	三	八〇	三、二六六	一〇、三六〇	一、四三三	一五、一五五	一六、六六六	四、七三三	一三、三三三	二六、四三三
		同三年	一四三	六四三	三	八五	三、二六六	一〇、三六〇	一、四三三	一五、一五五	一六、六六六	四、七三三	一三、三三三	二六、四三三

附 表

第十五表

漁業組合設立狀況表

(本表の數字は各當該年十二月末日現在組合數を示す)

道 名	設立の年																					
	元大	年正	二同	年三	同四	年五	同六	年七	同八	年九	同十	年十一	同十二	年十三	同十四	年元	昭和	年二	同三	年		
京 畿 道	1																					
忠 清 北 道																						
忠 清 南 道																						
全 羅 北 道																						
全 羅 南 道																						
慶 尙 北 道																						
慶 尙 南 道																						
黃 海 道																						
平 安 南 道																						
平 安 北 道																						
江 原 道																						
咸 鏡 南 道																						
咸 鏡 北 道																						
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第十六表

地方費水産事業費累年比較表

(地方費豫算に據る)

道名	次	明治十四年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	昭和元年	二年	三年
京畿道		三、八四〇	五、二〇六	六、四三三	四、八三三	四、七〇〇	五、三九九	四、九六四	四、三六四	四、一三七	七、三三二	七、四〇〇	七、四四〇	八、二九七	八、六九二	六、七〇二	二、七七一	一、〇四七	五、九七〇
忠清南道		一、六〇〇	二、七四四	二、六八〇	五、五三三	六、三六六	六、八六六	七、一〇〇	六、四〇〇	六、三三三	一、〇〇〇	七、四三三	一、六〇九	二、二五六	二、四三三	三、九三三	一〇、九三三	五、一六九	四、八九三
全羅北道		九〇八	二、五五五	八九五	四、七六〇	四、八四四	四、四三三	四、六四四	四、六三三	四、六三三	五、七三三	六、四四四	三、三四〇	三、五五五	一〇、三四六	二、七〇四	二、七六九	三、三〇〇	二、六三〇
全羅南道		九八三	一、七、四六	九、六三	一九、二六三	一九、九四四	三、〇三三	三、五〇三	三、三六三	二、三三三	三、九六九	五、三三三	八、六〇〇	九、六〇〇	一〇、〇〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、六三〇	二、六三〇
慶尙北道		一、四四四	一、五〇〇	一、八〇〇	八、七三三	四、六八八	六、四三三	六、七四四	六、七三三	六、七三三	一、七四〇	八、五五五	四、三三三	三、七五五	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇
慶尙南道		七、〇四四	六、七七一	四、二五〇	六、二四四	五、八五五	八、五〇三	九、四三三	一、四、三三三	一、七、三三三	二、三、九三三	三、四、四三三	四、三、三三三	三、八、八七	五、四、四三三	五、四、四三三	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
黄海道		六、一四八	—	八、五〇〇	一、三、四三	一、六四四	二、九三三	三、九三三	三、四三三	三、五五五	八、八七	六、二〇〇	七、〇三三	七、一五五	七、〇三三	七、〇三三	九、八一九	九、五七七	八、七〇八
平安南道		二、一五〇	二、三六五	二、四七五	三、五三三	二、九九九	四、五五五	三、八四四	三、四三三	四、五七七	五、六三三	七、〇三三	七、一五五	七、一五五	九、五七七	八、七〇八	九、八一九	九、五七七	八、七〇八
平安北道		三、五〇〇	一、六五〇	三、一〇〇	二、七〇五	三、四〇〇	三、六三三	三、五五五	四、四三三	四、五七七	五、六三三	六、二〇〇	五、一四八	一、八、八〇	二、九、九三三	三、三、五七七	三、九、九三三	三、三、五七七	三、三、五七七
江原道		六、一四八	六、七九二	一、三〇〇	六、九三三	六、九三三	八、〇三三	一〇、〇七	二、一、四三三	二、一、八三三	二、四、三三三	四、三、三三三	四、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三
咸鏡南道		二、五〇〇	二、六七四	五、八四三	五、三三三	五、三三三	四、三三三	七、一五〇	六、〇三三	七、八三三	一、一、六〇〇	二、一、八三三	一、七、四三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三
咸鏡北道		四、〇三三	四、八二八	三、六五五	三、〇四九	三、五〇三	三、七四四	三、六三三	二、八五五	二、九三三	三、〇三三	八、六三三	二、六、〇三三	一、九、七〇〇	二、八、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三
計		三九、一三三	五四、四三三	四三、六四三	七二、〇三三	七〇、二九七	七四、二一六	七二、四三三	九一、〇〇〇	九一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇

第十七表

漁期、漁場及漁具

(漁獲高五十萬圓以上のもの)

附 表

鯖

(さば)

(코ットン어)

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
全羅南道	自五月至十月	六月、七月	青山島、巨文島、濟州島沿海	流網、巾着網、一本釣
慶尙北道	周 年	自四至六、自十至十一	沿海一帶	巾着網、流網、大敷網、角網、臺網、延繩
慶尙南道	自三至七、自九至十二	自四至五、十月	巨濟島、長承浦、欲知島及方魚津近海	巾着網、流網、手釣
黃海道	自六月至十月	自七月至八月	長山串、椒島近海	地曳網、流網
平安南道	自六月至十月	自七月至九月	大同江口沖合	延繩、一本釣
江原道	自四月至十一月	六月、十月	長箭、注文津、竹邊其の他の全沿海	大敷網、流網
咸鏡南道	自五月至十一月	六月、十月	全沿海	逐魚網、巾着網、流網、延繩
咸鏡北道	自五至七、自九至十一	六月、十月	城津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、清津、大草島、西水羅地先	揮擢網、巾着網、流網
忠清南道	自四月至十月	自七月至八月	鰲川面各島近海	地曳網、焚寄網
全羅北道	自七月至十一月	自八月至九月	古群山島、於青島近海	地曳網、焚寄網
全羅南道	自四月至十二月	自六月至十一月	濟州島、楸子島、安島、所里島、太郎島沿海	地曳網、揮擢網、焚寄網、大敷網、防陣網
慶尙北道	自五月至十一月	自六月至十月	沿海一帶	地曳網、揮擢網、權現網、船曳網
慶尙南道	自四月至翌年一月	五、六月、九、十月	鎮海灣及統營、蔚山、東萊各郡沿海	船曳網、地曳網、焚寄網、巾着網
黃海道	自四至六、自八至十一	自九月至十月	夢金浦、椒島、大小青島、龍湖島沿海	地曳網、魚箭

鯧

(いわし)

(미요르치)

平安南道	自五月至十月	自八月至九月	德島	地曳網
江原道	自五月至十一月	自六月至十一月	巨津、大浦、注文津、竹邊其の他各沿海	揮羅網、地曳網、巾着網、流網
咸鏡南道	自五月至十一月	七月、十一月	全沿海	揮羅網、地曳網、巾着網、流網
咸鏡北道	自五月至十一月	七月、十一月	全沿海	地曳網、流網、巾着網
明太魚 (めんたい)				
(ミヨンテイ)				
江原道	自九月至翌年三月	自十月至翌年一月	大浦、巨津沿海	延繩、舉網
咸鏡南道	自十一月至翌年三月	十二月、一月	咸興、洪原、北青、利原、瑞川郡の沖合	刺網延、繩舉網
咸鏡北道	自九月至翌年五月	三月、四月	道沖合	角網、舉網、延繩、刺網
石首魚 (ぐち)				
(チヨキ)				
京畿道	自四月至八月	七月	江華島、屈業島近海	建干網、碇船網、鮫鱈網
忠清南道	自四月至十月	自四至六、自九至十	整川而各島近海、安眠島、古群山島近海	鮫鱈網、中船網、碇船網、網
全羅北道	自四月至十一月	自五月至六月	古群山島、竹島、煙島、於青島近海及沿岸一帯	船網、延繩、一本釣
全羅南道	周年	五、六、九、十月	蟬島、所安島、珍島沿海	延繩、鮫鱈網、柱木網、魚箭
慶尙南道	自四月至十一月	自五月至九月	南海島、巨濟島沿海	鮫鱈網、延繩
黃海道	自四至六、自八至十二	五月	延平島、月乃島、椒島近海、茂島沿岸	角網、小臺網、延繩、一本釣
平安南道	自五月至十月	自五月至六月	上下芒魚漢川沖合、大同江口	鮫鱈網、中船網、柱木網、魚箭
平安北道	自四月中旬至十月	自五月中旬至六月	圃島、薪島、魚泳島、身彌島、大和島附近	鮫鱈網、魚箭、延繩

附 表

		鱈 (さわら)			(サムチ)	
道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法		
忠清南道	自四月至六月	自五月至六月	牙山灣沖、鰲川面各島近海	流網		
全羅北道	自五月至六月	五月	古群山島、竹島、煙島近海	流網		
全羅南道	自四月至十一月	五月、十月	羅老島、安島、嵩島、巨文島、所安島、蠟島	流網、曳網、漕釣		
慶尙北道	周 年	自十月至十二月	沿海一帶	流網、大敷網、角網、巾着網、曳釣		
慶尙南道	自二至六、自八至十二	自九月至十月	南海島、巨濟島及方魚津近海	角網、小臺網、流網、曳網、流網		
黃海道	自三至五、自八至十	四月、九月	席島、延平島、夢金浦、龍湖島近海	地曳網、魚箭		
平安南道	自六至七、自九至十	六月、九月	大同江口沖合	流網		
平安北道	自五月初至十月	七月、十月	圓島、蒼島、魚泳島、身彌島、大和島附近	鯨鱸網、流網、魚箭		
江原道	自六月至十二月	自八月至十月	沿海一帶	大敷網、曳釣、揮羅網		
咸鏡南道	自二月至十一月	三月、十月	利原郡以南各郡沿海	刺網、大敷網、揮羅網、曳釣		
咸鏡北道	自五月至十一月	六月、十月	城津灣、浦項、黃津、五常津、漁大津、大原島、西水羅地先	大敷網、大謀網		
鮮 (た ら) (テ ク)						
忠清南道	自十一月至翌年三月	自十二月至二月	鰲川面各島近海、於青島沖合、各郡近海	延繩		
全羅北道	自十一月至翌年三月	自十二月至一月	於青島、古群山近海	延繩		
全羅南道	自十一月至翌年四月	十二月、一月	黑山島、蠟島、鞍馬島沿海	延繩		

慶尙北道	自十一月至翌年四月	自十二月至翌年二月	沿海一帶	壹網、角網、延繩、刺網
慶尙南道	自十一月至翌年二月	自十二月至翌年一月	鎮海灣內及巨濟島、加德島沿海	小臺網、防簾、延繩、掛釣
黃海道	自二月至六月	自三月至四月	椒島、大青島、漁化島近海	延繩
平安南道	自三月至五月	自三月至四月	大同江口沖合	延繩
平安北道	五月初旬		大和島沖	鮫鱈網、鯛延繩
江原道	周	自十月至翌年五月	長筒、巨津、注文津、汀羅津、竹邊沿海	延繩
咸鏡南道	自二月至十一月	四月、九月	利原郡沿海を主とし全沿海	延繩
咸鏡北道	周	自三至五、自九至十一	鏡城灣、清津灣、造山灣沖合	延繩、刺網
忠清南道	自五月至十一月	自五至六、自九至十一	外烟島近海	延繩、一本釣、五智網
全羅北道	自五月至十一月	自五至六、自九至十一	竹島、古群山島、於青島	延繩、一本釣、五智網
全羅南道	周	五、六、九月	莞島、海南、濟州、蟬島、巨文島沿海	延繩、一本釣、縛網、繰網、
慶尙北道	自五月至十一月	自六月至八月	沿海一帶	揮羅網、打瀬網
慶尙南道	周	自四月至五月及十月	南海島、欲知島、蘆臺島、巨濟島及	大敷網、角網、地曳網、延繩
黃海道	自四月至十月	自五月至六月	東萊郡、大邊近海	延繩、一本釣、五智網、手繰網
平安南道	自五月至十一月	自八月至十月	睡鴨島、延平島、椒島、長山串近海	延繩、一本釣、
平安北道	自五月至十月	八月、九月	大同江口沖合	鮫鱈網、延繩
江原道	自五月至九月	六月、七月	圓島、大和島、薪島沖	揮羅網、大敷網
			通川郡、高城郡、三陟郡、蔚珍郡	

鯛 (た い) (トウミ)

附 表

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
咸鏡南道	自五月至九月	七月	全沿海	延繩、揮羅網、縛網
咸鏡北道	自五月至十月	十月	清津、漁大津、西水羅、城津、獨津、清津地先	延繩、一本釣
鯨 (にしん) (칭) (チヨンオ)				
慶尙北道	自十二月至翌年四月	自一月至二月	迎日灣及清河灣を主とし全沿海	壺網、角網、刺網、舉網、揮羅網
慶尙南道	自十二月至翌年三月	自一月至二月	蔚山灣	刺網、壺網
江原道	自十二月至翌年四月	自一月至三月	長箭灣、墨湖津、巨津里沿海	舉網、壺網
咸鏡南道	自二月至五月	三月、四月	元山灣を主とし全沿海	舉網、壺網、揮羅網
咸鏡北道	自十月至五月	十一月、二、三月	五常津、漁大津、清津及造山灣地先	巾着網、刺網、舉網
太刀魚 (たちのうお) (칼) (カルチ)				
京畿道	自六月至九月	六月	仁川近海	鯨網
忠清南道	自五月至九月	自五至六、自八至九	鹿島附近沖合	鯨網、柱木網、魚箭、碇船網、網船網
全羅北道	自四月至十一月	五、六、九、十月	古群山島、竹島、煙島、於青島近海	鯨網、柱木網、魚箭、延繩
全羅南道	自五月至十二月	六、七、十月	蟬島、所安島、珍島の各沿海	網、角網、延繩、一本釣
慶尙北道	自六月至十二月	自九月至十月	沿海一帶	大敷網、臺網、角網、延繩
慶尙南道	自四至七、自九至十一	自五至六、自八至十	南海島、巨濟島及東萊、蔚山郡近海	角網、小臺網、一本釣、延繩、船曳網、地曳網

附 表

<p>忠清南道</p>	<p>自四月下旬至八月下旬</p>	<p>自六月中旬至七月下旬</p>	<p>泰安、釜川而諸島</p>	<p>手採</p>
<p>忠清南道 全羅北道 全羅南道 慶尙北道 慶尙南道 黃海道 平安南道 平安北道 江原道 咸鏡南道 咸鏡北道</p>	<p>自二月至十二月 自三月至八月 自四月至十二月 周 周 自三至五、自九至十二 自三月至五月 自四月至十月 周 自三月至十一月 周</p>	<p>自二至五、十一月 自五月至六月 五、六、九、十月 自五月至十二月 自十月中旬至十一月 四月、十月 自四月至五月 五月、六月 自五月至十月 四月、十月</p>	<p>釜川に屬する各島近海 竹島、於青島、古群山群島近海 莞島、海南、麗水、蠟島沿海 沿海一帯 南海島、欲知島近海より巨濟島沖合、蔚山、佃竹浦より亭子里沖合 延平島、九月浦、巡威島、椒島近海 大同江口、徳島近海 本道全沿海 全沿海 全沿海 全沿海</p>	<p>鮫鱈網、中船網、碇船網 一本釣 鱈網、手繰網、柱木網、刺網、一本釣 手繰網、打瀬網、延繩、地曳網 手繰網、打瀬網 一本釣、延繩、鮫鱈網、魚箭 延繩 鮫鱈網、打瀬網、手繰網 手繰網、刺網、忽致網、延繩 忽致網、延繩、手繰網 刺網、延繩、手繰網、忽致網</p>
<p>黃海道 平安南道 平安北道</p>	<p>自八月至十一月 自八月至十一月 自六月至十月</p>	<p>自九月至十月 自九月至十月 七月、九月</p>	<p>椒島、夢金浦、大青島、睡鴨島、龍湖島近海 全沿海 宣川、鐵山、定州各郡沿海</p>	<p>延繩、魚箭、地曳網、鮫鱈網 延繩、魚箭、鮫鱈網 鮫鱈網、魚箭</p>
<p>海 蘿 (ふのり) (カサリ) (ガサリ)</p>				
<p>鰈 (かれい) (カジヤミ) (ガサミ)</p>				

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
全羅北道	自四月至九月	自六月至七月	於青島、古群山島	手採
全羅南道	自三月至九月	六月、七月	莞島、珍島、濟州島、大黑山島沿海	裸潜、手採
慶尙北道	自四月至六月	五月	慶州郡及盈德郡沿海	手採
慶尙南道	自三月至九月	自四月至六月	南海島、統營郡諸島及蔚山、東萊郡沿海	手採
黃海道	自四月至六月	四月	白翎島、麒麟島、月乃島、昌隣島、大小青島、巡威島沿岸、長山串	手採
江原道	自三月至五月	三月、四月	三陟、蔚珍各郡沿海	手採
(あ じ) (チヨヌクワソナイ) 鱈				
全羅南道	自五月至十月	六月、十月	莞島、濟州島沿海	大敷網、地曳網、一本釣
慶尙北道	自五月至十二月	自九月至十一月	甘浦、九龍浦近海	流網、巾着網、地曳網、大敷網、臺網、角網
慶尙南道	自三至六、自九至十一	四五、十月	巨濟島、蔚山、方魚津、南海島近海	巾着網、角網類、焚寄網
(え び) (セウ) 鰈				
京畿道	自四月至十月	五月、九月	江華島近海	鹽船網、柱木網、弓船網
忠清南道	自四月上旬至十月下旬	自四至六、自九至十	牙山灣、淺水海灣、錦江流域	曳網、浮内鮫鱈網、弓船網、魚箭
全羅北道	周年	自五月至九月	錦江、萬頃江口、菑浦灣	曳網、浮内鮫鱈網、弓船網、魚箭
全羅南道	自五月至十一月	六月、九月	羅老島、光陽、靈光郡法聖浦灣沿海	槽網、打瀬網、弓船網、鮫鱈網、魚箭、柱木網

慶尙南道 黃海道 平安南道 平安北道 江原道	周 自五月至十月 自五月至十月 自三月至十月 自十二月至翌年三月	自四至六及十月 自六月至八月 五月、九月 四、五、九、十月 二月	鎭海灣、統營、三千浦近海 甌山島、龍媒島、睡鴨島近海 安州、平原、龍岡郡沿岸 清川、鴨綠江口 三陟郡、蔚珍郡	打瀨網、手繰網、漕網 醜船網、弓船網、鮫鱈網 柱木網、叉手網、醜船網、弓船網 囊網、鮫鱈網、蝦籠、弓船網、手繰網
全羅南道 慶尙北道 慶尙南道 黃海道 江原道 咸鏡北道	自十月至翌年五月 周 自十月至翌年四月 自十月至翌年四月 自十月至翌年四月 自三至五、自九至十一	二月、三月 自七月至十二月 十一月、十二月 自十一月至翌年三月 二月、三月 四月、十月	大黑山島沖合 長鬐岬沖合 蔚山郡沖合 大青島近海 長箭沿海 鏡城灣、造山灣沖合	諾威式捕鯨船 諾威式捕鯨船 諾威式捕鯨船 諾威式捕鯨船 諾威式捕鯨船 諾威式捕鯨船
京畿道 忠清南道 全羅北道 全羅南道	自二月至十月 周 自十二月至翌年三月 自五月至十二月	二、三、五、六月 自一至四、自八至九 自十一月至翌年一月 五、六、九、十月	仁川、江華島近海、南陽灣 牙山灣、唐津郡沖合 錦江 務安、光陽、高興、靈巖各郡沿海	建千網、掛網 曳網、魚箭、中船網、建千網 石防籠、刺網 四手網、鮫鱈網 魚箭、繰網、建切網、刺網、地曳網、投網

附 表

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
慶尙北道	自九月至翌年五月	自一月至三月	迎日灣を主とし沿海一帯	旋刺網、壺網、投網
慶尙南道	自十二月至翌年五月	二月、三月	南海島、巨濟島沿海	敷網、石繰、揚繰網、巾着網
黄海道	自三月至十一月	自三至四、自九至十	禮威江口、甌山島、釜浦、龍湖島、熊島沿岸	刺網
平安南道	周 年	五月、九月	大同江、清川江、各灣露筋	建干網、掛網、魚箭、地曳網
平安北道	周 年	自十二月至翌年三月	鴨綠江、清川江口、鐵山、龍川、宣川	建干網、魚箭、浦防網
江原道	自七月至十二月	八月、九月、十月	水源端、竹邊、其の他の沿海	掛網、地曳網
咸鏡南道	自十一月至翌年一月	自十二月至翌年一月	永興灣、安邊郡、浪城江	揮羅網、遮網
咸鏡北道	自三月至五月	三月、四月	豆滿江	地曳網
(부리) (반오)				
全羅南道	自十月至三月	十一月、十二月	濟州島、楸子島、墨山島 巨文島沿海	一本釣、建網、大敷網
慶尙北道	自五月至十二月	自六月至七月	沿海一帯	大敷網、臺網、角網、地曳網、延繩、一本釣
慶尙南道	自六月至三月	十二月	蔚山郡、統營郡近海	角網、一木釣、延繩、擬餌釣
黄海道	自八月至十一月	十月	大青島、夢金浦、龍湖島、楸島近海	魚箭、地曳網
江原道	自五月至十二月	七月、十月	靈津、莊湖津其の他の沿海	大謀網、曲建網、揮羅網
咸鏡南道	自六月至十一月	自六月至十月	利原郡以南全沿海	大謀網、揮羅網
咸鏡北道	自五月至十一月	六月、十月	城津灣、黃津、五當津、漁天津、清津、大原島、西水羅地先	大謀網、刺網

鱧 (はも)

(チャムチャンオ)
장 장 어

京畿道	自八月至十月	九月	仁川近海	延繩、鮫鱧網
忠清南道	自四月至十月	自四月至五月	外煙島附近	鮫鱧網、中船網、魚箭
全羅北道	自五月至九月	自六月至七月	古群山島、鞍馬島近海	鮫鱧網、延繩
全羅南道	自五月至十一月	六月、十月	羅老島、金鰲島、鹿島、麗水、所安島、莞島、蝸島沿海	延繩、打瀬網、手繰網
慶尙北道	周	自六月至十月	沿海一帶	延繩
慶尙南道	自五月至十一月	五月	蛇梁島近海及鎮海灣、子郊灣	延繩、手繰網、打瀬網
黃海道	自五月至十月	七月、八月	龍湖島、夢金浦、椒島近海	延繩、一本釣

和布 (わかめ)

(メーヨク)
메 요크

忠清南道	自五月至七月	六月	鰲川面諸島近海、泰安諸島近海	鎌
全羅北道	自三月至八月	自四月至五月	於青島、古群山島	竿捲鎌
全羅南道	自三月至八月	三月、五月	濟州島、莞島、珍島、大黑山島沿海	裸潛、徒歩
慶尙北道	自三月至七月	自二月至五月	沿海一帶	菊採
慶尙南道	自三月至十月	自三月至五月	蔚山、東萊、統營、泗川、南海各郡沿岸	竿捲鎌、裸潛
黃海道	自三月至六月	自四月至五月	登山串、麒麟島、麻蛤島、大小青島近海	手採
江原道	自四月至六月	四月、五月	高城、三陟、蔚珍其の他各郡沿海	菊採
咸鏡南道	自四月至六月	六月	定平郡以北全沿海	卷採、菊採

附 表

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
咸鏡北道	自二月至八月	五月、六月	全沿海地先	荊球
海苔 (のり) (キム)				
忠清南道	自一月至四月	自二月至三月	鰲川、泰安に屬する諸島	手採
全羅北道	自一月至四月	自二月至三月	於青島、古群山島	手採
全羅南道	自十二月至翌年四月	一月、二月	莞島、長興、光陽、高興、康津、濟州島沿海	手採、養殖
慶尙北道	自十一月至翌年三月	自十二月至翌年二月	各郡沿海	手採
慶尙南道	自十一月至翌年五月	自十二月至翌年二月	嶺津江口及洛東江口	手採、養殖
黃海道	自二月至四月	三月	登山串、麒麟島、巡威島沿海	手採
江原道	自十一月至翌年四月	十二月、一月	襄陽、三陟、蔚珍其の他沿海	手採
海鼠 (なまこ) (ヘーサム) (サ)				
忠清南道	自五月至翌年三月	自五至九、自十一月至翌年三月	泰安、鰲川面各島近海	潜水器、裸潜
全羅北道	自三月至八月	自五月至七月	於青島近海	裸潜、潜水器
全羅南道	自九月至翌年五月	自十月至翌年二月	莞島郡、麗水郡沿海	裸潜、潜水器
慶尙北道	自十月至翌年四月	自四月至六月	沿海一帶	裸潜、潜水器、猎突
慶尙南道	自九月至翌年四月	自十一月至翌年二月	巨濟島、欲知島沿海及鎮海湾内	桁網、潜水器

附 表

		鯨		(カ)		(サノオ)	
		(ク)		(カ)		(サノオ)	
忠清南道	五月、六月	五月中旬	於青島、竹島	延繩			
全羅北道	自六月至十一月	五月中旬	於青島、吉群山島、東波島近海	延繩			
全羅南道	自四月至十二月	五、六、九、十月	珍島、大黑山島、濟州島沿海	延繩			
慶尙北道	自五月至十二月	自七月至九月	沿海一帶	延繩、一本釣、角網、臺網、大敷網			
慶尙南道	周年	八、九月、自十一月至翌年三月	巨濟島、欲知島近海及蔚山郡東面、江東面沿海	延繩、一本釣、打瀬網			
黃海道	自五月至十月	自五月至六月	延平島、夢金浦、大青島近海	延繩			
平安南道	自四月至九月	自五月至七月	德島、大同江口沖合	延繩			
平安北道	自五月至八月	六月	磐城列島、大和島附近、宣川灣內	打瀬網、手續網、定釣、鯨鱈網			
江原道	自三月至十一月	四月、五月	大浦、注文津、竹邊、其他の沿海	流刺網、延繩			
咸鏡南道	自五月至八月	六月、七月	北青郡以南沿海	延繩			
咸鏡北道	自三月至十一月	六月、十月	鏡城灣、造山灣	延繩			
黃海道	自四至六、自九至十二	五月、十月	登山津、巡威島、麒麟島、大小青島、長山串、椒島沿岸、大東灣、德同沿岸	潛水器、裸潛、桁網			
江原道	自十月至翌年五月	二月、三月	大津、注文津、竹邊其の他の沿海	潛水器			
咸鏡南道	自八月至翌年四月	九、十月、三、四月	全沿岸	潛水器、裸潛、桁網			
咸鏡北道	自九月至翌年五月	九月	羅津灣、造山灣內	潛水器			

道名	漁期	盛漁期	主要漁場位置	漁具又は漁法
京畿道	自六月至九月	八月	屈業島、仁川近海	鮫鱈網、延繩
忠清南道	自五月至十一月	七月	孤島、安興、德積島附近	延繩、鮫鱈網
全羅北道	自四月至十月	自五月至七月	古群山島、煙島、竹島、於青島近海	鮫鱈網、柱木網、延繩
全羅南道	自五月至十月	七月、八月	高興、靈光郡沿海	鮫鱈網、中船網、延繩、柱木網、流網
慶尙南道	自三月至十一月	自四月至九月	南海島、巨濟島沿海	角網、小臺網、手繰網、延繩、一本釣
黃海道	自五月至十月	五月、八月	延平島、夢金浦、椒島近海	延繩、鮫鱈網、一本釣
平安南道	自五月至十月	五月、八月	上下芒魚島、大同江口沖合	一本釣、延繩、鮫鱈網、魚箭
平安北道	自五月至十月	七、八、九、十月	圓島、薪島、鶉島、身彌島、大和島附近	鮫鱈網、魚箭、延繩、一本釣
(えい) (カオリ) (ガオリ)				
京畿道	自六月至七月	六月	江華島近海	懸繩、建干網
忠清南道	自四月至十二月	自五至六、自一至三	泰安、鰲川沖合、牙山灣附近	鮫鱈網、空掛、柱木網、延繩、中船網
全羅北道	周	自一月至三月	於青島、古群山島近海、苗浦灣外	延繩、空釣、鮫鱈網
全羅南道	自五月至十二月	六、七、十月	蠟島、大黑山島、長興、光陽、麗水郡沿海	延繩、鮫鱈網、手繰網、打瀬網
慶尙北道	自八月至翌年五月	自七月至十月	沿海一帶	手繰網、打瀬網、地曳網、延繩
慶尙南道	周	自十月至三月	洛東江口、鎮海灣	打瀬網、延繩
黃海道	自二月至九月	三月、六月	平島、巡威島、白翎島、椒島近海	延繩、鮫鱈網、魚箭、空釣

忠清南道	周	五月、十月	南陽、江華郡及仁川沿海 牙山灣、錦江流域沿海	手繰 手繰
	自三月至十一月			
京畿道	牡蠣	(かき)	(きくら)	
咸鏡北道	自十一月至八月	七月、八月	富寧郡以南全沿海	潜水器、裸潜、突捕
咸鏡南道	自五月至八月	七月、八月	原郡沿海	潜水器、裸潜
江原道	自四月至九月	七月、八月	長箭、注文津、莊湖津、竹邊其他沿海	潜水器、据潜
慶尙南道	自一月至八月	自五月至七月	蔚山、東萊、統營郡沿海	潜水器、裸潜
慶尙北道	自一月至九月	自六月至八月	沿海一帶	裸潜、猎突、潜水器
全羅南道	自一月至十月	四月、五月	安島、所安島、青山島、太郎島沿海	潜水器、裸潜
全羅北道	自三月至八月	自五月至七月	濟州島、楸子島、大黑山島、巨文島、	裸水器、裸潜
忠清南道	自五月至十一月	自六月至七月	泰安、鰲川面諸島近海	潜水器、裸潜
平安南道	自三月至八月	自四月至六月	全沿海	空釣
平安北道	自四月下旬至十月	六月、七月	圓島、薪島、身彌島、大和島	鮫鱈網、空釣、魚箭
江原道	自八月至翌年三月	一月、二月	江陵、三陟、蔚珍郡	手繰網、刺網、釣
咸鏡南道	自四月至十月	六月	北青、利原、端川郡沿海	延繩、勿致網
咸鏡北道	自三月至十一月	四月、十月	鏡城灣、清津灣、明川、城津郡地先	延繩、刺網
鮑 (あわび) (チヨンボク)				

道 名	漁 期	盛 漁 期	主 要 漁 場 位 置	漁 具 又 は 漁 法
全羅北道	周 年	五月、十月	光陽、高興、海南、務安沿岸	手繰
全羅南道	自十月至翌年四月	自十一月至翌年二月	慶州郡沿海	裸漚
慶尙北道	自十月至翌年四月	自十一月至翌年二月	河東、昌原沿海	貝挾及手採
慶尙南道	自十月至翌年四月	自十一月至翌年二月	海州灣及各島嶼沿海	手採
黃海道	自八月至翌年四月	三月、九月	廣陽灣漢川浦清川江口	貝挾及手採
平安南道	自三月至十二月	四、五、九、十月	梨嘉浦各島嶼沿海	貝挾及手採
平安北道	自四月至十一月	九月	元山灣	貝挾
咸鏡南道	自九月至翌年四月	十一月	黃角浦	貝挾
咸鏡北道	自九月至翌年五月	十、十一月		
(ヒラメ)				
(ノアチ)				
忠清南道	自四月至十月	四、五月	竹島、於青島、古群山近海	鯨鯢網、魚箭、延繩
全羅北道	自五月至八月	六月	濟州島、嶽子島、蝟島、所安島、巨文島、青山島、安島、羅老島、沿海	一本釣、打瀬網、手繰網
全羅南道	周 年	六、七月	沿海一帶	手繰網、打瀬網、地曳網、延繩
慶尙北道	周 年	自五月至十二月	南海、欲知、巨濟島及蔚山東萊各郡近海	打瀬網、手繰網、手釣
慶尙南道	周 年	自十月至四月	延平島、椒島、龍湖島近海	延繩、鯨鯢網、魚箭
黃海道	自四月至七月	五月		

咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道
自五月至七月	自五月至八月	周年	自四月下旬至十月	自三月至五月
六月	六、七月	自八月至十一月	五、六月	五月
全沿海	北青郡を主として全沿海	三陟、蔚珍郡	全沿海	大同江口、徳島近海
手繰網、忽致網、延繩	忽致網、延繩	手繰網、延繩	鮫鱈網、打瀬網、手繰網	延繩

附 表

昭和五年九月二十五日印刷
昭和五年九月二十八日發行

朝鮮總督府殖産局

京城府太平通貳丁目壹番地

印刷所 大海堂印刷株式會社